

HATSUTA

初 田 製 作 所

FIRE EXTINGUISHING SYSTEMS | 消火設備総合カタログ |

ミライを守る

製作所 Spread Innovation,
Spread Safety.



Contents

消防法令 5

水系消火設備 19

 パッケージ型消火設備 27

 パッケージ型自動消火設備 29

泡消火設備 37

ガス系消火設備 45

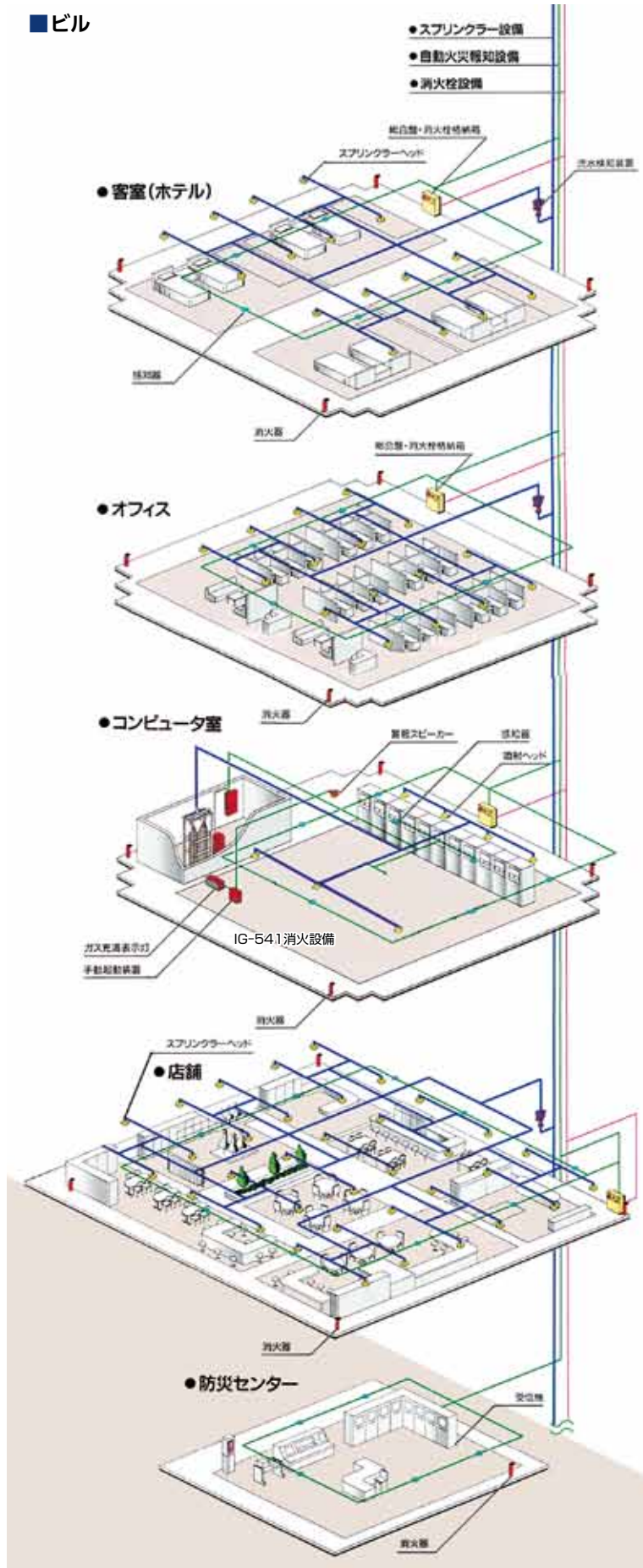
 不活性ガス消火設備 (IG-541) 47

 不活性ガス消火設備 (CO₂) 51

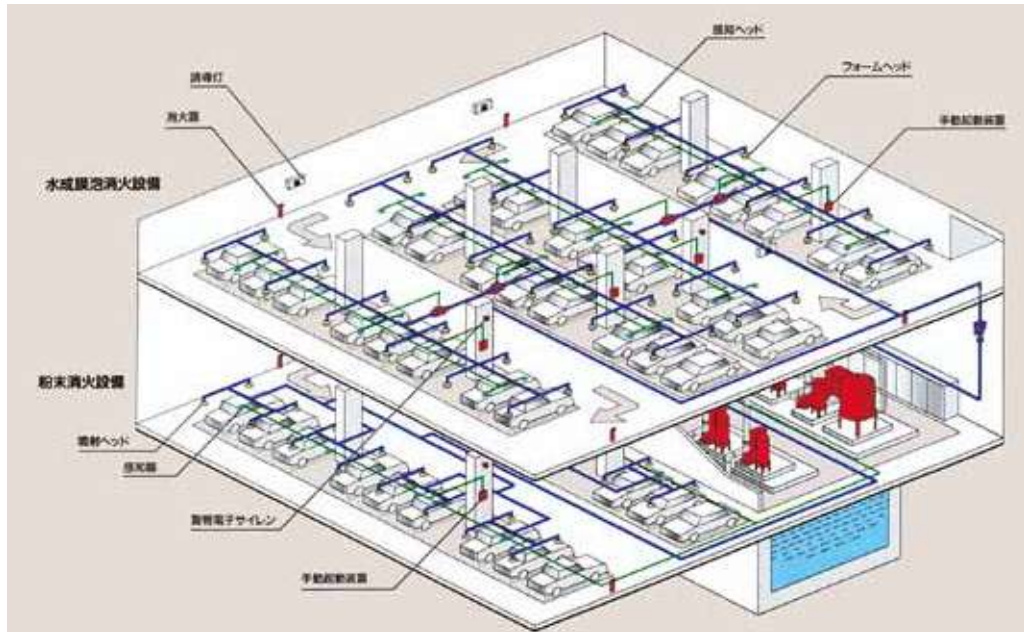
 ハロゲン化物消火設備 55

粉末消火設備 57

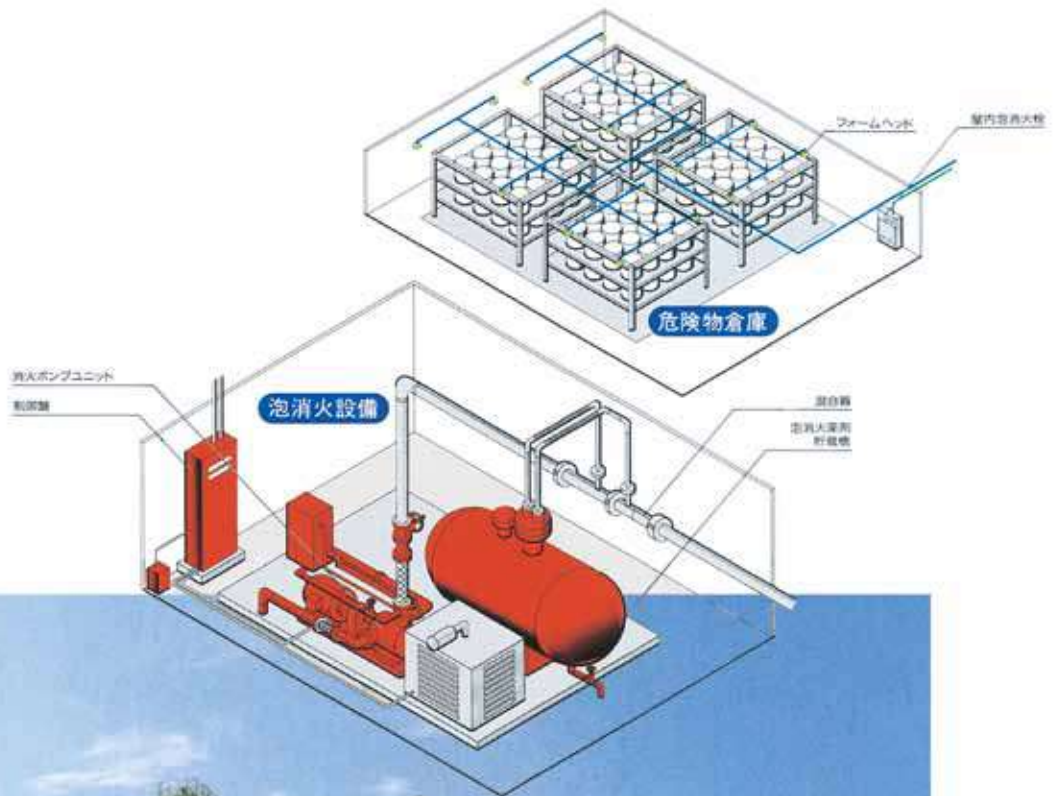
| 消火設備設置イメージ



■ 自走式駐車場



■ 危険物施設



消防法令

水系消火設備

泡消火設備

ガス系消火設備

粉末消火設備

01 消火設備の種類



IG-541消火設備

IG-541消火設備は密閉された室内に最適な消火設備です。データセンターやコンピューター室、電子機器や精密機器の消火には欠かせない消火設備です。消火剤による汚れが最も少なく、また窒息性もない「人に、環境にやさしい」設備です。

水系消火設備

あらゆる物質の内もっとも気化潜熱が大きい水を使用しますので、効果的な冷却消火が行えます。



泡消火設備

油などの危険物に対する消火手段として最大の効果を発揮します。フォームヘッドから放射された泡が火災面を覆って消火します。

不活性ガス消火設備

消火剤による汚れが一番少ないのが、IG-541及び二酸化炭素です。インテリジェントビルのコンピューター室や立体駐車場に設置例が多く、電子機器や精密機器の消火に欠かせません。



粉末消火設備

ハンディタイプの消火器の90%は粉末です。万能といわれる程、さまざまな消火に効果を発揮します。

02 対象施設ごとの消火設備

どのような場所にどのような消防設備が必要なのでしょうか？
ハツタは豊富な施工経験で、最適システムをご提案いたします。

対象物	設備の種類	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	水噴霧消火設備	泡消火設備	不活性ガス消火設備	粉末消火設備	パッケージ型自動消火設備	消火器	自動火災報知設備	避難設備関連機器
劇場・映画館・公会堂・集会場等		●	●						●	●	●
キャバレー・ナイトクラブ・遊技場・ダンスホール・カラオケボックス・性風俗営業店等		●	●						●	●	●
レストラン・料亭・飲食店等		●	●						●	●	●
デパート・大型店舗等・スーパー・店舗・ショールーム等		●	●						●	●	●
ホテル・旅館等		●	●					●	●	●	●
マンション・アパート等共同住宅・寮等		●	●					●	●	●	●
病院・診療所・福祉施設・グループホーム・幼稚園・特殊学校等		●	●					●	●	●	●
学校・大学・専門学校等		●	●					●	●	●	●
図書館・博物館・美術館等		●				●		●	●	●	●
公衆浴場・特殊浴場等		●	●					●	●	●	●
駅・バスターミナル・エアポート・フェリーポート等		●			●		●	●	●	●	●
神社・寺院・教会等		●						●	●	●	●
工場設備	電子精密機器製造設備	●						●	●	●	●
	塗装設備	●				●		●	●	●	●
	自動車整備設備	●				●	●	●	●	●	●
	各種製造設備	●			●	●	●	●	●	●	●
その他工場・作業所等	●				●	●	●	●	●	●	
映画スタジオ・TVスタジオ等	●							●	●	●	
駐車場	平面又は立体駐車場(自走式)			●	●		●	●	●	●	●
	タワーパーキング					●		●	●	●	
	機械式駐車場					●	●	●	●	●	
	屋上駐車場				●	●	●	●	●	●	
	地下駐車場				●	●	●	●	●	●	●
その他の自動車車庫				●	●	●	●	●	●	●	
航空機・格納庫等	●			●	●	●	●	●	●	●	
倉庫	一般倉庫	●	●					●	●	●	●
	一般危険物倉庫(石油・アルコール等)				●	●	●	●	●	●	●
	危険物倉庫(金属粉等)				●	●	●	●	●	●	●
	指定可燃物倉庫(可燃性液体類、その他の指定可燃物)			●	●	●	●	●	●	●	●
	指定可燃物倉庫(樹脂・綿・紙・木材・ゴム等)			●	●	●		●	●	●	●
オフィスビル・事務所等	●							●	●	●	
複合用途ビル・多目的ビル等	●	●						●	●	●	
地下街・準地下街等	●	●						●	●	●	
重要文化財・重要有形民俗文化財史跡等								●	●	●	
アーケード(50m以上)								●	●	●	
車輛								●	●	●	
船舶				●				●	●	●	
付帯設備	電気室					●	●	●	●		
	コンピュータ室					●		●	●		
	ボイラー室					●	●	●	●	●	
	厨房						●	●	●	●	
	駐車場				●	●	●	●	●	●	
	実験室・薬品室				●	●	●	●	●	●	
石油精製化学プラント・化学工場					●			●	●		
LNG/LPGタンク・タンクヤード								●	●		
石油タンク・タンクヤード					●			●	●		
シーバス					●	●	●	●	●		
ガソリンスタンド					●			●	●		
洞道・トンネル	●					●		●	●		
発電所・変電所						●		●	●		
可燃性及び毒性ガス貯蔵庫・取扱所								●	●		
一般住宅								●	●		

・この一覧表は標準的な対象物と消防設備の対比表です。●印の設備は、対象物への適合を表します。詳しくは弊社担当者までおたずね下さい。
・一般用途における適合として、都道府県条例、構造、所轄消防指導要綱等によっては適用外となる場合があります。

消防法令

水系消火設備

泡消火設備

ガス系消火設備

粉末消火設備

消防法令の設備早見表と解説

消防法第17条

消防用設備等の種類		令第10条			一般	
		消火器具			延べ面積 (㎡以上)	
		一般 延べ面積 (㎡以上)	地階・無窓階 又は3階以上 床面積 (㎡以上)	少 危 量 物 等		
防火対象物の別(令別表第一) 第17条第1項 令第6条						
(一)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場	全部 150	全部 50	一、少量危険物(指定数量の1/5以下)指定数量未満のもの)又は、指定可燃物(危険物政令別表第四で定める数量のもの)	500 (1,000) (1,500)	
(二)	イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブ等 ロ 遊技場又はダンスホール ハ 性風俗関連特殊営業店舗等、総務省令で定めるもの ニ ガラオケボックス等で総務省令で定めるもの	全部	全部		700 (1,400) (2,100)	
(三)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店	全部 ※1	全部 ※1		700 (1,400) (2,100)	
(四)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	150	50		700 (1,400) (2,100)	
(五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅				700 (1,400) (2,100) ☆1	◆
(六) ※1	イ (1) 診療科名中に特定診療科名を有し、療養病床又は一般病床を有する病院 (2) 診療科名中に特定診療科名を有し、4人以上の患者の入院施設を有する診療所 (3) 病院((1)以外)、有床診療所((2)以外)、入所施設を有する助産所 (4) 無床診療所、無床助産所	全部	全部		700 (1,400) (2,100)	
	ロ (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム等 (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設等	150	50		700 (1,400) (2,100) ☆1	
	ハ (1) 老人デイサービスセンター等 (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所等 (4) 児童発達支援センター等 (5) 身体障害者福祉センター等 ニ 幼稚園又は特別支援学校	全部	全部		700 (1,400) (2,100)	
	イ 小学校、中学校、養護教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	150	50		700 (1,400) (2,100)	
	ロ 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	300			700 (1,400) (2,100)	
	ハ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するものに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	150			700 (1,400) (2,100)	
(七)	車両の停車場又は船舶もしくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る)	300			1,000 (2,000) (3,000)	
(八)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの		50		700 (1,400) (2,100)	
(九)	工場又は作業場				700 (1,400) (2,100)	
(十)	イ 映画スタジオ又はテレビスタジオ ロ 自動車車庫又は駐車場 ハ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫	150			700 (1,400) (2,100)	
(十一)	倉庫				1,000 (2,000) (3,000)	
(十二)	前各項に該当しない事業場	300			700 (1,400) (2,100)	
(十三)	イ 特定用途(※)が存する複合用途防火対象物 ロ イ以外の複合用途防火対象物	当該用途の基準による	50		当該用途の基準による	
(十四)	イ 地下街 ロ 準地下街 ※2	全部	全部		150 (300) (450)	
(十五)	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡等の建築物					
(十六)	延長50メートル以上のアーケード					
(十七)	市町村長の指定する山林					
(十八)	総務省令で定める舟車(規則第5条第10項)					

① 特定防火対象物とは、(一)項～(四)項、(五)項イ、(六)項イ、(七)項イ、(八)項イ、(九)項イ、(十)項イ、(十一)項イ、(十二)項イ、(十三)項イの防火対象物をいう。

② 特定用途とは、(一)項～(四)項、(五)項イ、(六)項イ、(七)項イの用途をいう。

③ 2以上の用途に供される防火対象物で第1条の2第2項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるもの主たる用途が(一)項～(十五)項の各項に掲げる防火対象物であるときは、当該防火対象物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。

④ (一)項～(十六)項に掲げる用途に供される建築物が(十六)の二に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物が、(十六)の二に掲げる防火対象物の部分とみなす。

⑤ (一)項～(十六)項に掲げる用途に供される建築物又はその部分が(十六)の三に掲げる防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(一)項～(十六)項に掲げる防火対象物又はその部分であるものとみなす。

⑥ (一)項～(十六)項に掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(十七)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(一)項～(十六)項に掲げる防火対象物又はその部分であるものとみなす。

※1 詳細は「水噴霧、泡、不活性ガス、ハロゲン化物、粉末設備」の欄外に記載。

※2 建築物の地階(地下街の各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(特定用途が存するものに限る。)

① 消火器具の適応性は令別表第二

② 設置方法は規則第9条～11条

③ 11階以上の部分に設置する消火器具を除き、屋内消火栓、スプリンクラー、水噴霧、泡、不活性ガス、ハロゲン化物、粉末の各消火設備を設置したときは設置能力単位を減少(規則第8条、令第10条3項)できる。

④ 二酸化炭素、ハロゲン化物の設置制限
二酸化炭素又はハロゲン化物(ただし、ハロン1301消火器を除く)消火器は地下街、準地下街及び換気について有効な開口部の面積が床面積の1/30以下で且つ当該床面積が20㎡以下の場所には設けることが出来ない。

※1 延べ面積150㎡未満のものにおいては、火を使用する設備(調理油温熱防止装置、自動消火装置等)が講じられたものを除く)を使用する階のみに設置する。

① 各階ごとに各部分から1号消火栓のホース接続口までの水平距離が1号消火栓にあっては25m以下、2号消火栓にあっては15m以下、広範囲型2号消火栓は25m以下となるようにすること。

② 水源の水量は屋内消火栓の設置個数が最も多い設置個数(最高2個)に1号消火栓・易操作性1号消火栓は2.6mを、2号消火栓にあっては1.2mを広範囲型2号消火栓にあっては1.6mを乗じた量以上とすること。

③ スプリンクラー、水噴霧、泡、不活性ガス、ハロゲン化物、粉末、屋外消火栓、動力消防ポンプの各消火設備の有効範囲内の部分(屋外消火栓、動力消防ポンプにあっては1階及び2階の部分に限る)は設置免除

④ 非常電源を削減すること。

⑤ ()内の数字は、主要構造部を準耐火構造としたもの(又は同等の準耐火性能を有するもの)で内装制限したものと又は主要構造部を耐火構造としたもの

()内の数字は、主要構造部を耐火構造としたもので内装制限をしたもの

☆1 (六)項イ(一)及び(二)並びにロで規則12の2で規定する火災発生時の延焼を抑制する構造を有するもの以外のものについては、当該数値(1,400又は2,100)又は1,000㎡に規則13の5の2に規定する「防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分」の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値

◆ 平成28年4月1日施行の際、現に存するもの並びに新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替の工事中のものについては令和7年6月30日までの間は従前の例による。

消防法施行令 昭和36年 3月25日 政令第 37号
 消防法施行令最終改正 令和元年 12月13日 政令第183号
 消防法施行規則 昭和36年 4月 1日 自治省令第 6号
 消防法施行規則最終改正 令和 2年 4月 1日 総務省令第35号

消防法令

水系消火設備

泡消火設備

ガス系消火設備

粉末消火設備

消 火 設 備		令 第 1 2 条						
令 第 1 1 条		ス プ リ ン ク ラ ー 設 備						
屋 内 消 火 栓 設 備	指 定 物	一 般	地 階 無 階	4階以上 10階以下	地階を除く階 数が11階以上 のもの	11階以上の階	指 定 物	
床面積 (㎡以上)	指 定 物	床面積の合計 (㎡以上)	床面積 (㎡以上)	床面積 (㎡以上)				
100 (200) (300)	危険物政令別表第四で定める数量の七五〇倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの(可燃性液体類を除く)	平屋建以外 6,000 注1 注3	1,000 注2	1,500 注2 注3	全部 注3	全部 注3	危険物政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの(可燃性液体類を除く)	
150 (300) (450)		平屋建以外 6,000	1,000	全部 注5 ◆1	1,000	全部		全部
		平屋建以外 6,000 注3			1,500 注3	全部 注3		全部 注3
		平屋建以外 3,000			1,000	全部		全部
		平屋建以外 6,000 注3			1,500 注3	全部 注3		全部 注3
		全部 注4 ◆1			全部 注6 ◆1			
200 (400) (600)		平屋建以外 3,000 注3 ◆1	1,000	全部 注5 ◆1	1,000	全部 注6 ◆1		
		平屋建以外 6,000 注3			1,500 注3	全部 注3		
		全部 注7 注8			全部 注5 注8	全部 注6 注8		全部 注3
		全部 注7 注8			全部 注5 注8	全部 注6 注8		
	全部 注7 注8	全部 注5 注8			全部 注6 注8			
150 (300) (450)		平屋建以外 6,000 注3	1,000	1,500 注3		全部 注3		
200 (400) (600)		平屋建以外 6,000 注3	1,000	1,500 注3	全部 注3			
150 (300) (450)		ラック式倉庫 天井高>10m、 かつ、延面積≧700(1,400)(2,100)以上						
200 (400) (600)		注9 注15	注10	注11	全部 注3			
当該用途の基準による		1,000 注12 注13 ◆2						
		1,000 かつ 注14				全部 注3		

◆1 六項イ(1)(2)及びロについては、1,000㎡に防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令の定める部分の床面積の合計を加えた数値の方が小である場合は、その数値が適用される。
 注意:広範囲型2号消火栓は(十二)項イ、(工場、作業場)及び(十四)項(倉庫)に設置することが出来ない。

パッケージ型消火設備(Ⅰ型及びⅡ型)の代替措置。
 下記条件に適用する防火対象物はパッケージ型消火設備に代替可。
 指定可燃物を取り扱うものを除き、(一)項から(十二)項、(十五)項に掲げる防火対象物又は(十六)項に掲げる防火対象物で(一)項から(十二)項、(十五)項の用途に供される部分で次の対象物(地階、無階階または火災のとき煙が著しく充満する恐れのある場所を除く)

Ⅰ型 耐火建築物: 地階を除く階数が6以下で延べ面積3,000㎡以下
 耐火建築物以外: 地階を除く階数が3以下で延べ面積2,000㎡以下
 防火対象物の階毎にその階の各部分からホース接続口までの水平距離が20m以下となるように設けること。又防護する部分の面積は850㎡以下とすること。

Ⅱ型 耐火建築物: 地階を除く階数が4以下で延べ面積1,500㎡以下
 耐火建築物以外: 地階を除く階数が2以下で延べ面積1,000㎡以下
 防火対象物の階毎にその階の各部分からホース接続口までの水平距離が15m以下となるように設けること。又防護する部分の面積は500㎡以下とすること。

注1 舞台床面積500㎡以上の場合、延面積に關係なく舞台部に必要
 注2 舞台床面積300㎡以上の場合、当該部分に必要
 注3 総務省令で定める部分を除く(スプリンクラー代替区画部分)
 注4 火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造(規則12条の2)を有するものを除く(平屋建て以外3,000㎡以上の場合を除く。)
 注5 火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造(規則12条の2)を有するものを除く(床面積1,000㎡以上の場合を除く。)
 注6 火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造(規則12条の2)を有するものを除く(床面積1,500㎡以上の場合を除く。)
 注7 火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造(規則12条の2)を有するものを除く(平屋建て以外6,000㎡以上の場合を除く。)
 注8 介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者(規則12条の3)を主として入所させる者以外にあっては延面積275㎡以上の必要。
 注9 (一)項~(四)項、(五)項イ、(六)項、(九)項イの用途に供される部分(スプリンクラー代替区画部分を除く。)
 注10 (一)項~(四)項、(五)項イ、(六)項、(九)項イの用途に供される部分で、当該用途に供される部分の床面積1,000㎡以上の場合必要。
 注11 (一)項、(三)項、(五)項イ、(六)項、(九)項イの用途に供される部分で、当該用途に供される部分(スプリンクラー代替区画部分を除く。)
 注12 地下街の延面積には、地下道に面した店舗、事務所等の部分の床面積のみならず、地下道部分も合計したものをいう。
 注13 延面積1,000㎡未満のものについては、(六)項イ(一)若しくは(二)又はロの用途に供される部分に必要(火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造(規則12条の2)を有するものを除く。)
 注14 (一)項~(四)項、(五)項イ、(六)項、(九)項イの用途に供されている部分の床面積の合計が500㎡以上の場合必要。
 注15 各用途部分の設置基準に従って設置する。

◆1 平成28年4月1日の施行の際、現に存するもの並びに現に新築、増築、改装、移転、修繕又は模様替えの工事中のものについては平成37年6月30日までの間は従前の例による。
 ◆2 (六)項イ①又は(二)のものについては平成28年4月1日の施行の際、現に存するもの並びに現に新築、増築、改装、移転、修繕又は模様替えの工事中のものについては平成37年6月30日までの間は従前の例による。

消防法令の設備早見表と解説

消防用設備等の種類		消 令 第 1 3 ~ 1 8 条					
		水 噴 霧 ・ 泡 ・					
		飛行機又は 回転翼航空機 の格納庫	屋上で回転翼航空機又は 垂直離着陸航空機の 発着の用に供するもの	防火対象物の道路の用 に供される部分 ※3 床面積 (㎡以上)	自動車の修理又は整備 の用に供される部分 床面積 (㎡以上)	駐車 の用 に 供される部分 床面積 (㎡以上)	発電機、変圧器等が設置 されている部分 ※4 床面積 (㎡以上)
防火対象物の別(令別表第一) 第17条第1項 令第6条							
(一)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 オ 公会堂又は集会場	全部	全部	屋上 その他 六〇〇 四〇〇	地階又は一階以上 一階 二〇〇 五〇〇	一、 地階又は二階以上は 二〇〇 二、 昇降機等の機械装置により十台以上収容するもの 屋上 三〇〇	二〇〇 粉未消火設備 ハロゲン化物消火設備 不活性ガス消火設備
(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等 ロ 遊技場又はダンスホール ハ 性風俗関連特殊営業店舗等、総務省令で定めるもの ニ カラオケボックス等で総務省令で定めるもの						
(三)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店	粉未消火設備 泡消火設備	粉未消火設備 泡消火設備				
(四)	イ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場						
(五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅						
(六) ※1	イ (1) 診療科名中に特定診療科名を有し、療養病床又は一般病床を有する病院 (2) 診療科名中に特定診療科名を有し、4人以上の患者の入院施設を有する診療所 (3) 病院(1)以外、有床診療所(2)以外、入所施設を有する助産所 (4) 無床診療所、無床助産所 ロ (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム等 ニ (2) 救護施設 ハ (3) 乳児院 ニ (4) 障害児入所施設 ニ (5) 障害者支援施設等			水噴霧消火設備 不活性ガス消火設備 粉未消火設備	泡消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉未消火設備	水噴霧消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備	
	イ (1) 老人デイサービスセンター等 (2) 更生施設 ハ (3) 助産施設、保育所等 (4) 児童発達支援センター等 (5) 身体障害者福祉センター等 ニ 幼稚園又は特別支援学校						
	イ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの						
	イ 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの						
	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するものに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場						
(七)	イ 車両の停車場又は船舶もしくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る)			泡消火設備			
(八)	イ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの						
(九)	イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ						
(十)	イ 自動車車庫又は駐車場 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫						
(十一)	イ 倉庫						
(十二)	イ 前各項に該当しない事業場						
(十三)	イ 特定用途(※)が存する複合用途防火対象物 ロ イ以外の複合用途防火対象物						
(十四)	イ 地下街 ロ 準地下街 ※2						
(十五)	イ 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡等の建築物						
(十六)	イ 延長50メートル以上のアーケード						
(十七)	イ 市町村長の指定する山林						
(十八)	イ 総務省令で定める舟車(規則第5条第10項)						

① 特定防火対象物とは、(一)項~(四)項、(五)項イ、(六)項イ、(十六)項イ、(十六の二)項、(十六の三)項の防火対象物をいう。

② 特定用途とは、(一)項~(四)項、(五)項イ、(六)項イ、(九)項イの用途をいう。

③ 2以上の用途に供される防火対象物で第1条の2第2項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるものの主たる用途が(一)項~(十五)項の各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。

④ (一)項~(十六)項に掲げる用途に供される建築物が(十六の二)項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、(十六の二)項に掲げる防火対象物の部分とみなす。

⑤ (一)項~(十六)項に掲げる用途に供される建築物又はその部分が(十六の三)項に掲げる防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるほか、(一)項~(十六)項に掲げる防火対象物又はその部分であるものとみなす。

⑥ (一)項~(十六)項に掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(十七)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(一)項~(十六)項に掲げる防火対象物又はその部分であるものとみなす。

※1 詳細は「水噴霧、泡、不活性ガス、ハロゲン化物、粉未設備」の欄外に記載。

※2 建築物の地階(地下街の各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(特定用途が存するものに限る。)

① 駐車場の用に供する部分で、すべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階は除外。

② 非常電源附置。

③ 指定可燃物(可燃性液体類に係るものを除く。)を貯蔵し、又は取扱う建築物その他の工作物にスプリンクラー設備を当該設備上の基準で設置したときは、その有効範囲内の部分については当該設備を設置しなくてよい。

※3 道路とは、道路法その他法令による道路及び自動車が行き止まりとなるもの。

※4 その他これらに類する電気設備とはリアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入しゃ断器、計器用変成器等。

※5 その他多量の火気を使用する部分とは、最大消費熱量が350kw以上のもの。

※6 動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を除く。

※7 動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品に限る。

※8 不燃性又は難燃性でない、ゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくすに限る。

※9 不燃性又は難燃性でない、ゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくすを除く。

火 設 備						令 第 1 9 条	令 第 2 0 条
不 活 性 ガ ス ・ ハ ロ ゲ ン 化 物 ・ 粉 末 設 備						屋外消火栓設備	動力消防ポンプ設備
鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分 ※5 床面積 (㎡以上)	通信機器室 床面積 (㎡以上)	指定可燃物					
		織花類、木毛、かんなくす、ぼろ、紙くす(※7)、石炭・木炭類	ぼろ、紙くす(※7)、石炭・木炭類	可燃性固体系、可燃性液体類又は合成樹脂類(※9)等	木材加工品、木くす		
二〇〇 粉末消火設備 ハロゲン化物消火設備 不活性ガス消火設備	五〇〇 粉末消火設備 ハロゲン化物消火設備 不活性ガス消火設備	危険物政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの	危険物政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの	危険物政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの	危険物政令別表第四で定める数量の一、〇〇〇倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの	ハ その他建築物 三、〇〇〇平方メートル以上 □ 準耐火建築物 六、〇〇〇平方メートル以上 イ 耐火建築物 九、〇〇〇平方メートル以上 地階を除く階数が二以上であるものにあつては一階及び二階の部分の床面積の合計が 地階を除く階数が一であるものにあつては一階の床面積、	泡、不活性ガス、ハロゲン化物、粉末の各消火設備を設置したときはその有効範囲の部分に対して設置免除。 二、屋外消火栓設備の設置対象物。(屋外消火栓又は一階若しくは二階にスプリンクラー、水噴霧、 一、屋内消火栓設備の設置対象物。(屋外消火栓を設置した時、又は一階もしくは二階に屋内消火栓、スプリンクラー、 水噴霧、泡、不活性ガス、ハロゲン化物、粉末の各消火設備を設置したときはその有効範囲内の部分に対して設置免除。)但し十六の二項は除外
		不活性ガス消火設備 (全域放出方式のもの) 水噴霧消火設備	不活性ガス消火設備 水噴霧消火設備	不活性ガス消火設備 水噴霧消火設備	ハロゲン化物消火設備 (全域放出方式) 不活性ガス消火設備 水噴霧消火設備	当該用途の基準による	
						(一) 項から (十五) 項に同じ	
※1【防火対象物の別】六項 イ 次に掲げる防火対象物 (1) 次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。) (イ) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科)その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(1)において同じ。)を有すること。 (ロ) 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七條第二項第四号に規定する療養病床又は同項第五号に規定する一般病床を有すること。 (2) 次のいずれにも該当する診療所 (イ) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ロ) 四人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3) 病院(1)に掲げるものを除く。)患者を入院させるための施設を有する診療所(2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所 (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所 ロ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、介護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七條第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を有するものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和三十一年法律第百三十三号)第五條の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同法第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同法第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 児童施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四條第一項に規定する障害者又は同法第二項に規定する障害児であつて、同法第九項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。又は同法第五條第八項に規定する短期入所若しくは同法第十五項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)(15)において「短期入所施設」という。) ハ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第五條の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同法第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)、その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 更生施設 (3) 児童福祉施設(保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六條の三第七項に規定する一時保育施設又は同法第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第六條の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同法第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。) (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第七項に規定する生活介護、同法第八項に規定する短期入所、同法第十二項に規定する自立訓練、同法第十三項に規定する就労移行支援、同法第十四項に規定する就労継続支援若しくは同法第十五項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。) ニ 幼稚園又は特別支援学校						① 建築物の各部分から1の消火栓のホース接続口までの水平距離が40m以下となるようにすること。 ② 水源の水量は屋外消火栓の設置個数(最大2個)に7mを乗じた量。 ③ スプリンクラー、水噴霧、泡、不活性ガス、ハロゲン化物、粉末、動力消防ポンプ(規格放水量0.4m ³ /分)以上の各消火設備の有効範囲内の部分は設置免除。 ④ 非常電源設置 (注)同一敷地内にある二以上の建築物(耐火建築物及び準耐火建築物を除く)で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分を有するものは一の建築物とみなす。	① 防火対象物水源は、防火対象物の各部分から一の水源地までの水平距離は、規格放水量が (イ) 0.5m ³ /分以上は100m以下 (ロ) 0.4m ³ /分以上0.5m ³ /分未満は40m以下 (ハ) 0.4m ³ /分未満は25m以下となるようにすること。 ② 水源の水量は20分間放水できる量又は20m ³ 以上

消防法令の設備早見表と解説

消防用設備等の種類	警 報						
	令 第 2 1 条						
	自 動 火 災 報 知 設 備						
防火対象物の別(令別表第一) 第17条第1項 令第6条	一 般 延べ面積 (㎡以上)	特定1階段 放火対象物 (※10) 床面積 (㎡以上)	地 階 又 は 2 階 以 上 床面積 (㎡以上)	地 階 ・ 無 は 3 階 以 上	11階以上 の 階	そ の 他 通 信 機 器 延べ面積 (㎡以上)	指 可 定 物 燃 物
(一) イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 公会堂又は集会場	300	全部	駐車の用に供する部分の存する階で当該部分の床面積200㎡以上(駐車をすすべての車両が同時に屋外に出ることが出来る構造の階を除く)	300	11階以上 の 階	一、 通信機器室 500	危険物政令別表第4で定める数量の500倍以上貯蔵し、又は取り扱つもの
(二) イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等 遊技場又はダンスホール 性風俗関連特殊営業店舗等、総務省令で定めるもの カラオケボックス等で総務省令で定めるもの				300 ★2			
(三) イ 待合、料理店その他これらに類するもの 飲食店	300	全部		300 ★2			
(四) イ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む 店舗又は展示場	全部	全部		300			
(五) イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの 寄宿舎、下宿又は共同住宅	500	500		300			
(六) ※1 イ (1) 診療科名中に特定診療科名を有し、療養病床又は一般病床を有する病院 (2) 診療科名中に特定診療科名を有し、4人以上の患者の入院施設を有する診療所 (3) 病院(1)以外、有床診療所(2)以外、入所施設を有する助産所 (4) 無床診療所、無床助産所 ロ (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム等 (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設等 ハ (1) 老人デイサービスセンター等 (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所等 (4) 児童発達支援センター等 (5) 身体障害者福祉センター等 ニ 幼稚園又は特別支援学校	全部	全部		全部			
(七) イ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等 専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	500	500					
(九) イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	200	全部					
(十) イ 車両の停車場又は船舶もしくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る)	500	500		300			
(十一) イ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	1000	1000					
(十二) イ 工場又は作業場 映画スタジオ又はテレビスタジオ	500	500					
(十三) イ 自動車庫又は駐車場 飛行機又は回転翼航空機の格納庫	500	500		全部			
(十四) イ 倉庫	500	500		300			
(十五) イ 前各項に該当しない事業場	1,000	1,000					
(十六) イ 特定用途(※)が存する複合用途防火対象物 イ以外の複合用途防火対象物	300 ★4	全部 ★4		300 ★2 ★4			
(十七) イ 地下街	注14 300	注14 300					
(十八) イ 準地下街 ※2	注15	全部					
(十九) イ 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡等の建造物	全部	全部					
(二十) イ 延長50メートル以上のアーケード							
(二十一) イ 市町村長の指定する山林							
(二十二) イ 総務省令で定める舟車(規則第5条第10項)							

① 特定防火対象物とは、(一)項～(四)項、(五)項イ、(六)項イ、(六)項ロイ、(十六)項イ、(十六)項ロイ、(十六)項ニの防火対象物をいう。
 ② 特定用途とは、(一)項～(四)項、(五)項イ、(六)項、(九)項イの用途をいう。
 ③ 2以上の用途に供される防火対象物で第1条の2第2項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるものまたは用途が(一)項～(十五)項の各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。
 ④ (一)項～(十六)項に掲げる用途に供される建築物が(十六)の二項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、(十六)の二項に掲げる防火対象物の部分とみなす。
 ⑤ (一)項～(十六)項に掲げる用途に供される建築物又はその部分が(十六)の三項に掲げる防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるほか、(一)項～(十六)項に掲げる防火対象物又はその部分であるものとみなす。
 ⑥ (一)項～(十六)項に掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(十七)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(一)項～(十六)項に掲げる防火対象物又はその部分であるものとみなす。
 ※1 詳細は「水噴霧、泡、不活性ガス、ハロゲン化物、粉末設備」の欄外に記載。
 ※2 建築物の地階(地下街の各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(特定用途が存するものに限る。)

① 警戒区域(火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することが出来る最小単位の区域をいう)は防火対象物の2以上の階にわたらないものとする。
 ② 1の警戒区域の面積は600㎡(内部が見とおせる場合は1,000㎡)以下とし、その一辺の長さは50m以下とすること。
 ③ 設置方法は規則第23条、第24条、第24条の2による。
 ④ 特定防火対象物及び煙感知器の義務設置の場所を除き、スプリンクラー、水噴霧、泡の各消火設備で標示温度75℃以下で作動時間60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを設けた場合はその有効範囲内の設置免除。
 ⑤ 非常電源を附属すること。
 ⑥ (二)項又は(六)項ロイに掲げる防火対象物で、延べ面積が300㎡未満のもの(「一階段等防火対象物」を除く。)は、特定小規模施設用自動火災報知設備を自動火災報知設備に代えて用いることができる。
 注14 (二)項イ、及び(六)項イ(1)(2)(3)、ロの用途に供されるもの及び(六)項ハの防火対象物で利用者を入居させ、又は宿泊させるものは全部に設置。
 注15 延べ面積が500㎡以上で、かつ、特定用途に供される部分の床面積の合計300㎡以上のもの。
 ※10 当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2(当該階段が屋外に設けられ、又は規則第4条の2の3で定める避難上有効な構造を有する場合は1)以上を設けられていないもの。
 ★1 利用者を入居又は宿泊させるものは全部、その他は300㎡以上のもの。
 ★2 (2)項イ～ハ、(3)項の地階又は無窓階は100㎡以上、(16)項イについては、地階又は無窓階に存する(2)項、(3)項の用途部分の床面積の合計が100㎡以上のもの。
 ★3 利用者を入居させ、または宿泊されるものは全部
 ★4 各用途部分の設置基準に準じて設置する。
 ★5 ただし、次に掲げる用途に供されるものが存する場合は、当該部分にすべて必要。
 ① (2)項ニ、(5)項イ並びに(6)項イ(1)～(3)まで及びロの防火対象物。
 ② (6)項ハの防火対象物で利用者を入居させ、又は宿泊させるもの。
 ★6 延べ面積500㎡以上で、かつ(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの用途部分の床面積の合計が300㎡以上のもの。

設		備		令 第 2 3 条		令 第 2 4 条				
令 第 2 1 条 の 2 ガス漏れ火災警報設備		令 第 2 2 条 漏電火災警報機		消防機関へ通報する 火災報知設備		非常警報器具・設備				
一 般 床面積 (㎡以上)	温泉設備	一 般 延べ面積 (㎡以上)	契 約 電 流 容 量 流 量	延べ面積 (㎡以上)		非 常 警 報 器 具 ※ 11 収容人員 (人)	非 常 ベ ル、自 動 式 サ イ レ ン 又 は 放 送 設 備 の うち 1 種 ※ 12		放 送 設 備 を 設 置 し た 上、非 常 ベ ル 又 は 自 動 式 サ イ レ ン を 併 置 ※ 13	
			五〇アンペアを超えるもの				収容人員		収容人員	
地階 合計1,000㎡以上 ※ 1		300		500			1) 50人以上 2) 地階及び無交階	300人以上	1) 地階を除く階数が11以上	
				1,000						
地階 合計1,000㎡以上 ※ 1	全 部	150		500		20人以上 50人未満	20人以上	800人以上	2) 地階の階数が3以上	
				1,000		20人以上				
地階 合計1,000㎡以上 ※ 1		300		(1)(2)(3) 全部		20人以上 50人未満		300人以上		
				500						全部
地階 合計1,000㎡以上 ※ 1		500		500				800人以上		
				1,000						20人以上 50人未満
延面積 1,000㎡以上 ※ 1	全 部	300		500		20人以上 50人未満		300人以上		
				1,000		20人以上 50人未満				
注17 ※ 1		注19 当該用途の基準による		当該用途の 基準による		当該用途の 基準による	当該用途の 基準による	500人以上 当該用途の基準による		
注18 ※ 1		300		全 部				全 部		
		全 部		500						

①一の警戒区域の面積は600㎡以下とする。但し、通路の中央から容易に警報装置を見通せるときは、1,000㎡以下とすることができる。
 ②警戒区域(ガス漏れの発生した区域を他の区域と区別して識別することが出来る最小単位の区域をいう)は防火対象物の2以上の階にわたらないものとする。但し、警戒区域の面積が500㎡以下であればこの階でわたることができる。
 ③ガス漏れ検知器は規則第24条の2の3で定めるところにより、有効にガス漏れを検知できるように設ける。
 ④非常電源を附置すること。
 ⑤(十六の二)項及び(十六の三)項以外の建築物その他の工作物(収容人員一人に満たないものを除く)で、その内部に、温泉の採取のための設備で規則第24条の2の2第3項で定めるものが設置されているものにはガス漏れ火災警報設備の設置が必要。
 ※ 1 次のいずれかに該当するものに限り
 ①燃料用ガス(液化石油法に規定の液化石油ガス販売事業により販売される液化石油ガスを除く)が使用されるもの
 ②可燃性ガスが自然発生するおそれがあるとして消防長が指定するもの
 注17 地階の床面積の合計が1,000㎡以上で、かつ、特定用途に供される部分の床面積の合計が500㎡以上。
 注18 延べ面積が1,000㎡以上で、かつ、特定用途に供される部分の床面積の合計が500㎡以上。
 ※ 間住若しくは下地を不燃材料及び準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を不燃材料及び準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井の縁若しくは下地を不燃材料及び準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。
 注19 延べ面積が500㎡以上で、かつ、特定用途に供される部分の床面積の合計が300㎡以上のもの。
 ①消防機関から著しく離れた場所にある防火対象物は除外。
 ②消防機関から歩行距離500m以内にある防火対象物は除外。〔(六)項イ(1)(2)の用途を除く(規則第25条第1項)〕
 ③消防機関へ常時通報できる電話を設置した防火対象物は設置免除。但し、(五)項イ、(六)項イ～ハを除く。
 ①非常警報設備には、非常電源を附置すること。
 ※ 11 これらの防火対象物に自動火災報知設備又は非常警報設備が技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているときは、当該設備の有効範囲内の部分については設置免除。
 ※ 12 これらの防火対象物に自動火災報知設備が技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているときは、当該設備の有効範囲内の部分については設置免除。
 ※ 13 これらの防火対象物のうち自動火災報知設備又は規則第25条の2で定める放送設備を技術上の基準によって設置したものについては、非常ベル自動式サイレンをそれらの有効範囲内の部分には設置免除。

消防法令の設備早見表と解説

消防設備等の種類 防火対象物の別(令別表第一) 第17条第1項 令第6条		避難設備										
		令第25条					令第26条					
		避難器具			避難口誘導灯		通路誘導灯 (居室に設ける)		通路誘導灯 (単に設けるもの)		客席誘導灯	誘導標識
		2階以上の階 又は地階 収容人員(人以上)	3階以上の階 又は地階 収容人員(人以上)	その他	当該階の床面積 1,000㎡以上 1,000㎡未満		当該階の床面積 1,000㎡以上 1,000㎡未満		当該階の床面積 1,000㎡以上 1,000㎡未満		全部	ただし、避難口誘導灯又は通路道路誘導灯を設置したときは、その有効範囲内には誘導標識を設置しないことができる。
(一) イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場 公会堂又は集会場											
(二) イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ等 遊技場又はダンスホール	注20	50									
(二) ハ	性風俗関連特殊営業店舗等、総務省令で定めるもの カラオケボックス等で総務省令で定めるもの											
(三) イ	待合、料理店その他これらに類するもの 飲食店											
(四)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む 店舗又は展示場											
(五) イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの 寄宿舎、下宿又は共同住宅	注21	30									
(六) ※1	イ (1) 診療科名中に特定診療科名を有し、療養病床又は一般病床を有する病院 (2) 診療科名中に特定診療科名を有し、4人以上の患者の入院施設を有する診療所 (3) 病院((1)以外)、有床診療所((2)以外)、入所施設を有する助産所 (4) 無床診療所、無床助産所 ハ (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム等 (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設等 ニ (1) 老人デイサービスセンター等 (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所等 (4) 児童発達支援センター等 (5) 身体障害者福祉センター等 幼稚園又は特別支援学校	注21	20	同左								
(七)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等 専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの											
(八)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの											
(九) イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	注20	50									
(十)	車両の停車場又は船舶もしくは航空機の発着場(旅 客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る)											
(十一)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの											
(十二) イ	工場又は作業場			注22	100							
(十二) ハ	映画スタジオ又はテレビスタジオ											
(十三) イ	自動車車庫又は駐車場											
(十三) ハ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫											
(十四)	倉庫											
(十五)	前各項に該当しない事業場			注22	100							
(十六) イ	特定用途(※)が存する複合用途防火対象物 イ以外の複合用途防火対象物									(一) 項の 用途部分		
(十七) ア	地下街										(二) 項の 用途部分	
(十七) イ	準地下街 ※2											
(十八)	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡等の建 造物											
(十九)	延長50メートル以上のアーケード											
(二十)	市町村長の指定する山林											
(二十一)	総務省令で定める舟車(規則第5条第10項)											
① 特定防火対象物とは、(一)項～(四)項、(五)項イ、(六)項イ、(九)項イ、(十六)項イ、(十六の二)項、(十六の三)項の防火対象物をいう。		① 避難器具は、避難階及び11階以上の階を除く防火対象物の階に設置。			(一)項～(四)項、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十六)項イ、(十六の二)項、(十六の三)項の対象物では、その建物のどの階にあっては設置。							
② 特定用途とは、(一)項～(四)項、(五)項イ、(六)項、(九)項イの用途をいう。		② 収容人員の算定方法は規則第1条の3による。			⑤(五)項イ、(七)～(八)項、(十)～(十五)項、(十六)項の対象物ではその建物の地階・無窓階及び11階以上の部分に設置。							
③ 2以上の用途に供される防火対象物で第1条の2第2項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるもの主たる用途が(一)項～(十五)項の各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。		③ 避難器具の適応性は令第25条の2の表による。			●注23 A級又はB級で表示面の明るさが20カンデラ以上又は点滅機能を有するもの。(十六)イにあっては、(一)～(四)、(九)イの用途に供される部分が存する階に限る。(それ以外の階についてはC級以上(矢印付きはB級以上))							
④ (一)項～(十六)項に掲げる用途に供される建築物が(十六の二)項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、(十六の二)項に掲げる防火対象物の部分とみなす。		④ (五)、(六)項については収容人員100人(200人)ごとに1個以上、(一)～(四)、(七)～(十一)項については収容人員200人(400人)ごとに1個以上、(十二)、(十五)項については収容人員300人(600人)ごとに1個以上設置すること。主要構造部が耐火構造であり、かつ避難階段又は特別階段が2以上あるものは()内の数字に読みかえる。			注24 A級又はB級で表示面の明るさが25カンデラ以上のもの。(十六)イにあっては、(一)～(四)、(九)イの用途に供される部分が存する階に限る。(それ以外の階についてはC級以上)							
⑤ (一)項～(十六)項に掲げる用途に供される建築物又はその部分が(十六の三)項に掲げる防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるほか、(一)項～(十六)項に掲げる防火対象物又はその部分であるものとみなす。		⑤ 設置の減免は規則第26条			注25 C級以上(矢印付きはB級以上)							
⑥ (一)項～(十六)項に掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(十七)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(一)項～(十六)項に掲げる防火対象物又はその部分であるものとみなす。		注20 主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く。			注26 C級以上							
※1 詳細は「水噴霧、泡、不活性ガス、ハロゲン化物、粉末設備」の欄外に記載。		注21 下階(一)～(四)、(九)、(十二)イ、(十三)イ、(十四)、(十五)項に掲げる防火対象物が存するものにおいて、収容人員が10人以上。			●注25、注26の防火対象物又はその部分についても、背景照度の高い場所や光ノイズの多い場所、催し物の行われる大空間の場所等においては、同様の措置を講ずることが望ましいこと。							
※2 建築物の地階(地下街の各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(特定用途が存するものに限る。)		注22 その他の階にあっては150人以上。										
		注23 (二)項及び(三)項に掲げる防火対象物並びに(十六)項イに掲げる防火対象物で2階に(二)項又は(三)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものにおいて、2階とする。										

消 防 用 水 令 第 2 7 条	消 火 活 動 上 必 要 な 施 設					規 則 第 12 条 1 項 の 8 号						
	令 第 2 8 条	令 第 28 条 の 2	令 第 2 9 条	令 第 29 条 の 2	令 第 29 条 の 3	総 合 操 作 盤						
	排 煙 設 備 床 面 積 (㎡以上)	連 結 散 水 設 備 床 面 積 の 合 計 (㎡以上)	連 結 送 水 管 延 べ 面 積 (㎡以上)	非 コ ン セ ン ト 設 備 延 べ 面 積 (㎡以上)	無 線 通 信 補 助 設 備 延 べ 面 積 (㎡以上)	一 般 延 べ 面 積 (㎡以上)	消 防 長 又 は 消 防 署 長 が 必 要 と 認 め る も の					
一、敷地面積が二〇、〇〇〇平方メートル以上の建築物で、 二、建築物の高さ三十一メートルを超え、かつ、地階を除く延べ面積が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの 三、その他建築物 四、耐火建築物 五、〇〇〇平方メートル以上 六、〇〇〇平方メートル以上 七、〇〇〇平方メートル以上 八、〇〇〇平方メートル以上 九、〇〇〇平方メートル以上 十、〇〇〇平方メートル以上 十一、〇〇〇平方メートル以上 十二、〇〇〇平方メートル以上 十三、〇〇〇平方メートル以上 十四、〇〇〇平方メートル以上 十五、〇〇〇平方メートル以上 十六、〇〇〇平方メートル以上 十七、〇〇〇平方メートル以上 十八、〇〇〇平方メートル以上 十九、〇〇〇平方メートル以上 二十、〇〇〇平方メートル以上 地上二階及び三階の床面積の合計が	舞台部 500	地階 700	一、道路の用に供される部分を有するもの 二、地下街の延べ面積が一、〇〇〇平方メートル以上のもの 三、地階を除く階数が五以上で、延べ面積が六、〇〇〇平方メートル以上のもの 四、地階を除く階数が七以上のもの	一、地下街で延べ面積が一、〇〇〇平方メートル以上のもの 二、地階を除く階数が十一以上のもの	地下街で延べ面積が一、〇〇〇平方メートル以上のもの	一、地階を除く階数が十五以上で、かつ、延べ面積が三〇、〇〇〇平方メートル以上の防火対象物 二、延べ面積が五〇、〇〇〇平方メートル以上の防火対象物	一、地階の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上の防火対象物 (一)項、(六)項 二、地階を除く階数が五以上で、かつ、延べ面積が二〇、〇〇〇平方メートル以上の特定防火対象物 (一)項、(五)項、(六)項、(九)項、(十)項、(十一)項、(十二)項、(十三)項、(十四)項、(十五)項、(十六)項、(十七)項、(十八)項、(十九)項、(二十)項 三、地階を除く階数が十一以上で、かつ、延べ面積が一〇、〇〇〇平方メートル以上の防火対象物 (一)項、(二)項、(三)項、(四)項、(七)項、(八)項、(十)項、(十一)項、(十二)項、(十三)項、(十四)項、(十五)項、(十六)項、(十七)項、(十八)項、(十九)項、(二十)項					
	地階又は無窓階 1,000							地階又は無窓階 1,000	延べ面積 1,000	延べ面積 700	1,000	1,000
	地階又は無窓階 1,000							地階700	全部	地階を除く階数が 十一以上のもの		
	地階又は無窓階 1,000											
(一)項～ (十五)項に同じ	当該用途の基準による	当該用途の基準による										
(一)項～ (十五)項に同じ	延べ面積 1,000	延べ面積 700	全部	地階を除く階数が 十一以上のもの								
①敷地面積が20,000㎡以上でかつ、上記二の建築物以外の建築物が同一敷地内に2以上ある場合において、相互の外壁面の中心線からの距離が1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、上記イ、ロ、ハで割って定めた数が1以上となるものであるときは、それらは1の建築物とみなし、上記一を適用。 ②有効水量(地盤面下4.5m以内の水量)は上記一の場合、床面積を、耐火建築物は7,500㎡、準耐火は5,000㎡、その他は2,500㎡、上記二の場合、延べ面積を12,500㎡で割って20㎡を掛け量以上。 ③流水の場合は0.8㎡/minの流量を20㎡の水量に換算。 ④1個の有効水量は20㎡以上で、建築物より100m以内にあること。かつ消防ポンプ自動車か2m以内に接近できること。	①排煙上有効な開口部が設けられているときは設置免除。(規則第29条) ②煙の熱及び成分によりその機能に支障を生じない材料で造ること。 ③非常電源を附置すること。	①放水ヘッドは、地階の部分のうち規則第30条の2で定める部分の天井又は天井裏に設けること。 ②送水口は消防ポンプ自動車か容易に接近できる位置に設けること。 ③送水口付きスプリンクラー、水噴霧、泡、不活性ガス、ハロゲン化物、粉末消火設備を設置したときは、設置免除。 ④連結送水管、排煙設備を設置したときは、設置免除。(規則第30条の2の2)	①放水口は、次に掲げる各部分ごとに、いずれの場所からも1の放水口までの水平距離が定められた距離以下となるように、かつ、階段室、非常用エレベーターの乗降口ビーム等消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けること。 ・上記一、二の建築物の3階以上又は地階は、50m。 ・アーケード又は道路部分は25m。 ・主管内径100mm以上。 ②送水口は双口形とし、消防ポンプ自動車か容易に接近できる位置に設けること。 ③11階以上の部分に設ける放水口は双口形とし、放水用器具を格納した箱を附置すること。 ④11階以上(70m以上)の建築物に設ける連結送水管には、加圧送水管を設けること。	①11階以上の階又は地階の各部分から1の非常コンセントまでの水平距離が50m以下となるように、かつ、階段室、非常用エレベーターの乗降口ビーム等消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けること。 ②単相交流100V15A以上の電気を供給。 ③非常電源を附置すること。	①漏洩同軸ケーブル等は、消防隊相互の無線連絡が容易に行えるものとして消防長又は消防署長が指定する周波数帯における電波の伝送又は輻射に適するもの。 ②漏洩同軸ケーブル等の公称インピーダンスは50Ωとする。	高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち、以下に掲げるものに設置される、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、非常警報設備、誘導灯、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備(以下「屋内消火栓設備等」という。)については、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、消防庁長官が定める基準に適合する総合操作盤を、消防庁長官が定めるところにより、当該設備を設置している防火対象物の防災センター等に設けること。						

危険物施設 (消防法第10条)

● 消火設備の設置基準

〈消火設備設置の基本的考え方〉

著しく消火困難な製造所等、消火困難な製造所等及びその他の製造所等の設置対象区分ごとに必要な消火設備は下記のとおり。(危険物政令第20条)

対象区分	消火設備
著しく消火困難な製造所等	第1種、第2種、第3種のうちいずれか一つ + 第4種 + 第5種
消火困難な製造所等	第4種 ※1 + 第5種
その他の製造所等	第5種

※消火設備は建築物、工作物、危険物の全てに有効となるよう設置する。
※1：メタノール又はエタノールを取り扱う給油取扱所に第四種の消火設備(大型消火器)を設ける場合には、水溶性液体用泡消火薬剤を用いた消火器とすることが望ましいこと。

● 所要単位の計算方法 (危険物政令第20条、規則30条)

対象物	単位
製造所又は取扱所の建築物で外壁が耐火構造のもの	延面積100㎡毎 1所要単位
製造所又は取扱所の建築物で外壁が耐火構造でないもの	延面積 50㎡毎 1所要単位
貯蔵所の建築物で外壁が耐火構造のもの ※	延面積150㎡毎 1所要単位
貯蔵所の建築物で外壁が耐火構造でないもの ※	延面積 75㎡毎 1所要単位
危険物	指定数量10倍毎 1所要単位

製造所等の屋外にある工作物は耐火構造とし、工作物の水平最大面積を建築物とみなし※印にて計算する。

● I 著しく消火困難な製造所等及びその消火設備 (危険物規則第33条)

政令 昭和34年9月26日 政令第306号
最終改正令和元年12月13日政令第183号
規則 昭和34年9月29日総理府令第55号
最終改正令和2年4月15日総務省令第40号

	設置対象	設置する消火設備
製造所・ 一般取扱所	①高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものにあつては延べ面積1,000㎡以上のもの	★第1種、第2種又は第3種(火災時煙が充満する恐れがある場所…第2種又は移動式以外の第3種の消火設備に限る) ★第4種及び第5種の消火設備(第5種の能力単位≧危険物の所要単位)…危険物対象但し、第1種、第2種又は第3種の消火設備の放射能力範囲内であれば第4種の消火設備は省略できる。
	②その他 (ア) 指定数量100倍以上(危・規則第72条第1項危険物を除く)のもの (イ) 延べ面積1,000㎡以上のもの (ウ) 地盤面若しくは消火活動上有効な床面からの高さが6m以上の部分において危険物を取り扱う設備を有するもの※ (エ) 一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所(一般取引所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているもの)	★第1種、第2種又は第3種(火災時煙が充満する恐れがある場所…第2種又は移動式以外の第3種の消火設備に限る) ★第4種及び第5種消火設備
	①、②共通	★上記消火設備のほか可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある建築物又は室…第4種及び第5種の消火設備(第5種の能力単位≧危険物の所要単位)
屋内貯蔵所	①軒高6m以上の平屋建てのもの ②建築物の一部に設ける屋内貯蔵所(危政令第10条第3項)(屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火製造の床又は壁で区画されているものを除く)に該当するもの(第2類若しくは第4類の危険物(引火性固体及び引火点が70℃未満の第4類の危険物を除く)のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く)	★第2種又は移動式以外の第3種の消火設備 ★第4種及び第5種消火設備
	③その他 (ア) 指定数量の150倍以上の危険物(危・規則第72条第1項に規定する危険物を除く)を貯蔵し又は取り扱うもの(高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く) (イ) 貯蔵倉庫の延べ面積が150㎡を超えるもの(150㎡以内ごとに不燃材料で造られた開口部のない隔壁で区画されているもの及び第2類又は第4類の危険物(引火性固体及び引火点が70℃未満の第4類危険物を除く)のみを貯蔵し又は取り扱うものを除く)	★第1種の屋外消火栓設備、第2種、第3種の移動式の泡消火設備(泡消火栓を屋外に設けるものに限る)又は、移動式以外の第3種の消火設備 ★第4種及び第5種消火設備
	①、②、③共通	★上記消火設備のほか可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある建築物又は室…第4種及び第5種の消火設備(第5種の能力単位≧危険物の所要単位)

設置対象		設置する消火設備	
屋外タンク貯蔵所	①液体の危険物（第6類の危険物を除く）を貯蔵し、又は取り扱うもの（※）液表面積が40㎡以上のもの ②高さが6m以上のもの ③地中タンクに係る屋外タンク貯蔵所又は海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの（※）指定数量が100倍以上のもの	地中タンクおよび海上タンクに係るもの以外のもの	硫黄等のみを貯蔵し、又は取り扱うもの ★第3種の水蒸気消火設備又は水噴霧消火設備 ★第4種及び第5種の消火設備
		引火点70℃以上の第4類の危険物のみを貯蔵し、取り扱うもの	★第3種の水噴霧消火設備又は固定式の泡消火設備 ★第4種及び第5種の消火設備
		その他のもの	★第3種の固定式泡消火設備 ★第4種及び第5種の消火設備
	地中タンクに係るもの	★第3種の固定式泡消火設備及び移動式以外の不活性ガス消火設備又は移動式以外のハロゲン化物消火設備 ★第4種及び第5種の消火設備	
海上タンクに係るもの	★第3種の固定式泡消火設備及び水噴霧消火設備、移動式以外の不活性ガス消火設備又は移動式以外のハロゲン化物消火設備 ★第4種及び第5種の消火設備		
①、②共通		★上記消火設備のほか、第4類の危険物…第5種の消火設備を2個以上	
屋内タンク貯蔵所	①液体の危険物（第6類の危険物を除く）を貯蔵し、又は取り扱うもの（※）で、液表面積が40㎡以上のもの ②高さが6m以上のもの ③タンク専用室を平屋建て以外の建築物に設けるもので、引火点が40℃以上70℃未満の危険物（タンク専用室以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く）	硫黄等のみを貯蔵し、又は取り扱うもの	★第3種の水蒸気消火設備又は水噴霧消火設備 ★第4種及び第5種の消火設備
		引火点70℃以上の第4類の危険物のみを貯蔵し、取り扱うもの	★第3種の水噴霧消火設備、固定式泡消火設備、移動式以外の不活性ガス消火設備、移動式以外のハロゲン化物消火設備又は移動式以外の粉末消火設備 ★第4種及び第5種の消火設備
		その他のもの	★第3種の固定式泡消火設備、移動式以外の不活性ガス消火設備、移動式以外のハロゲン化物消火設備又は移動式以外の粉末消火設備 ★第4種及び第5種の消火設備
①、②、③共通		★上記消火設備のほか (ア)可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留する恐れがある建築物又は室…第4種及び第5種の消火設備(第5種の能力単位≧危険物の所要単位)に準じる (イ)第4類危険物…第5種の消火設備を2個以上	
屋外貯蔵所	①塊状の硫黄のみを地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、又は取り扱うもの（※）にあっては当該囲いの内部の面積（2以上の囲いを設ける場合にあっては、それぞれの囲いの内部の面積を合算した面積をいう）が100㎡以上のもの ②危政令第16条第4項の屋外貯蔵所にあっては指定数量の倍数が100倍以上のもの		★第1種、第2種又は第3種消火設備（火災時煙が充満するおそれがある場所などに設けるもの…第2種又は移動式以外の第3種消火設備に限る） ★第4種及び第5種消火設備
移送取扱所	全部 （移送基地内に存する部分）		★第1種、第2種又は第3種消火設備（火災時煙が充満するおそれがある場所…第2種又は移動式以外の第3種の消火設備に限る） ★第4種及び第5種消火設備
給油取扱所	一方のみが開放されている屋内給油所のうち上部に上階を有するもの		★第3種の固定式の泡消火設備 ★第4種消火設備 ★第5種消火設備（能力単位≧建築物等の所要単位） ★上記消火設備のほか可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある建築物又は室…第4種及び第5種の消火設備（第5種の能力単位≧危険物の所要単位）
	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所		★固定式泡消火設備（引火点40度未満の危険物で、顧客が自ら取り扱うものを包含するように設ける） ★第4種消火設備（放射能力範囲が建築物を包含するように設ける） ★第5種消火設備（能力単位≧危険物の所要単位×1/5） ★上記消火設備のほか可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある建築物又は室…第4種及び第5種の消火設備（第5種の能力単位≧危険物の所要単位）

※ 高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものを除く

危険物施設（消防法第10条）

II 消火困難な製造所及びその消火設備（危険物規則第34条）

	設置対象	設置する消火設備
製造所・一般取扱所	Iの対象物以外のもので ①高引火点危険物を100℃未満の温度で取り扱うものにあつては延べ面積が600㎡以上のもの ②その他のもの (ア) 指定数量の10倍以上の危険物を取り扱うもの（危規則第72条第1項の危険物を除く） (イ) 延べ面積が600㎡以上のもの (ウ) 位置・構造および設備の技術上の基準について特例が適用される一般取扱所で次のもの（収付塗装作業等規則28の55の2②、洗浄作業規則28の55の2②、焼入作業等規則28の56②③、ボイラー等規則28の57②③④、油圧作業等規則28の60②③④、切削装置等規則28の60の2②③、熱媒体油循環装置規則28の60の3②）	★第4種を放射能力範囲が建築物その他の工作物及び危険物を包含するように設ける ★第5種を能力単位 $\geq 1/5$ 危険物の所要単位となるように設ける 但し、第1種、第2種又は第3種の消火設備が設置されていれば、その有効範囲部分の第4種消火設備を省略できる。
屋内貯蔵所	Iの対象物以外のもので ①第2類及び第4類の危険物（引火性固体及び引火点が70℃未満の指定数以上の危険物を除く）のみの平屋建以外の屋内貯蔵所（危令10②対象物） ②特定屋内貯蔵所（規則16の2の3の②対象物） 指定数量以上のもの ③その他のものにあつては次のもの (ア) 指定数量の10倍以上（危規則72条危険物を除く）のもの（高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く）を貯蔵し取り扱うもの (イ) 貯蔵倉庫の延べ面積が150㎡を超えるもの（引火性固体以外の第2類及び引火点70℃以上の第4類危険物のみを貯蔵し取り扱うもの） (ウ) 建築物の一部に設ける屋内貯蔵所（引火性固体以外の第2類及び引火点70℃以上の第4類危険物のみを貯蔵し取り扱うもの）（令10③対象物）	★第4種を放射能力範囲が建築物その他の工作物及び危険物を包含するように設ける ★第5種を能力単位 $\geq 1/5$ 危険物の所要単位となるように設ける 但し、第1種、第2種又は第3種の消火設備が設置されていれば、その有効範囲部分の第4種消火設備が省略できる。
屋外貯蔵所	Iの対象物以外のもので（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うもの及び第6類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く）	★第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ1個以上 但し、第1種、第2種又は第3種の消火設備が設置されていれば、その有効範囲部分の第4種消火設備が設けないことができる。
屋外貯蔵所	①塊状の硫黄等のみを、地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、又は取り扱うもので当該囲いの内部の面積が5㎡以上100㎡未満のもの ②危令第16条、第4項の屋外貯蔵所にあつては指定数量が10倍以上100倍未満のもの ③その他のものにあつては次のもの 指定数量が100倍以上のもの（高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く）	★第4種を放射能力範囲が建築物その他の工作物及び危険物を包含するように設ける ★第5種を能力単位 $\geq 1/5$ 危険物の所要単位となるように設ける 但し、第1種、第2種又は第3種の消火設備が設置されていれば、その有効範囲部分の第4種消火設備は設けないことができる。
給油取扱所	①屋内給油取扱所（著しく消火困難に該当するものを除く） ②メタノール又はエタノール給油取扱所	★第4種を放射能力範囲が建築物その他の工作物及び危険物を包含するように設ける ★第5種を能力単位 $\geq 1/5$ 危険物の所要単位となるように設ける 但し、第1種、第2種又は第3種の消火設備が設置されていれば、その有効範囲部分の第4種消火設備は設けないことができる。
販売取扱所	第2種販売取扱所	★第4種を放射能力範囲が建築物その他の工作物及び危険物を包含するように設ける ★第5種を能力単位 $\geq 1/5$ 危険物の所要単位となるように設ける 但し、第1種、第2種又は第3種の消火設備が設置されていれば、その有効範囲部分の第4種消火設備は設けないことができる。

III その他の製造所等の消火設備（危険物規則第35条）

	設置対象	設置する消火設備
地下タンク貯蔵所	全部	★第5種消火設備2個以上
移動タンク貯蔵所	全部	★アルキルアルミニウム以外の危険物にかかわるものにあつては、自動車用消火器のうち、次のいずれかを2個以上設ける ①霧状の強化液を放射するもの（充填量8リットル以上） ②二酸化炭素を放射するもの（充填量3.2kg以上） ③消火粉末を放射するもの（充填量3.5kg以上） ★アルキルアルミニウムにかかわるものについては、上記によるほか、乾燥砂150リットル以上および膨張する石または膨張真珠岩640リットル以上を設ける
製造所 一般取扱所 屋内貯蔵所 屋外タンク貯蔵所 屋内タンク貯蔵所 簡易タンク貯蔵所 屋外貯蔵所 給油取扱所 第1種販売取扱所	I及びIIの対象物以外の対象全部	★第5種消火設備（能力単位 \geq 建築物及び危険物の所要単位） 但し、第1種、第2種、第3種又は第4種の消火設備が設置されていれば、その有効範囲部分の第5種消火設備の能力単位を5分の1まで減らすことができる

●消火設備の適応基準

別表第五 (危険物政令第20条関係)

消火設備の区分		対象物の区分												
		建築物その他の工作物	電気設備	第一類の危険物		第二類の危険物			第三類の危険物		第四類の危険物	第五類の危険物	第六類の危険物	
				アルカリ金属の過酸化物質又はこれを含有するもの	その他の第一類の危険物	鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するもの	引火性固体	その他の第二類の危険物	禁水性物品	その他の第三類の危険物				
第一種	屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備	○			○		○	○		○		○	○	
第二種	スプリンクラー設備	○			○		○	○		○		○	○	
第三種	水蒸気消火設備又は水噴霧消火設備	○	○		○		○	○		○	○	○	○	
	泡消火設備	○			○		○	○		○	○	○	○	
	不活性ガス消火設備		○				○			○				
	ハロゲン化物消火設備		○				○			○				
	粉末消火設備													
	りん酸塩類等を使用するもの	○	○		○		○	○		○			○	
	炭酸水素塩類等を使用するもの		○	○		○	○		○		○			
	その他のもの			○		○			○					
第四種又は第五種	棒状の水を放射する消火器	○			○		○	○		○		○	○	
	霧状の水を放射する消火器	○	○		○		○	○		○		○	○	
	棒状の強化液を放射する消火器	○			○		○	○		○		○	○	
	霧状の強化液を放射する消火器	○	○		○		○	○		○	○	○	○	
	泡を放射する消火器	○			○		○	○		○	○	○	○	
	二酸化炭素を放射する消火器		○				○			○				
	ハロゲン化物を放射する消火器		○				○			○				
	消火粉末を放射する消火器	りん酸塩類等を使用するもの	○	○		○		○	○		○			○
		炭酸水素塩類等を使用するもの		○	○		○	○		○		○		
その他のもの				○		○			○					
第五種	水バケツ又は水槽	○			○		○	○		○		○	○	
	乾燥砂			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	膨張する石又は膨張真珠岩			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

備考1 ○印は対象物の区分の欄に掲げる建築物その他の工作物、電気設備及び第一類から第六類までの危険物に、当該各項に掲げる第一種から第五種までの消火設備がそれぞれ適応するものであることを示す。
 2 消火器は、第四種の消火設備については大型のものをいい、第五種の消火設備については小型のものをいう。
 3 りん酸塩類等とは、りん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する薬剤をいう。
 4 炭酸水素塩類等とは、炭酸水素塩類及び炭酸水素塩類と尿素との反応生成物をいう。

消防法令

水系消火設備

泡消火設備

ガス系消火設備

粉末消火設備

危険物施設 (消防法第10条)

第10条関係

危険物 別表第一(消防法第2条、第10条、第11条の4関係)

類別	性質	品名
第一類	酸化性固体	1. 塩素酸塩類 2. 過塩素酸塩類 3. 無機過酸化物 4. 亜塩素酸塩類 5. 臭素酸塩類 6. 硝酸塩類 7. よう素酸塩類 8. 過マンガン酸塩類 9. 重クロム酸塩類 10. その他のもので政令で定めるもの 過よう素酸塩類 過よう素酸 クロム、鉛又はよう素の酸化物 亜硝酸塩類 次亜塩素酸塩類 塩素化イソシアヌル酸 ペルオキシ二硫酸塩類 ペルオキシほう酸塩類 炭酸ナトリウム過酸化水素付加物 11. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第二類	可燃性固体	1. 硫化りん 2. 赤りん 3. 硫黄 4. 鉄粉 5. 金属粉 6. マグネシウム 7. その他のもので政令で定めるもの 8. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 9. 引火性固体
第三類	自然発火性物質及び禁水性物質	1. カリウム 2. ナトリウム 3. アルキルアルミニウム 4. アルキルリチウム 5. 黄りん 6. アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く。)及びアルカリ土類金属 7. 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。) 8. 金属の水素化物 9. 金属のりん化物 10. カルシウム又はアルミニウムの炭化物 11. その他のもので政令で定めるもの 塩素化けい素化合物 12. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第四類	引火性液体	1. 特殊引火物 2. 第一石油類 3. アルコール類 4. 第二石油類 5. 第三石油類 6. 第四石油類 7. 動植物油類
第五類	自己反応性物質	1. 有機過酸化物 2. 硝酸エステル類 3. ニトロ化合物 4. ニトロニ化合物 5. アン化合物 6. シアン化合物 7. ヒドラジンの誘導体 8. ヒドロキシルアミン 9. ヒドロキシルアミン塩類 10. その他のもので政令で定めるもの 金属のアジ化物 1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン 硝酸グアニジン 4-メチリデンオキセタン-2-オン 11. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第六類	酸化性液体	1. 過塩素酸 2. 過酸化水素 3. 硝酸 4. その他のもので政令で定めるもの (ハロゲン間化合物) 5. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

備考

- ※1. 酸化性固体とは、固体(液体(一気圧において、温度20度で液状であるもの又は温度20度を超え40度以下の間において液状となるものをいう。以下同じ。))又は気体(一気圧において、温度20度で気体状であるものをいう。)以外のものをいう。以下同じ。)であって酸化力の潜在的な危険性を判断する性状を示すもの又は衝撃に対する感受性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- ※2. 可燃性固体とは、固体であって、火災による着火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- ※3. 鉄粉とは、鉄の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- ※4. 硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、備考第二号に規定する性状を示すものとみなす。
- ※5. 金属粉とは、アルカリ金属、アルカリ土類金属、鉄及びマグネシウム以外の金属の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- ※6. マグネシウム及び第二類の項第八号の物品のうちマグネシウムを含有するものにあつては、形状等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- ※7. 引火性固体とは、固形アルコールその他一気圧において引火点が40度未満のものをいう。
- ※8. 自然発火性物質及び禁水性物質とは、固体又は液体であつて、空気中での発火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は水と接触して発火し、若しくは可燃性ガスを発生する危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- ※9. カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、前号に規定する性状を示すものとみなす。
- ※10. 引火性液体とは、液体(第三石油類、第四石油類及び動植物油類にあつては、一気圧において温度20度で液状であるものに限る。)であつて、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- ※11. 特殊引火物とは、ジエチルエーテル、二硫化炭素その他一気圧において、発火点が100度以下のもの又は引火点が零下20度以下で沸点が40度以下のものをいう。
- ※12. 第一石油類とは、アセトン、ガソリンその他一気圧において引火点が21度未満のものをいう。
- ※13. アルコール類とは、一分子を構成する炭素の原子の数が一個から三個までの飽和一価アルコール(変性アルコールを含む。)をいい、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- ※14. 第二石油類とは、灯油、軽油その他一気圧において引火点の21度以上70度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- ※15. 第三石油類とは、重油、クレオソート油その他一気圧において引火点が70度以上200度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- ※16. 第四石油類とは、ギヤー油、シリンダー油その他一気圧において引火点が200度以上250度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- ※17. 動植物油類とは、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであつて、一気圧において引火点が250度未満のものをいい、総務省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。

不活性ガス・ハロゲン化合物 消火設備の部分ごとの放出方式・消火剤の種類

放出方式	防火対象物又はその部分	法第17条関係											法第10条関係						
		常時人がいる部分			常時人がいない部分								ガソリン、灯油、軽油、重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等	ガソリン、灯油、軽油、重油以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所等	ガソリン、灯油、軽油、重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等				
		屋上部分	その他の部分	積が三平方メートル以上のもの	防護区画の面積が千平方メートル以上のもの	整備の用に供され	自動車の修理又は整備の用に供され	駐車場の用に供され	多量の火気を使用する部分	発電機室等	その他のもの	通信機器室				指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分			
消火剤																			
全域	二酸化炭素	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	窒素 IG-55	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	IG-541	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ハロン2402	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	ハロン1211	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
局所	ハロン1211	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ハロン1301	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	HFC-23	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	HFC-227ea	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	FK-5-1-12	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
移動	二酸化炭素	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ハロン2402	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ハロン1211	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ハロン1301	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ハロン1301	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品 ※2 不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくず

(危険物政令 昭和34年9月26日政令第306号 危険物省令 昭和34年9月29日総理府令 第55号) 最終改正 令和元年12月13日政令第183号 最終改正 令和2年4月15日総務省令第40号

- ※18.自己反応性物質とは、固体又は液体であって、爆発の危険性を判断するための政令で定める試験において政令の定める性状を示すもの又は加熱分解の激しさを判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- ※19.第五類の項第十一号の物品にあっては、有機過酸化物を含有するものうち不活性の固体を含有するもので、総務省令で定めるものを除く。
- ※20.酸化性液体とは、液体であって、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- ※21.この表の性質欄に掲げる性状の二以上を有する物品の属する品名は、総務省令で定める。

危険物指定数量

別表第三(危険物政令 第1条の11関係)

類別	品名	性質	指定数量	
第一類		第一種酸化性固体	50kg	
		第二種酸化性固体	300kg	
		第三種酸化性固体	1,000kg	
第二類	硫化りん		100kg	
	赤りん		100kg	
	硫黄		100kg	
		第一種可燃性固体	100kg	
		鉄粉	500kg	
		第二種可燃性固体	500kg	
第三類	引火性固体		1,000kg	
	カリウム		10kg	
	ナトリウム		10kg	
	アルキルニウム		10kg	
	アルキルチウム		10kg	
		第一種自然発火性物質及び禁水性物質	10kg	
	黄りん		20kg	
		第二種自然発火性物質及び禁水性物質	50kg	
		第三種自然発火性物質及び禁水性物質	300kg	
	第四類	特殊引火物		50L
		第一石油類	非水溶性液体	200L
水溶性液体			400L	
アルコール類			400L	
第二石油類		非水溶性液体	1,000L	
		水溶性液体	2,000L	
第三石油類		非水溶性液体	2,000L	
		水溶性液体	4,000L	
第四石油類			6,000L	
動植物油類			10,000L	
第五類	第一種自己反応性物質		10kg	
	第二種自己反応性物質		100kg	
第六類			300kg	

備考

- ※1. 第一種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあっては次のイに掲げる性状を示すもの、その他物品にあっては次のイ及びロに掲げる性状を示すものであることをいう。
イ 臭素酸カリウムを標準物質とする第1条の3第2項の燃焼試験において同項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいか若しくはこれより短いこと又は塩素酸カリウムを標準物質とする同条第6項の落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんとの混合物の爆発する確率が50%以上であること。
ロ 第1条の3第1項に規定する大量燃焼試験において同条第3項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第7項の鉄管試験において鉄管が完全に裂けること。
- ※2. 第二種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあっては次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあっては次のイ及びロに掲げる性状を示すもので、第一種酸化性固体以外のものであることをいう。
イ 第1条の3第1項に規定する燃焼試験において同条第2

- 項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第5項に規定する落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんとの混合物の爆発する確率が50%以上であること。
ロ 前号に掲げる性状
- ※3. 第三種酸化性固体とは、第一種酸化性固体又は第二種酸化性固体以外のものであることをいう。
- ※4. 第一種可燃性固体とは、第1条の4第2項の小ガス炎着火試験において試験物品が三秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続するものであることをいう。
- ※5. 第二種可燃性固体とは、第一種可燃性固体以外のものであることをいう。
- ※6. 第一種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1条の5第2項の自然発火性試験において試験物品が発火するもの又は同条第5項の水との反応性試験において発生するガスが発火するものであることをいう。
- ※7. 第二種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1条の5第2項の自然発火性試験において試験物品が紙を焦がすもの又は同条第5項の水との反応性試験において発生するガスが着火するもので、第一種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。
- ※8. 第三種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第一種自然発火性物質及び禁水性物質又は第二種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。
- ※9. 非水溶性液体とは、水溶性液体以外のものであることをいう。
- ※10. 水溶性液体とは、一気圧において、温度20度で同容量の純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後も当該混合液が均一な外観を維持するものであることをいう。
- ※11. 第一種自己反応性物質とは、孔径が9ミリメートルのオリフィス板を用いて行う第1条の7第5項の圧力容器試験において破裂板が破裂するものであることをいう。
- ※12. 第二種自己反応性物質とは、第一種自己反応性物質以外のものであることをいう。

指定可燃物

別表第四(危険物政令 第1条の12関係)

品名	数量	
綿花類	200kg	
木毛及びびかんくす	400kg	
ぼろ及び紙くす	1,000kg	
糸類	1,000kg	
わら類	1,000kg	
再生資源燃料	1,000kg	
可燃性固体類	3,000kg	
石炭・木炭類	10,000kg	
可燃性液体類	2m ³	
木材加工品及び木くす	10m ³	
合成樹脂類	発泡させたもの	20m ³
	その他のもの	3,000kg

備考

- ※1. 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- ※2. ぼろ及び紙くすは、不燃性又は難燃性でないもの(動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。)をいう。
- ※3. 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸(糸くすを含む。)及び綿をいう。
- ※4. わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- ※5. 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- ※6. 可燃性固体類とは、固体で、次のイ、ハ又は二のいずれかに該当するもの(一気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のロ、ハ又は二のいずれかに該当するものを含む。)をいう。
イ 引火点が40度以上100度未満のもの。
ロ 引火点が70度以上100度未満のもの。
ハ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの。
二 引火点が200度以上でかつ、燃焼熱量が34キロジュール

- ル毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの。
- ※7. 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- ※8. 可燃性液体類とは、法別表第一備考第十四号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第十五号及び第十六号の総務省令で定める物品で一気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第十七号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で一気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品(一気圧において、温度20度で液状であるものに限る。)で一気圧において引火点が250度以上のものをいう。
- ※9. 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くす(不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくすを含む。)をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのほろ及びくすを除く。

届出を要する物質の指定

(危険物政令 第1条の10関係)

品名	数量
1. 圧縮アセチレンガス	40kg
2. 無水硫酸	200kg
3. 液化石油ガス	300kg
4. 生石炭 (酸化カルシウム80%以上を含有するもの)	500kg
5. 別表第一に掲げる物質	同表に定める数量
6. 別表第二に掲げる物質	同表に定める数量

毒物の指定数量

別表第一(危険物政令 第1条の10関係)

品名	数量
(1) シアン化水素	30kg
(2) シアン化ナトリウム	30kg
(3) 水銀	30kg
(4) セレン	30kg
(5) ひ素	30kg
(6) ぶつ化水素	30kg
(7) モノフルオール酢酸	30kg
(8) 前各項に掲げる物質のほか、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの	総務省令で定める数量

劇物の指定数量

別表第二(危険物政令 第1条の10関係)

品名	数量
(1) アンモニア	200kg
(2) 塩化水素	200kg
(3) クロルスルホン酸	200kg
(4) クロロピクリン	200kg
(5) クロロメチル	200kg
(6) クロホルム	200kg
(7) けいふつ化水素酸	200kg
(8) 四塩化炭素	200kg
(9) 臭素	200kg
(10) 発煙硫酸	200kg
(11) プロム水素	200kg
(12) プロムメチル	200kg
(13) ホルムアルデヒド	200kg
(14) モノクロル酢酸	200kg
(15) よう素	200kg
(16) 硫酸	200kg
(17) りん化亜鉛	200kg
(18) 前各項に掲げる物質のほか、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの	総務省令で定める数量

水系消火設備

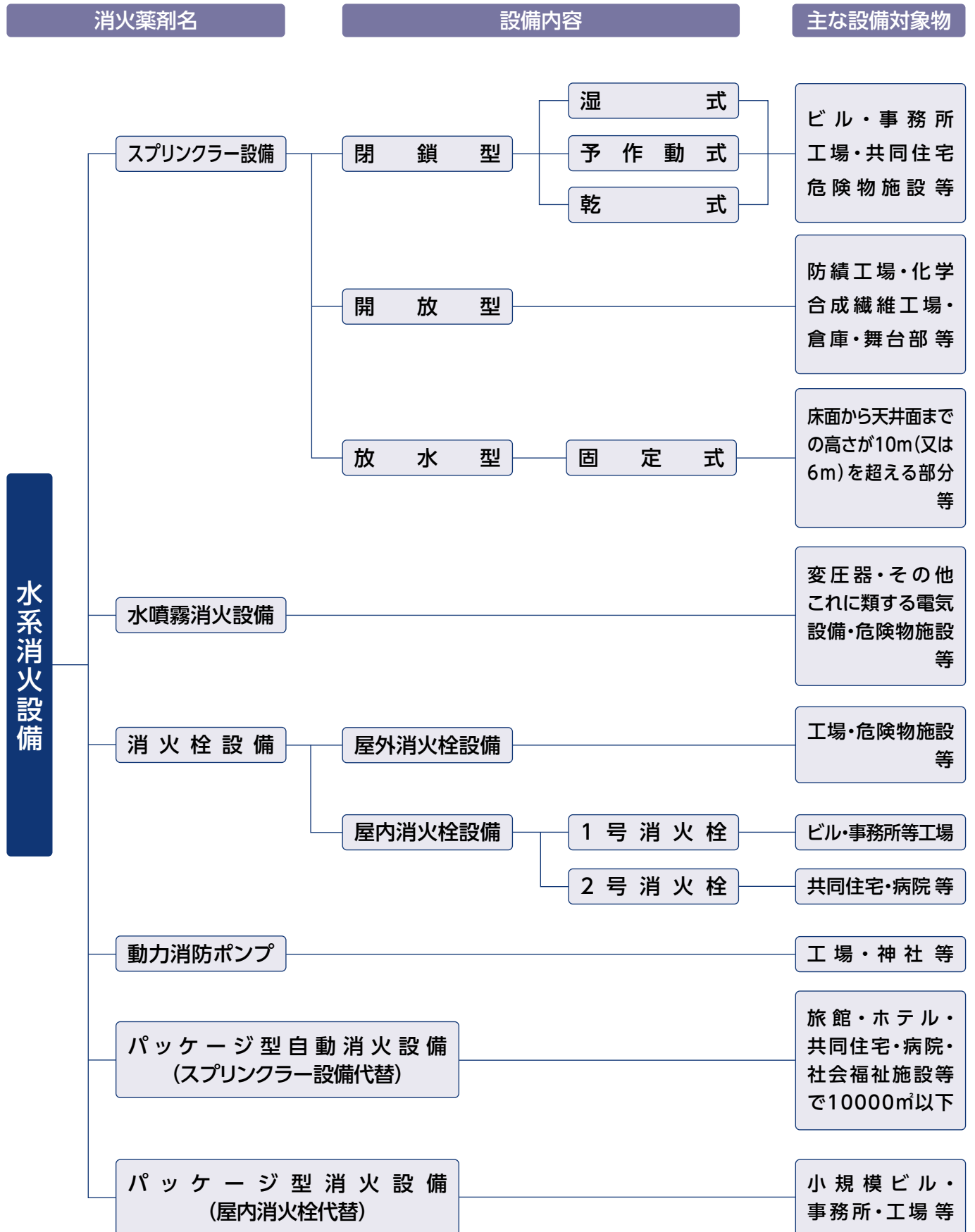
WATER FIRE EXTINGUISHING SYSTEM

古来から人は火を消すのに水を使ってきました。現在でも手法こそ科学的になりましたが、水を使っての消火が多いです。最近になって、火災時の煙による被害が多く見られる中で、散水による煙防散効果が見直されています。実際の消火に際しては水が持つ気化潜熱の大きさによる冷却効果が功を奏します。水消火システムとしてスプリンクラー設備や水噴霧設備、消火栓設備などがあり、用途に応じてご利用いただけます。

室内の天井面にスプリンクラーヘッド(放水口)を一定間隔で配置するところからスプリンクラー設備と称され、一般建築物(百貨店、オフィス等)の火災を、スプリンクラーヘッドにより自動的に感知放水し、消火を行うシステムです。初期消火の確率は高く、永年信頼されている設備です。百貨店、遊技場、工場、倉庫、地下街などに設置されています。



|水系消火設備について



水系消火設備

消防法令

水系消火設備

泡消火設備

ガス系消火設備

粉末消火設備

閉鎖型スプリンクラー設備

古来から人は火を消すのに水を使ってきました。現在でも手法こそ科学的になりましたが、水を使つての消火が多いです。最近になって、火災時の煙による被害が多く見られる中で、散水による煙防散効果が見直されています。実際の消火に際しては水が持つ気化潜熱の大きさによる冷却効果が功を奏します。水系消火設備としてスプリンクラー設備や水噴霧設備、消火栓設備などがあり、用途に応じてご利用いただけます。室内の天井面にスプリンクラーヘッド(放水口)を一定間隔で配置するところからスプリンクラー設備と称され、一般建築物(百貨店、オフィス等)の火災を、スプリンクラーヘッドにより自動的に感知放水し、消火を行うシステムです。初期消火の確率は高く、永年信頼されている設備です。百貨店、遊戯場、飲食店、ホテル、地下街などに設置されています。

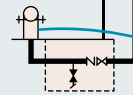
■システムを構成する各種機器

●**末端試験装置**
閉鎖型設備で規定の放水性能の確認、流水検知装置の作動を試験する装置です。



補助散水栓

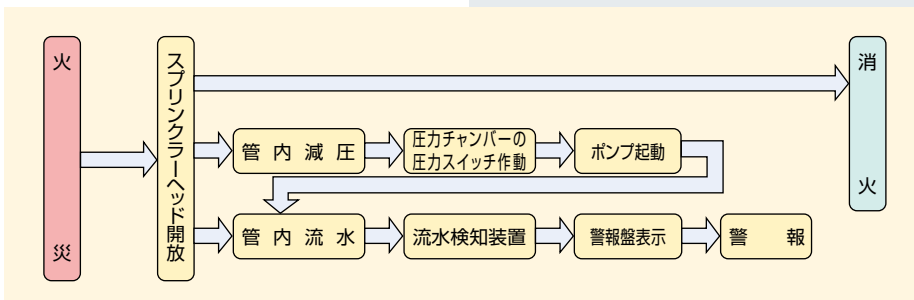
末端試験装置

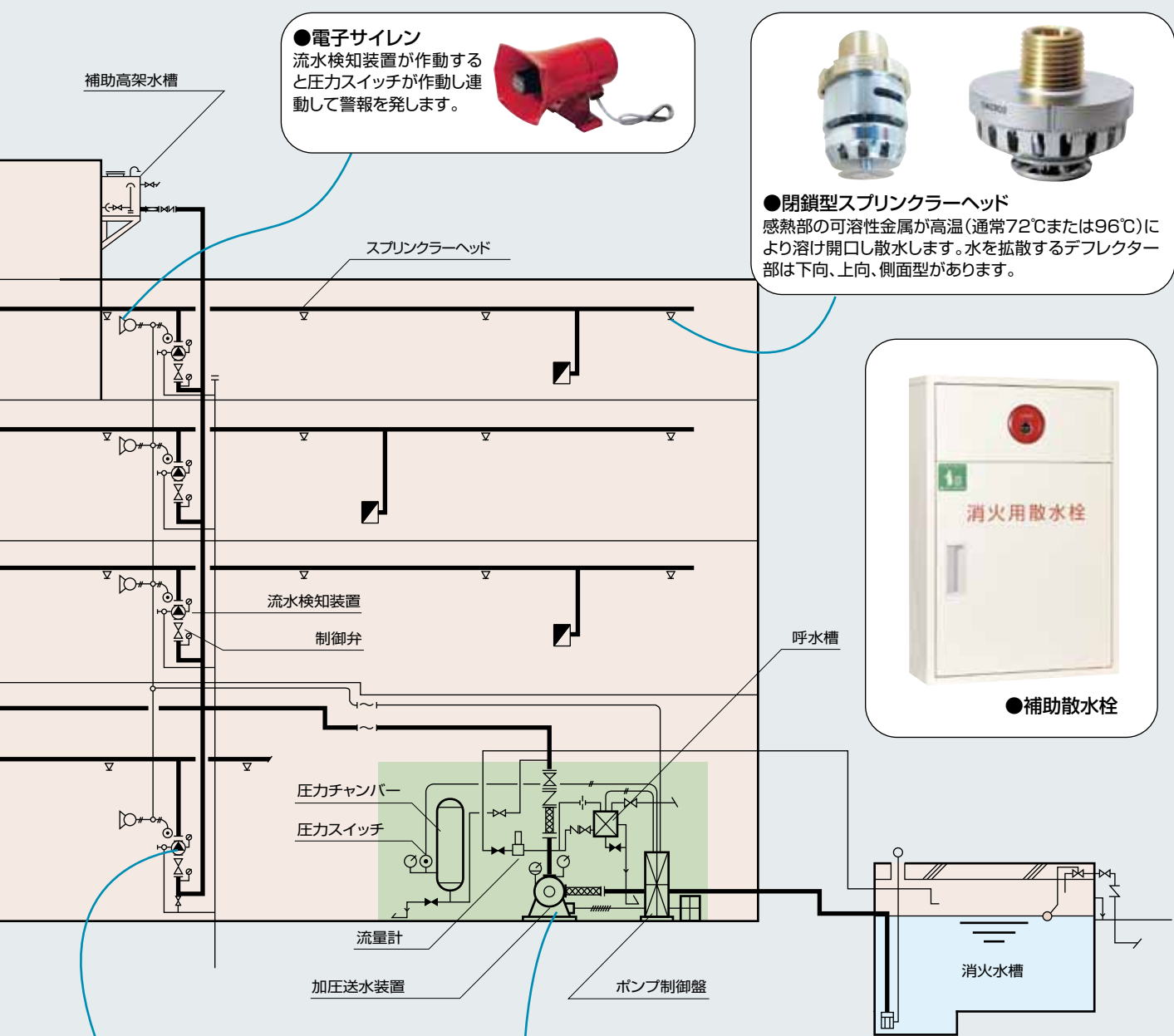


●**送水口**
消防自動車等から消火設備への送水接続口として使用します。



■動作フロー図





●電子サイレン
流水検知装置が作動すると圧力スイッチが作動し連動して警報を発します。



●閉鎖型スプリンクラーヘッド
感熱部の可溶性金属が高温(通常72℃または96℃)により溶け開口し散水します。水を拡散するデフレクター部は下向、上向、側面型があります。



●補助散水栓



●流水検知装置
配管内の流水をキャッチし、圧力スイッチが作動し、警報およびポンプ起動等の信号を発する装置です。

〈ポンプユニット〉

- 加圧送水装置
圧力スイッチの信号により消火水槽の水を圧送します
- 起動用圧力チャンバー
本体、圧力スイッチ、圧力計、エア抜弁、ポンプ起動試験用排水弁で構成され、配管内の圧力を規定範囲内に保持します。
- 呼水槽
ポンプが常時作動できるようにポンプ内部、サクシオン管内を満水するための水槽。
- ポンプ制御盤
消火用ポンプを制御する盤で、起動回路、操作回路を内蔵しています。



放水型ヘッド等スプリンクラー設備

10mを超える高天井部分に設けるスプリンクラー設備です。(可燃物が大量にあるときは6mを超える高天井部分) ホテル、デパート、劇場、イベントホールや地下街などの大規模空間や吹き抜け部分を火災から守ります。天井面もしくは壁面に設置された放水型ヘッドは、感知器の火災信号を受けて自動的に起動して、一斉に放水を行います。現地には、操作盤もあり、手で操作することもできます。

システムを構成する各種機器

●放水型ヘッド

防火対象物に防火用水を放出します。



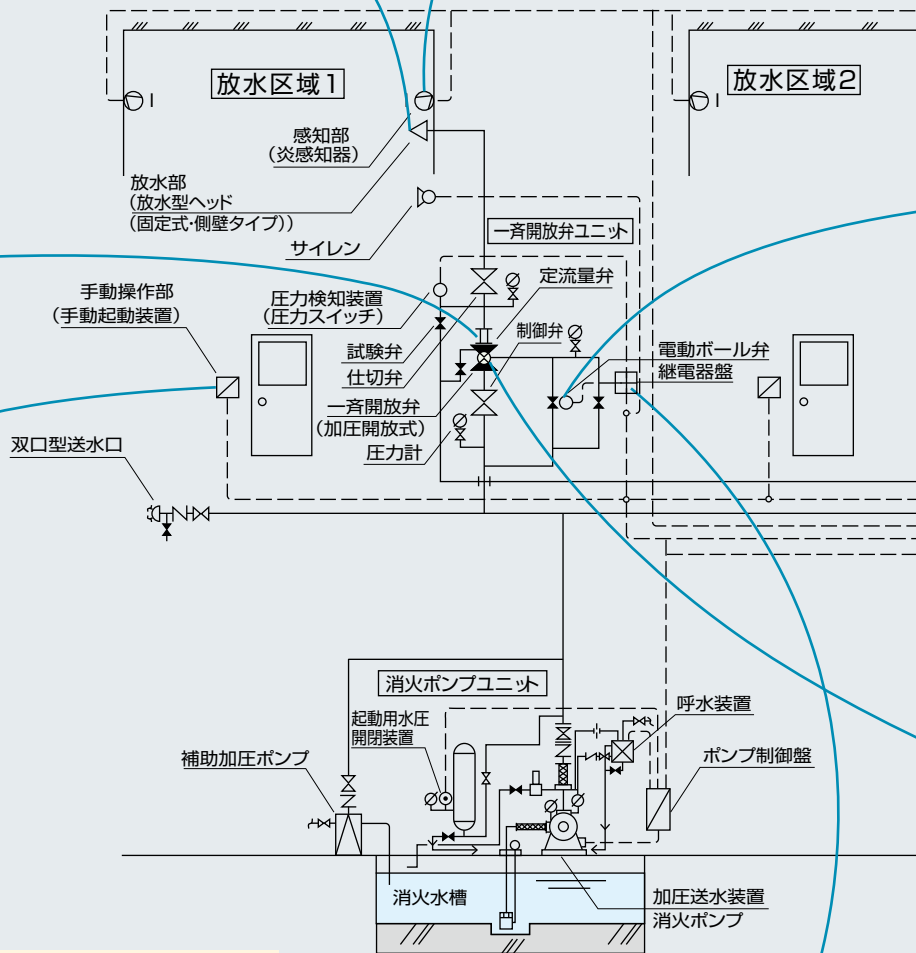
●感知器



●定流量弁

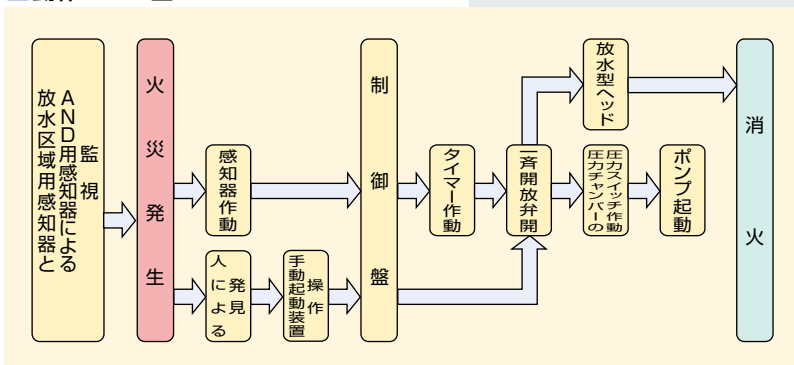


●手動起動装置



※サイレン、補助加圧ポンプは地域により必要となります

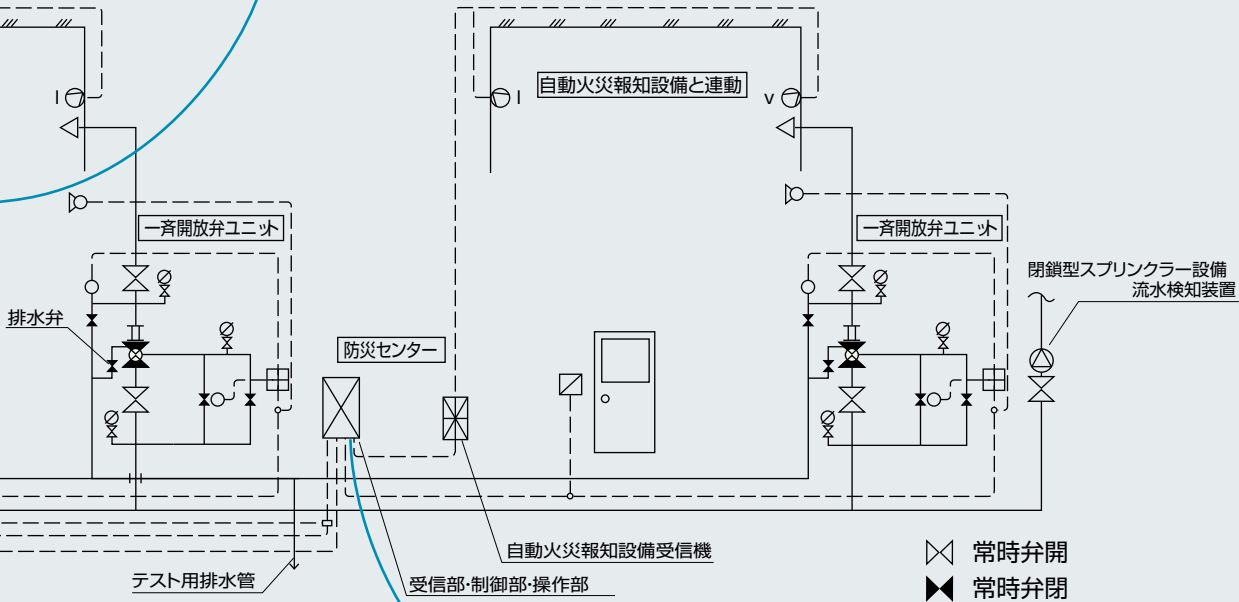
動作フロー図



●継電器盤

●電動ボール弁

一斉開放弁を自動的に開・閉させるための弁です。



●一斉開放弁

放射区画ごとに一個ずつ設置し、その区画の感知器の作動又は手動弁の操作により開放し、水をヘッドに送ります。



●制御盤

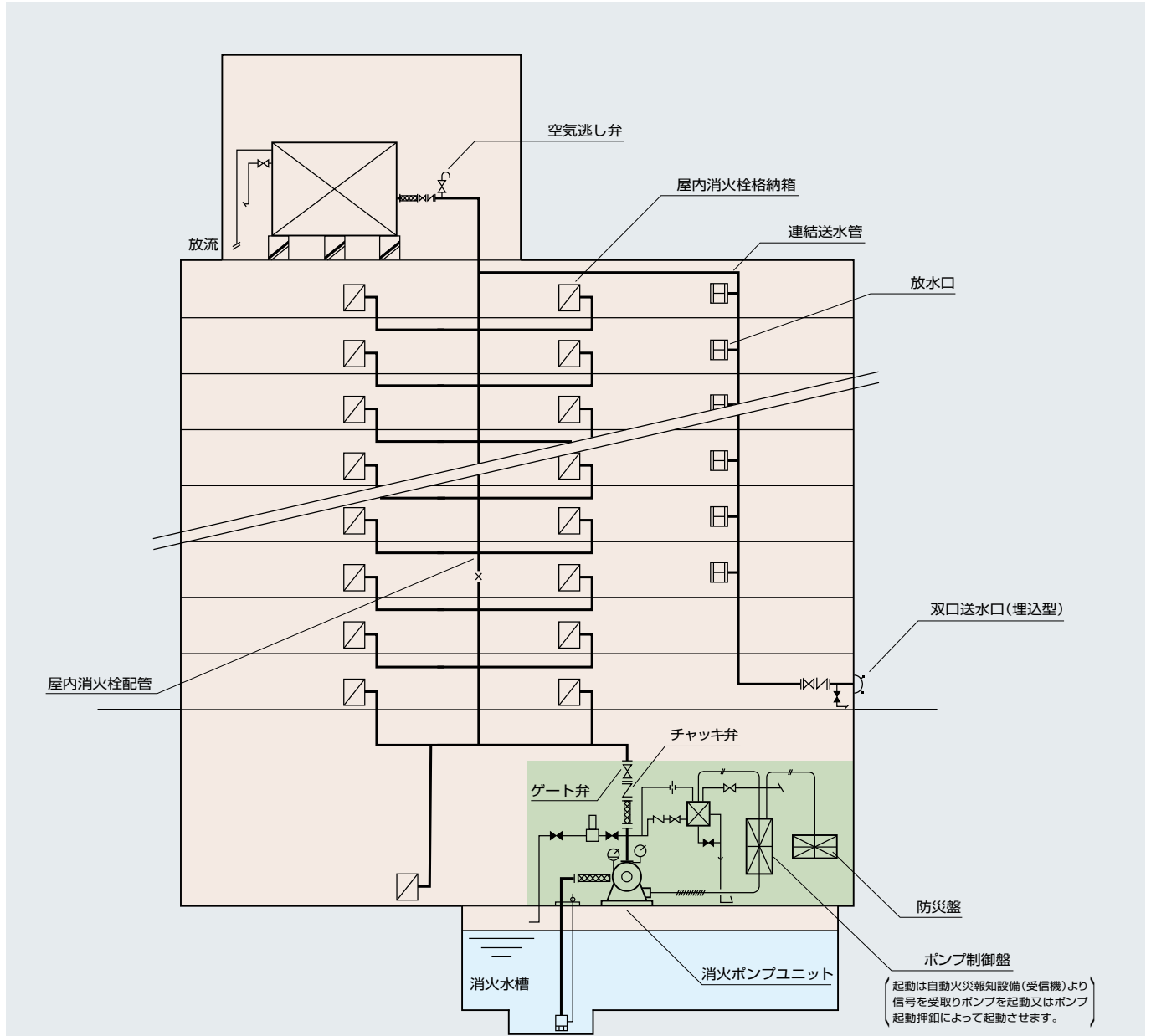
防災センターなどに制御盤を設置します。火災の際、防災要員が放水する区画を判断し放水します。高天井部には手動起動装置を設置しますので、自動で消火するほかに、制御盤、手動起動装置から放水することができます。



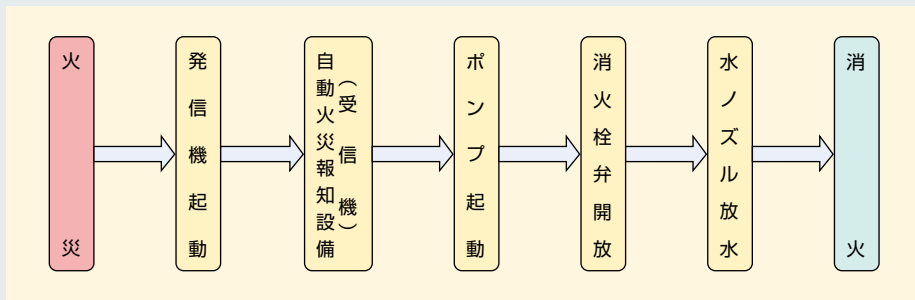
消火栓設備

■システムを構成する各種機器

水消火栓設備には、屋内タイプと屋外タイプがあり、火災時に人手によってホースやノズルを接続して、放水して消火する設備です。



■動作フロー図



■ 屋内消火栓箱

商 品 名	型 式	材 質	内 蔵 品				本体価格(税込価格)	選定機種
			消火栓バルブ	水ノズル	ホース	ホース架		
二段型屋内消火栓箱	YM-ST-10	鋼板	40A ×1	40A ×1	40A×15m×2	1	316,800円(税込価格)	

■ 屋外消火栓格納箱

商 品 名	型 式	材 質	内 蔵 品				本体価格(税込価格)	選定機種
			消火栓バルブ	水ノズル	ホース	ホース架		
二段型屋外消火栓格納箱	YM-ST-70(2)	鋼板	65A ×1	65A ×1	65A×20m×2	1	624,800円(税込価格)	

屋内消火栓箱



Size: H1300×W750×D180

※表示灯・発信機は付属していません。

屋外消火栓格納箱



Size: H1400×W900×D230 (架台H300)

※表示灯・発信機は付属していません。

■ 補助散水栓

商 品 名	型 式	ホース長さ	放水圧力	放 射 量	防護水平距離	本体価格(税込価格)	選定機種
			(MPa)				
補助散水栓 ツインローラー型	YM-ST-40	25A×20m	0.25~0.7	60L/min(0.25MPa時)	15m	281,600円(税込価格)	

■ 広範囲型2号消火栓

商 品 名	型 式	ホース長さ	放水圧力 (MPa)	放 射 量	放射距離		防護水平距離	本体価格(税込価格)	選定機種
					棒状	霧状			
広範囲型2号消火栓(標準)	YM-ST-30	25A×30m	0.17~0.7	80L/min(0.17MPa時)	7m以上	3.5m以上	25m	315,700円(税込価格)	

■ 易操作性1号消火栓

商 品 名	型 式	ホース長さ	放水圧力 (MPa)	放 射 量	放射距離		防護水平距離	本体価格(税込価格)	選定機種
					棒状	霧状			
易操作性1号消火栓 ハイパー(標準)	YM-ST-20	30A×30m	0.17~0.7	130L/min(0.17MPa時)	7m以上	3.5m以上	25m	304,700円(税込価格)	

補助散水栓



Size: H900×W600×D200

※表示灯・発信機は付属していません。

広範囲型2号消火栓



Size: H1150×W600×D200

※表示灯・発信機は付属していません。

易操作性1号消火栓



Size: H1300×W750×D180

※表示灯・発信機は付属していません。

パッケージ型消火設備

〈パッケージ型消火設備I型〉 PSICW-80A

屋内消火栓設備の代替設備



PSICW-80A



※PSICW-80Aに対応

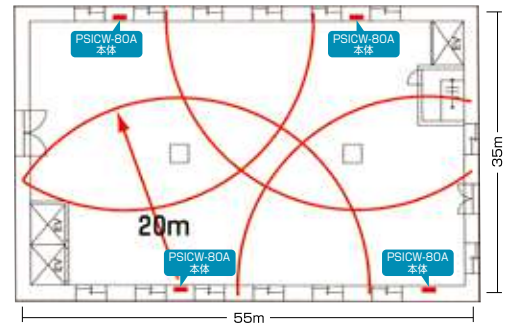
■パッケージ型消火設備の設置基準

	I 型	II 型
耐火建築物	地階を除く6階以下で延べ面積が3,000㎡以下	地階を除く4階以下で延べ面積が1,500㎡以下
耐火建築物以外	地階を除く3階以下で延べ面積が2,000㎡以下 防火対象物の階ごとに、その階の各部分からホース接続口までの水平距離が20m以下に設けること。また防護する部分の面積は850㎡以下とすること。	地階を除く2階以下で延べ面積が1,000㎡以下 防火対象物の階ごとに、その階の各部分からホース接続口までの水平距離が15m以下に設けること。また防護する部分の面積は500㎡以下とすること。

■ポイント

- ① PSICW-80Aが設置できる壁を選んでください。
- ② 床面全体を半径20mの円で完全に包含してください。
- ③ 1台のPSICW-80Aの防護面積が850㎡(半径20mの面積は約1,256㎡)以下となるようにしてください。

■設計要領(参考図)



Point

軽量化を実現

搬送や取り付け時の作業効率がアップ。
強度アップによりボックス・扉のひずみを回避できます。

軽量ホースを装備

合成ゴムホースから樹脂製ゴムホースへ変更。

専用チューブで楽々&スピード充填

消火薬剤のポリ容器を直接接続できる「コック付き専用チューブ」を開発しました。

BOX天井が低くなったことで充填作業が簡単に!!
消火薬剤の充填時間が短縮。

優れた耐久性

SUS容器で消火薬剤による腐食が無く内面塗装剥離の心配がありません。

優れた放射距離

ノズル構造の改良で放射距離を最長16mまで確保。

総合盤付タイプもラインアップ

赤色表示灯に地区音響装置(音響ベル)、発信機をプラスした総合盤付タイプもラインアップ。(機器はオプションです。)

-20℃対応!

消火薬剤の使用温度は-20℃まで対応です。

■ パッケージ型消火設備の設置基準

	I 型				
	耐火建築物 (6階、3,000㎡以下)		耐火建築物以外 (3階、2,000㎡以下)		
	延べ面積㎡	4階以上 床面積㎡	簡易耐火延べ面積㎡	木造、他 床面積㎡	
(1) イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	1,500~3,000	300~3,000	1,000~2,000	500~2,000
	ロ 公会堂、集会場				
	イ キャバレー、ナイトクラブ等				
	ロ 遊技場、ダンスホール				
(2) ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗				
	ニ カラオケBox、漫喫、複合カフェ等				
	イ 待合、料理店等				
	ロ 飲食店				
(4) イ	百貨店、マーケット、展示場等				
	ロ 旅館、ホテル、宿泊所				
(5) イ	寄宿舎、下宿、共同住宅				
	ロ 病院、診療所、助産所				
	ハ 特別養護老人ホーム等				
	ニ 老人デイサービスセンター等				
	三 幼稚園又は特別支援学校				
(7) イ	小・中・高等学校、大学、各種学校				
(8) イ	図書館、博物館、美術館				
	ロ 蒸気、熱気浴場など				
	イ以外の公衆浴場				
(10) イ	車庫等車庫、船舶、航空機発着場				
	ロ 神社、寺院、教会等				
(11) イ	工場、作業場				
	ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ				
	イ 自動車庫、駐車場				
	ロ 航空機格納庫				
(14) イ	倉庫				
(15) イ	前各項に該当しない事業所				
(16) イ	特定防火対象物の複合用途防火対象物	(1)~(12)項まで若しくは(15)項の用途に供される部分は(1)~(12)及び(15)項を適用			
	ロ イ以外の複合用途防火対象物				
(16)の2	地下街				
(16)の3	準地下街				

■ 主要諸元

項 目	I 型				
	露出・表示灯 PSICW-80A-RH	露出・総合盤 PSICW-80A-RS	埋込・表示灯 PSICW-80A-UH	埋込・総合盤 PSICW-80A-US	
商品型式	HSST-825S				
認定型式記号	PG-049号				
規格区分	パッケージ型消火設備I型				
消火薬剤種別	第三種浸潤剤等入り水				
消火薬剤型式番号	品評剤第16~1号				
設置方法	床露出取付(架台付)		壁埋込取付		
加圧・蓄圧の別	加圧式(レギュレータ方式)				
操作方法	ハンドル(加圧容器)回転式				
使用圧力	0.9±0.05MPa				
全装備質量	約175kg				
薬剤量	80.4L(約102kg)				
使用温度範囲	-20℃~40℃				
性能	放射時間	約150秒			
	放射距離	約17.0m			
	放射量	28.0L/min			
規格箱	外形寸法	750(幅)×1,350(高)×230(奥行)mm		808(幅)×1,315(高)×230(奥行)mm	
	埋込本体寸法	—		770(幅)×1,285(高)×230(奥行)mm	
	額縁、本体調整範囲	—		最大25mm(注意参照)	
	材質	SPCC			
消火剤容器	扉開閉方向	日塗工 N-85(ライトグレー色塗装)			
	内容積	84L(28L×3)			
	材質	SUS304			
	防錆及び耐食	耐食材料使用			
加圧用ガス容器	耐圧試験圧力	1.6MPa			
	容器本数	3			
	容器弁型番	品評弁第59~1号			
	内容積	3.4L			
ホース	材質	STH-70			
	塗色	灰色			
	ガスの種類	窒素			
	ガスの充填質量	565g			
ノズル開閉	耐圧/気密試験圧力	24.5MPa/14.7MPa			
	最高充填圧力	14.7MPa			
	安全弁作動圧力	16.7~19.6MPa			
	容器本数	1			
調整圧力	寸法	φ17.0(外径)×φ13.0(内径)×25m			
	材質	(外面)ポリエステル繊維編み込み/(内面)ポリウレタン樹脂			
	耐圧試験圧力	1.5MPa			
	格納方式	ホース架			
配管	開閉弁	ボールバルブ(呼び径:Rc1/2)			
	ノズル口径	φ6mm			
	材質	C3771B他			
	防錆及び耐食	Crメッキ			
その他	調整圧力(固定)	0.9±0.05MPa			
	材質	C3604B			
	送圧チューブ	ナイロン			
	送液管	φ6mm×1500mm×3本 ABS φ10mm			
その他	点検用バルブ	ボールバルブ方式(呼び径:Rc1/4)			
	逆止弁	1個(圧力導入部)			
商品コード	60060499	60060599	60060699	60060799	
本体価格(税込価格)	831,600円(税込価格)				
リサイクルシール	D				

! 注意 埋込タイプの本体は壁仕上面より出ないように埋め込んでください。尚、扉は標準、総合盤付の2タイプあり、総合盤付の地区音響装置(バナソニック製 BV92631、能美防災製 FBMO23、ニッタン製 BD-6-24-11、ホーチキ製 FBB-1501)、及び発信機(バナソニック製 BV6124、能美防災製 FMMJ102-U、ニッタン製 1MF1A-U)はオプションにて取付が可能です。現地で発注し取り付けてください。

リサイクルシール料金は含まれておりません。

消防法令

水系消火設備

泡消火設備

ガス系消火設備

粉末消火設備

パッケージ型自動消火設備

〈パッケージ型自動消火設備I型〉 エスピーアウル

いつもあなたを見守る
高性能で安全・安心なパッケージ型自動消火設備



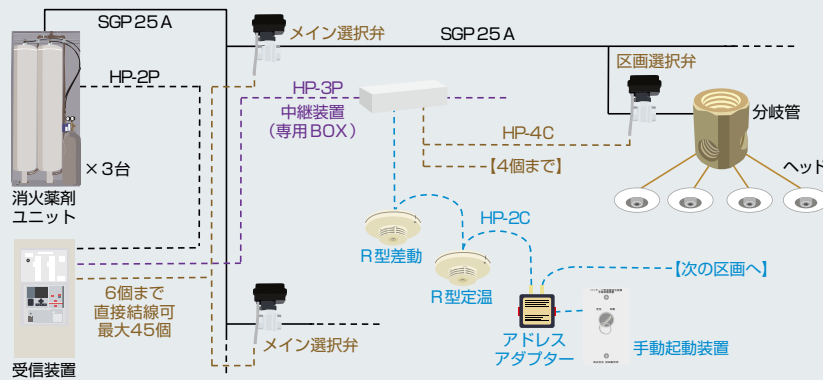
エスピーアウル

この設備は、スプリンクラー設備に代えて設置することができる消火設備です。

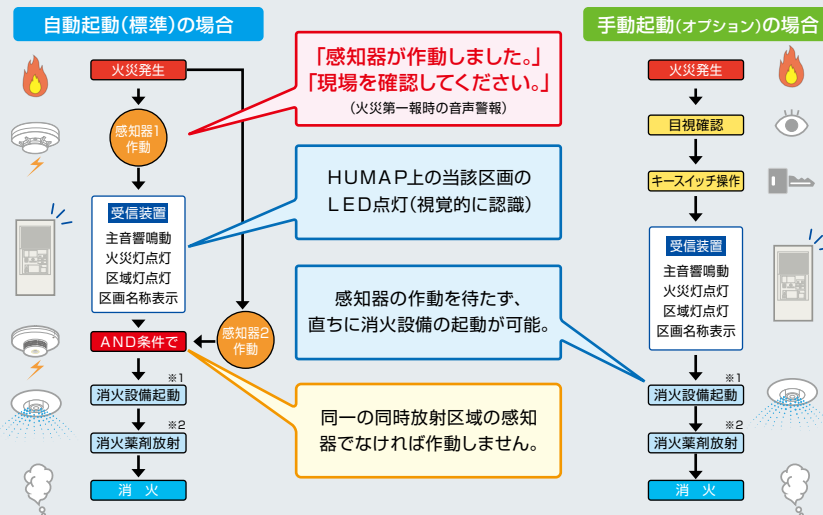
「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成16年消防庁告示第13号)の改正(平成28年1月29日)

自力で避難することが困難な者が入所する高齢者・障害者施設や避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられています。

■ エスピーアウル(パッケージ型自動消火設備I型)の機器構成イメージ



■ エスピーアウル(パッケージ型自動消火設備I型)の動作フロー



※1 消火設備起動：加圧用容器（電磁式弁開放器）が起動、消火薬剤貯蔵容器を加圧、火災区画へ通じる選択弁（メイン・区画共）が開放、消火薬剤が配管内に流れる。また、受信装置からの外部移報を出力する。
 ※2 消火薬剤放射：開放した選択弁ルート上の配管を経由して、出火区画内の複数の放出口から一斉にシャワー状に同時放出する。

■ 主要諸元

商 品 名		エスピーアウル		放 出 口	最大 個 数	4個/同時放射区域	9個/同時放射区域		
型 式 番 号	HPSS1-200	HPSS1-200-6H		材 質	C3604B+無電解Niメッキ				
認 定 番 号	PGA-005号	PGA-015号		耐 圧 試 験 圧 力	1.6MPa				
規 格 区 分	パッケージ型自動消火設備I型			放 射 量	23.3L/min(0.1MPa時1個あたり)	11.3L/min(0.1MPa時1個あたり)			
使 用 消 火 薬 剤	第三種浸潤剤等入り水			最 大 高 さ	3.6m	6.0m			
加 圧 ・ 蓄 圧 の 別	加圧式(レギュレータ方式)			ヘ ッ ド ビ ッ チ	2.3m	1.8m			
使 用 圧 力	0.90±0.05MPa			分 岐 管	材 質	C3604B			
使 用 温 度 範 囲	0~40℃			耐 圧 試 験 圧 力	約0.4kg	約1.4kg			
シ ス テ ム	同 時 放 射 区 域	最大21㎡		選 択 弁	材 質	C3771+Crメッキ			
	最 大 区 画 数	200区画		定 格	DC24V/0.15A				
	放 射 時 間	約2分45秒	約2分10秒	開 閉 時 間	1.5秒~3.0秒				
消 火 薬 剤 ユ ニ ッ ト	消 火 薬 剤 貯 蔵 容 器	内 容 積	112ℓ×2本		配 管	主 配 管	SGP-25A		
		薬 剤 充 填 量	110ℓ×2本			最 大 配 管 長	90m	70m	
		材 質	SUS304			枝 配 管	C1220T		
		耐 圧 試 験 圧 力	1.6MPa			外 径 ・ 内 径	12mm・10mm		
	加 圧 用 ガ ス 容 器	容 器 弁 型 式 ・ 番 号	HFV-40N・J-083号		最 大 配 管 長	6m	8m		
		内 容 積	20L		感 知 部	弊社指定の国家検定合格品			
		充 填 ガ ス ・ ガ ス 重 量	窒素・約3.2kg		電 源	AC100V 0.5kVA 50/60Hz			
		最 高 充 填 圧 力	14.7MPa(35℃)		外 観 寸 法	W540×H1,050×D180			
	電 磁 式 弁 開 放 器	容 器 本 数	1本		総 重 量	約30kg			
		型 式	CS-24D		塗 色	マンセル5YB/0.5			
		定 格	DC24V/1.5A		使 用 温 度 範 囲	-10~50℃			
		調 整 圧 力 (固 定)	0.90±0.05MPa		中 継 装 置	塗 色			
格 納 庫	材 質	C3604B		定 格	DC24V/2A				
	外 観 寸 法	【屋内型】W908×H2,000×D350	【屋外型】W908×H2,100×D350	非 常 源 設 備	種 別	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池			
	材 質	SPCC		容 量 ・ 型 式 番 号	6Ah/5HR・品評予第13~6号 10Ah/5HR 14~1号				
	塗 色	マンセルN8		型 式	KG2C-10B型キー-スイッチ				
総 重 量	【屋内型】約480kg 【屋外型】約500kg		手 動 起 動 装 置 (オ プ シ ョ ン)	外 観 ・ 寸 法	【露出型】W75×H124×D47 【埋込型】W65×H112×D42				

■ スプリンクラー設備等の自動消火設備の種類

スプリンクラー設備(大規模施設)..... 延面積10,000㎡を超えるもの

パッケージ型自動消火設備(I型) [従来型]..... 延面積10,000㎡以下

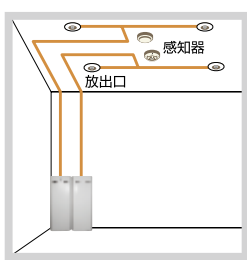
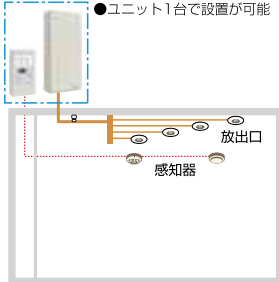
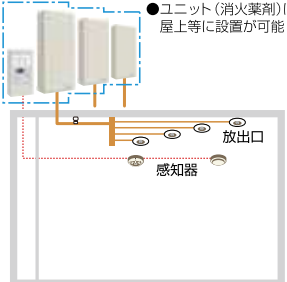
パッケージ型自動消火設備(I型) [1ユニット型]..... 基準面積1,000㎡未満
特定施設水道連結型スプリンクラー設備

パッケージ型自動消火設備(II型)..... 延面積275㎡未満

■ 基準面積とは...

延べ面積から「防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分」を除いた面積のことです。

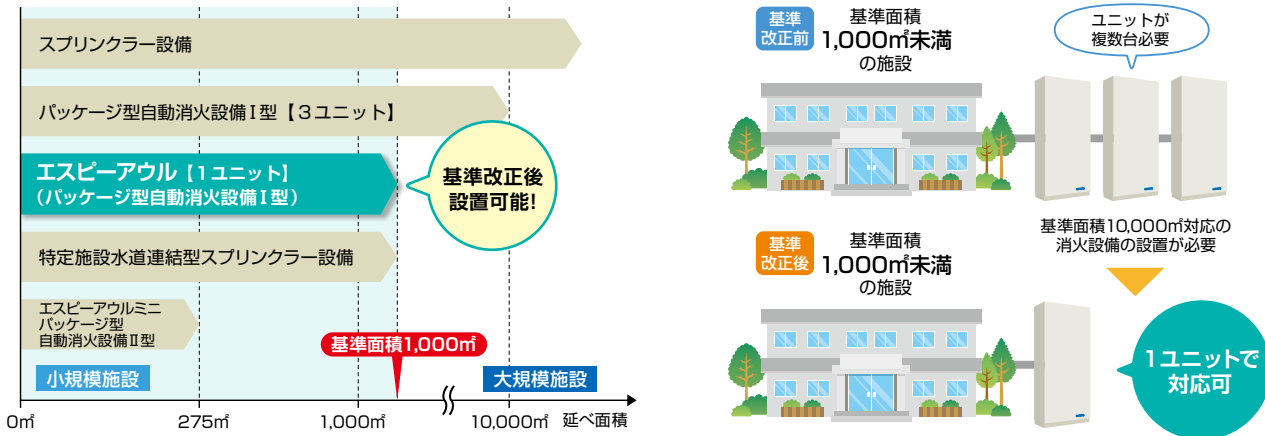
■ パッケージ型自動消火設備の種類と特徴

II型エスピーアウルミニ	I型(1ユニット型)エスピーアウル	I型(従来型)エスピーアウル
延面積275㎡未満	基準面積1,000㎡未満	延面積10,000㎡以下
●居室単位での簡易な工事で設置が可能 	●ユニット1台で設置が可能 	●ユニット(消火薬剤)は屋上等に設置が可能 

パッケージ型自動消火設備

基準改正後の小型消火設備の設置について

スプリンクラー設備や自動消火設備は、面積に応じて設置できるものが規定されています。



法令改正について

消防法施行令・消防法施行規則の主な改正内容について

平成26年7月
消防庁予防課

消火器の設置基準の見直し

- 全ての有床診療所・病院に「消火器」を設置(現行:150㎡以上)

火災通報装置の設置基準の見直し

- 全ての有床診療所・病院に「消防機関へ通報する火災報知設備」を設置(現行:500㎡以上)
- 避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、自動火災報知設備と連動起動化

スプリンクラー設備の設置基準の見直し

- 「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」には、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備を設置(現行:病院3,000㎡以上、診療所6,000㎡以上)
- 具体的には、次のものについては対象外とする。
 - ・患者が避難困難でないと考えられる13診療科のみのもの(産科・婦人科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・歯科・肛門外科・泌尿器科・小児科・乳腺外科・形成外科・美容外科)
 - ・延焼を抑制する施設構造を持つもの
 - ・夜間においても相当程度の患者の見守り体制(13床当たり職員1名)がある病院
 - ・精神病床、感染症病床、結核病床のみの病院
 - ・3床以下であるなど入院実態がほとんどない有床診療所
- 3,000㎡以上の有床診療所は、病院と同様、原則としてスプリンクラー設備を設置(現行:6,000㎡以上)
- 水道連結型スプリンクラーの設置可能施設を拡大

経過措置

- 既存施設へのスプリンクラー設備の設置については、2025年(令和7年)6月末まで適用を猶予
病院等の有床施設にはスプリンクラー設備の設置が必要となります。また設置に関しては補助金の対象になります。
- 新築施設については、2016年(平成28年)4月から適用

有床診療所・病院に対するスプリンクラー設置の義務化について

	病院 ^{*1}		有床診療所 ^{*1, 2}	
	療養病床又は一般病床を有するもののみ	左記以外のもの(感染症・結核・精神病床のみのもの)	療養病床又は一般病床を有するもののみ 病床数が4床以上(19床以下)	3床以下
下記以外のもの	設置義務	対象外	設置義務	対象外
夜間における見守り体制	対象外 夜間においても相当程度の患者の見守り体制(13床当たり職員1名)を有する病院			
特定の13診療科名のみ ^{*3}	対象外		対象外	
施設構造(延焼抑制)	対象外		対象外	

設置の期限

以下の期日までに、スプリンクラー設備等を設置してください。

令和7年(2025年)6月30日まで

病院……………(6)項イ(1)

有床診療所……………(6)項イ(2)

*1 延べ面積3,000㎡未満のものが対象。

*2 前年1日平均入院患者数が1名未満の診療所は対象外。

*3 産科・婦人科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・歯科・肛門外科・泌尿器科・小児科・乳腺外科・形成外科・美容外科

○ 延べ面積3,000㎡以上の有床診療所については病院と同様、原則としてスプリンクラー設備を設置(現行:延べ面積6,000㎡以上)

○ 設置義務対象外についても補助金を活用して設置を促進

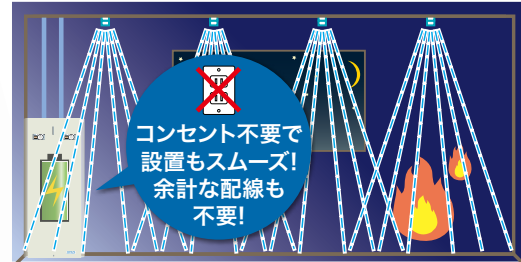
〈パッケージ型自動消火設備Ⅱ型〉 エスピーアウルミニ

275㎡未満の小規模福祉施設に最適設置
オールマイティーな新たな消火設備



エスピーアウルミニ
ワイドタイプ

① 停電時もしっかり駆動で安心!!



② 高性能消火薬剤& ステンレス製容器で安全・安心!!

錆びにくい
長持ちステンレス製!



第三種浸潤剤
等入り水を
耐食性の高い
ステンレス製容器
に貯蔵!!

■ 主要諸元

商 品 名	エスピーアウルミニ ワイドタイプ	エスピーアウルミニ スタンダードタイプ	エスピーアウルミニ ツインタイプ
認定型式記号	HPSS2-001W		HPSS2-001S
認定型式番号	PGA-011号		PGA-016号
規格区分	パッケージ型自動消火設備Ⅱ型		
公称防護面積	13㎡		
使用消火剤種別	第三種浸潤剤等入り水W		第三種浸潤剤等入り水S
加圧・蓄圧の別	なし(システム認定に含む)		蓄圧式
最高使用圧力			0.98MPa
使用温度範囲			0~40℃
感知器型感知部		感知器型感知部-別表参照	
電源		電池駆動方式	
使用電池		専用リチウム1次電池 パナソニック製CR-AGCF2CK 6V 2400mAh	
消火薬剤貯蔵容器	内容積 12.4L×4本 薬剤充填量 8L×4本(32L)		内容積 12.4L×2本 薬剤充填量 8L×2本(16L)
格納箱		窒素 全高さ713mm・最大径156mm SUS304(耐食材料使用)・1.2mm W347mm・H850mm・D168mm	
格納箱	W694mm・H850mm・D168mm	W347mm・H850mm・D168mm	W168mm・H1700mm・D168mm
格納箱	アイボリー(マンセルN8.5)		
放出口		φ5.4mm-C3604 Niメッキ	
放出導管		外径10mm・内径8mm	
放出導管	長さ等 最大長さ10m最大曲げ回数8回		最大長さ8m最大曲げ回数8回
指示圧力計		材質C1220T-接続方法リングジョイント	
指示圧力計		品評任第11~1号	
指示圧力計		0.70~0.98MPa	
放射性能	有効放射時間 54秒(0.593L/s)		40秒(0.400L/s)
総質量	約76kg		約38kg
防護対象物の壁仕様	不問		準不燃以上
設置可能な最大天井高さ		2.8m	

■ 感知器型感知部

種 別	型式番号	メーカー	型式記号
差動式スポット型感知器2種(※1)	感第26~24号	日本ドライケミカル	NSP201EGA
定温式スポット型感知器特種60℃(※1)	感第26~38号	日本ドライケミカル	NST001EGA60
定温式スポット型感知器特種防水型60℃	感第26~40号	日本ドライケミカル	NST003ENA60
定温式スポット型感知器1種70℃(※1)	感第26~49号	日本ドライケミカル	NST101EGA70
定温式スポット型感知器1種防水型70℃	感第26~51号	日本ドライケミカル	NST103ENA70
定温式スポット型感知器1種80℃(※1)	感第26~50号	日本ドライケミカル	NST101EGA80
定温式スポット型感知器1種防水型100℃	感第5~4号	パナソニック	BV4143K
定温式スポット型感知器1種防水型120℃	感第5~5号	パナソニック	BV4144K

※1:別途、適合する感知器ベースが必要になります。(日本ドライケミカル製NSY402EH-他)

消防法令

水系消火設備

泡消火設備

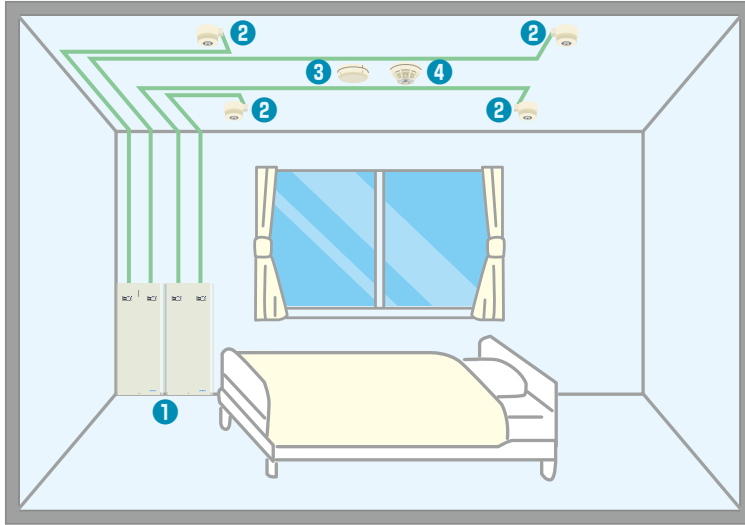
ガス系消火設備

粉末消火設備

パッケージ型自動消火設備

■エスピーアウルミニワイドタイプ配置例

1セットあたり最大で防護面積13㎡を消火します。



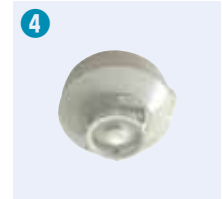
消火薬剤ユニット



放出口



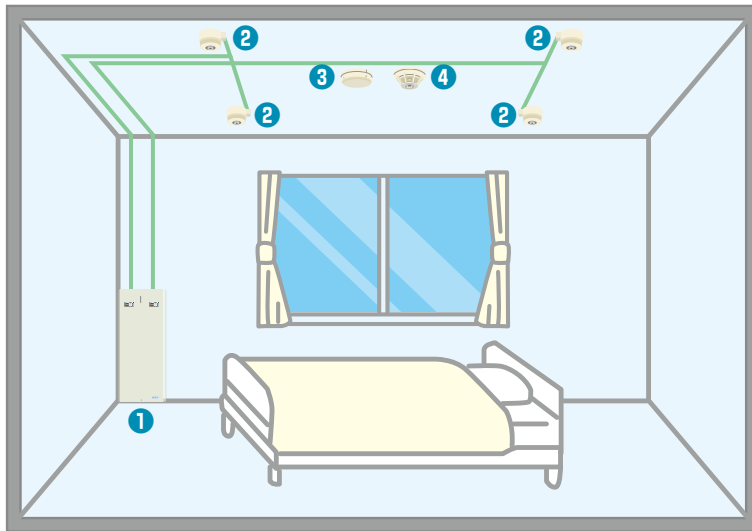
差動式スポット型
2種



定温式スポット型
特種60℃

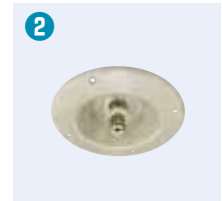
■エスピーアウルミニスタンダードタイプ・ツインタイプ配置例

1セットあたり最大で防護面積13㎡を消火します。

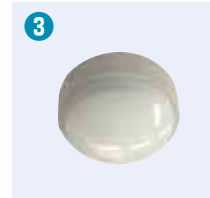


消火薬剤ユニット

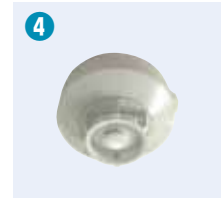
※画像はスタンダードタイプです



放出口



差動式スポット型
2種



定温式スポット型
特種60℃

準不燃以上の内装に使用 [例] 石膏ボード(厚9.5mm以上)、コンクリート etc

Point

建物の内装を制限する必要はありません!(ワイドタイプ)
不燃材料を使用していない防護対象物にも設置可能。

電池駆動式を採用! 停電時でも起動が可能
電源不要でラクラク設置。

簡単設置・省スペースなミニタイプ

消火薬剤量が僅か32L(8L容器×4本)で設置可能
省スペースなスリムタイプ(W347mm×D168mm/1台あたり)
(ワイドタイプ)

**高性能消火薬剤を機器本体内の
SUS製容器に貯蔵しているので安心**

第三種浸潤剤等入り水を耐食性の高い蓄圧式SUS製容器に貯蔵。

1セットあたり最大で防護面積13㎡を消火!

※玄関・廊下・階段・トイレ・浴室(脱衣所)には設置不要です。

〈パッケージ型自動消火設備Ⅱ型〉 エスピーアウルミニツインタイプ

スリムタイプで省スペースを実現!!

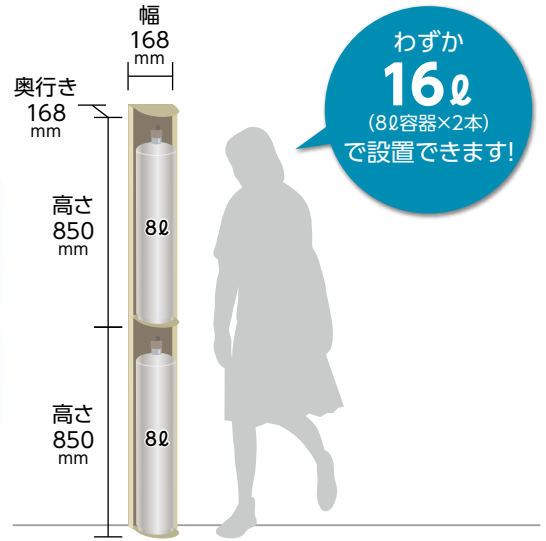
縦列設置
イメージ



並列設置
イメージ

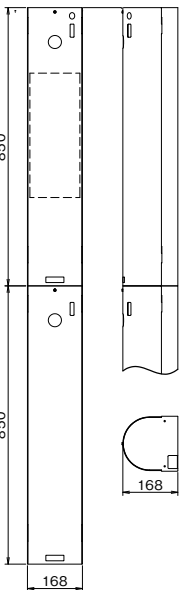


エスピーアウルミニ
ツインタイプ



※公称防護面積13m²
※天井高さ2.8m以下(床面より)

商品スペック



商品名	エスピーアウルミニ ツインタイプ
規格区分	パッケージ型自動消火設備Ⅱ型
型式記号	HPSS2-001S
認定番号	PGA-016号

項目	仕様	
公称防護面積	13m ²	
使用消火薬剤	第三種浸潤剤等入り水	
消火薬剤量	16ℓ	
消火剤貯蔵容器本数	8ℓ×2本	
制御盤	電源方式	電池駆動式(リチウム一次電池)
	感知器入力回路	2系統・AND起動

▲維持点検上の重要情報

エスピーアウルミニは、万が一の火災時に支障なく作動し、消火効力を十分に発揮出来るよう、維持には十分配慮の上、日常点検や定期点検(法定点検)は必ず行ってください。エスピーアウルミニのシステム全体としての機能上の耐用年数は設置後10年です。定期点検の際に、有効期限を越えるものや、指定交換部品については取替えを行い、点検の結果不良が認められた部品については、取替えを行ってください。指定交換部品:設置後5年を経過するガス発生式起動装置

項目	仕様	
本体	サイズ	H1,700×W168×D168mm
	塗装色	アイボリー
	扉開閉方式	扉前面取外し
	配管用穴	天底2箇所/1台
感知器	使用機種	差動式スポット型2種、定温式スポット型特種60℃、他
配管	配管径・長さ・曲げ数	φ10・8m・8箇所
	配管パターン	分岐有
ノズル	種類	フルコーンタイプ
	散布半径	1.3m
	数量	4個
その他	最大高さ	2.8m
	防護対象物壁仕様	準不燃以上

エスピーアウルミニ ツインタイプ 5つのポイント

- 1 業界最小設置面積の省スペース設計!
- 2 タテにも、ヨコにも、分割でも! 空間を有効に活用できる多様な設置方法
- 3 安全性にも配慮した丸みのある前面カバー
- 4 お部屋の雰囲気邪魔しない優しいボディカラー
- 5 コンパクトでスタイリッシュなデザイン

消防法令

水系消火設備

泡消火設備

ガス系消火設備

粉末消火設備

CARGA-212

料理も消火も職人技には勝てません。
業界初、イージーメンテナンダクトセンサーを搭載。
センサー感知部だけを交換できるのでダクト内部からの
メンテナンス交換が可能です。



- ・ 〇部分はつけはずしが可能な構造になっており、直接厨房ダクト内部からのセンサー交換が可能です。
- ・ 取付穴は従来と同じφ21です。



Point

優れた防災、制炎効果

可燃性ガスの発生を防ぐ防災効果、可燃性ガスと酸素の結合を防止する制炎効果が強く作用します。また、高温の油と化学反応し不燃化するため、天ぷら油火災にも強力な消火力を発揮します。

ハツタは厨房用自動消火システムの「老舗」です

30年以上にわたって蓄積された厨房用自動消火システムに関する豊富な経験と技術力。もたらされるのは老舗のハツタだけがお届けできる安心です。

イージーメンテナンダクトセンサーで簡単交換

これまでの感知センサーは一度設置されるとなかなか交換されないのが現状でした。ハツタの感知センサーは、業界初の感知器部分だけを交換できるイージーメンテナンスタイプです。

「簡単施工」「省スペース」

CARGA-212の消火剤容器格納箱は2本タイプと3本タイプをご用意。設置場所に最適な組み合わせが可能なので、施工は簡単、場所を選びません。

操作パネルはもちろん「防水・防虫加工」 外観もスマートです

厨房に付き物の水気や害虫。長年にわたる現場経験や顧客情報によりさまざまな問題点を洗い出し、徹底した対策を施していますので、水気や害虫問題も安心です。

(一財)日本消防設備安全センター評定品

■主要諸元

用途	フードダクト用 簡易自動消火装置	レンジ・フライヤー用 簡易自動消火装置	レンジ用 簡易自動消火装置	フード・フライヤー用 簡易自動消火装置	フード・レンジ用 簡易自動消火装置	
型式記号	GT-HDA	GT-FRS	GT-RLC	GT-HFR	GT-HLR	
性能評定番号	評14-166号	評14-167号	評14-168号	評14-169号	評14-170号	
最大防護寸法	フード:3.2m×1.8m ダクト:3000cm ² ×5m	レンジ:1.2m×1.2m フライヤー:1.2m×0.7m	レンジ:2.5m×1.2m	フード:3.2m×1.8m フライヤー:0.9m×0.6m	フード:3.2m×1.8m レンジ:2.1m×1.2m	
消火剤型式	強化液 薬第6~1号					
消火剤容量/本	3.2L					
機能	加圧ガス種類	窒素				
	適正蓄圧力範囲	0.7MPa~0.98MPa				
	使用温度範囲	-10℃~+40℃				
	放射時間	約30秒		約25秒	約27秒	
	放射量比	約98%				
消火剤容器	作動装置方式	ガス発生式				
	最大導管長/継手数	11m/13個	13m/11個	12m/11個		
	材質・板厚	SPCE t=1.4				
	寸法・本数	φ135mm×510mm×1本				
	総質量	約7.1kg				
ノズル	内容積	4.8L				
	耐圧試験圧力値	1.96MPa				
	塗装	外部:合成樹脂塗料焼付塗装				
	材質	C3604 キャップ付				
	型式	NZCRL-G3/8,NZCRF-G3/8	NZCRS-G3/8	NZCRL-G3/8	NZCRF-G3/8,NZCRS-G3/8	NZCRF-G3/8,NZCRL-G3/8
感知部	数量	2個・ダクト部 / 2個・フード部	1個・フード部	2個・フード部	計3個(2個,1個)・フード部	計4個(各2個)・フード部
	型式	SSCRD-180EMU		SSCRH-250TH		
	設置温度	1個・ダクト部		2個・フード部		
	感知方式	180℃		250℃		
リサイクルシール	温度センサー型感知方式 A					

■格納箱

機種	2本用メインタイプ	3本用メインタイプ	2本用サブタイプ	3本用サブタイプ
型式	GT-2M	GT-3M	GT-2S	GT-3S
全備質量	約26kg	約37kg	約22kg	約33kg
外形寸法(H×W×D)mm	550×400×170mm	550×550×170mm	550×400×170mm	550×550×170mm
構造	はめ込み方式(下部より)			
塗装	メラミン焼付塗装 白色(マンセル 5.17GY 8.43/0.59)			

■制御盤

電源電圧	AC100V
消費電力	約17.6VA
火災移報接点	無電圧接点 c接点1個
機械停止移報接点	無電圧接点 a接点3個
警報移報接点	無電圧接点 a接点1個
接点容量	接点容量 60W 125VA 最大 / 最大電流 1A 最大電圧 DC220V AC250V

■防水・防湿操作盤

材質	難燃性ABS
外形寸法(H×W×D)mm	150×200×48mm
電源表示灯	緑色LED
注意表示灯	黄色LED
警報表示灯	赤色LED
放出表示灯	赤色LED
警報ブザー	電子ブザー 75dB/1m時
非常押釦	モーメンタリーアクション
リセット押釦	モーメンタリーアクション
ケース色	白色 (マンセル 5.17GY 8.43/0.59)

■オプション

バッテリー	停電時 バックアップ電源	ニッカド電池	DC24V
		容量	450mAh/5hr

品名・型式等	商品コード	本体価格(税込価格)	選定機種
・2本用格納箱(メイン・サブ用共通)GT-2M	36555600	46,200円(税込価格)	
・3本用格納箱(メイン・サブ用共通)GT-3M	36555700	58,300円(税込価格)	
・制御盤(メイン用各格納箱共通)EUCRM-155	36557500	72,600円(税込価格)	
・同時放射ユニット(サブ用各格納箱共通)	36555300	17,600円(税込価格)	
・操作パネル EUCRM-154	36557600	38,500円(税込価格)	
・消火剤容器(全機種共通)CYCRC-3,2-2	36955899	62,370円(税込価格)	
・ダクト用センサー SSCRD-180EMU	36098800	11,000円(税込価格)	
・ダクト用センサー(交換用)	36098900	10,372円(税込価格)	
・フード用センサー(サーミスタ式)	36554600	22,000円(税込価格)	
・フードダクト/フードレンジ用部品セット(HDA/HLR型)	36554700	57,200円(税込価格)	
・大型レンジ用部品セット(RLC型)	36554800	33,000円(税込価格)	
・小型レンジ、フライヤー用部品セット(FRS型)	36554900	16,500円(税込価格)	
・フードフライヤー用部品セット(HFR型)	36555100	39,600円(税込価格)	



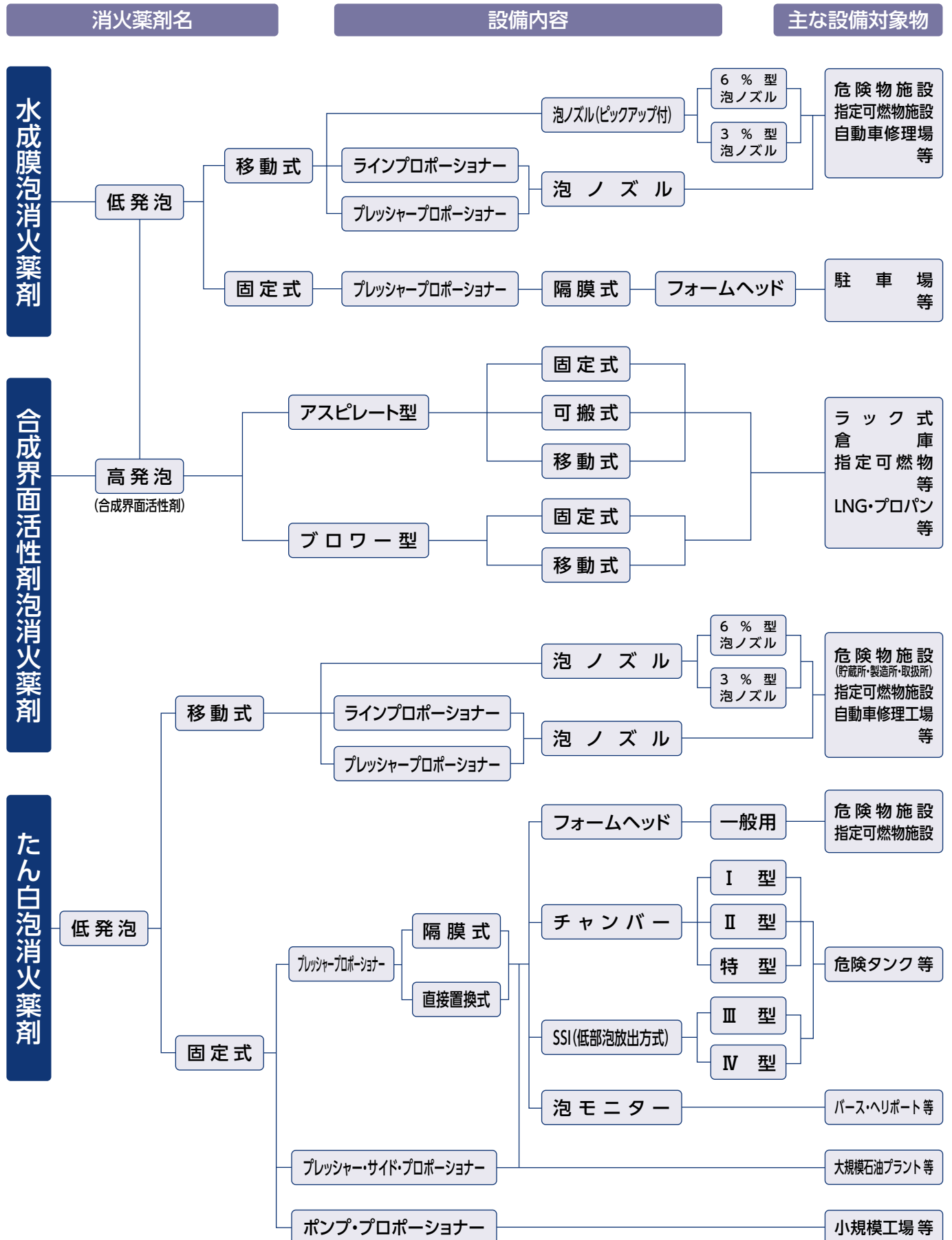
泡消火設備

AIR FORM FIRE EXTINGUISHING SYSTEM

油を抜きにして今日の生活は維持できません。燃料として、化学製品原料として、生活のいたるところに油が満ち溢れていると言っても過言ではありません。消防用語では危険物と称されますが、そのような危険物に対する消火手段として最大の効果を発揮するのが泡消火薬剤を用いた泡消火システムです。



泡消火設備について



消防法令
水系消火設備
泡消火設備
ガス系消火設備
粉末消火設備

水成膜泡消火設備

油を抜きにして今日の生活は維持できません。燃料として、原料として、化学製品として、生活のいたるところに油が満ち溢れていると言っても過言ではありません。消防用語では危険物と称されますが、そのような危険物に対する消火手段として最大の効果を発揮するのが泡消火薬剤を用いた泡消火設備です。

水成膜泡消火設備は、フッ素系界面活性剤をベースにした泡消火薬剤をフォームヘッドから放射し、泡の被覆による窒息効果と冷却効果により消火する設備です。

システムを構成する各種機器

●フォームヘッド

混合された泡水溶液を発泡させながら広範囲に泡を散布します。



(円形放射式)

ハーフヘッド
(半円形放射式)

●手動起動装置

火災発生時、手でシステムを起動させるための装置です。

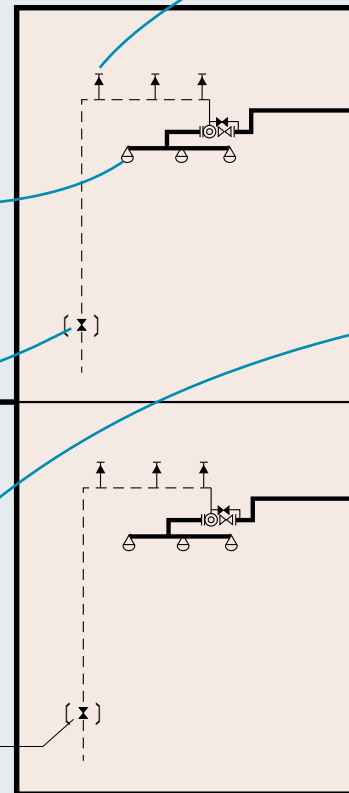


●湿式流水検知装置(アラーム弁)

配管内の流量をキャッチし、圧力スイッチが作動し、警報およびポンプ起動等の信号を発する装置です。



手動起動装置



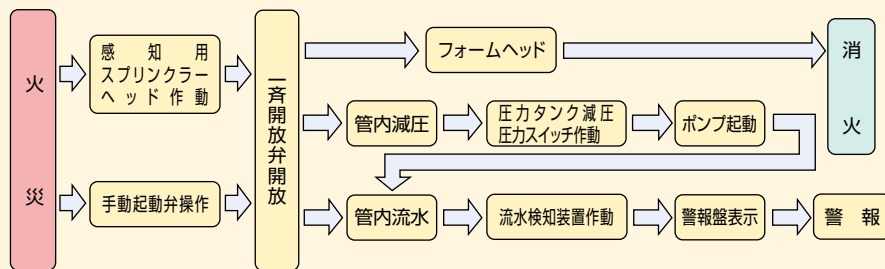
●隔膜(ダイヤフラム)式泡消火薬剤貯蔵ユニット

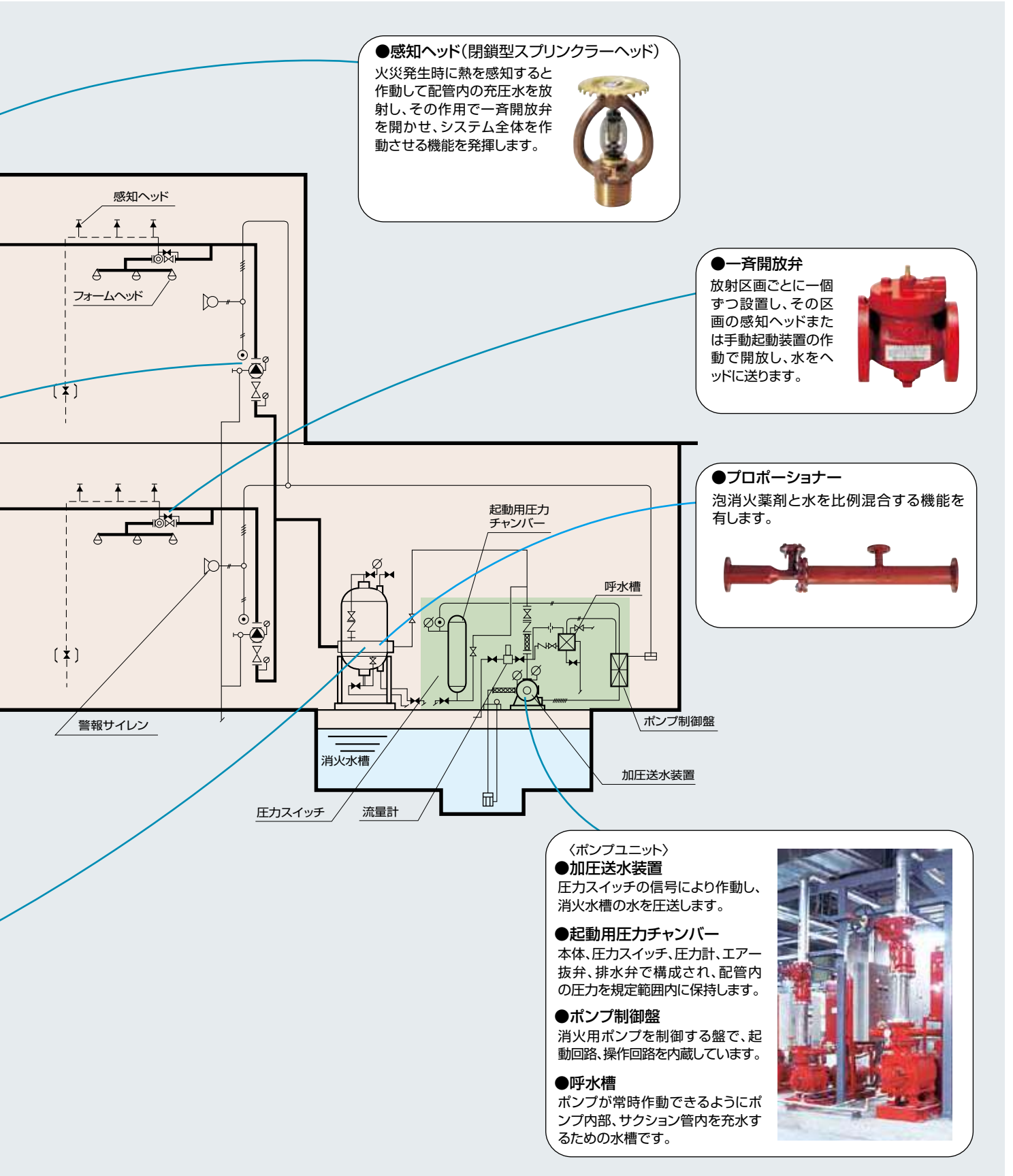
消火薬剤貯蔵槽内部に設けられたダイヤフラムに泡消火薬剤が貯蔵されています。使用時、プロポーショナー上流側より分岐した水が調合槽下部に送り込まれ、ダイヤフラム外面を加圧し、内部の消火薬剤を調合管に送り出します。調合管下流側で消火圧力水と混合し、泡水溶液に調整されます。(プレッシャー・プロポーショナー方式)



(検尺棒付)

動作フロー図(プレッシャー・プロポーショナー方式)





●感知ヘッド(閉鎖型スプリンクラーヘッド)

火災発生時に熱を感知すると作動して配管内の充圧水を放射し、その作用で一斉開放弁を開かせ、システム全体を作動させる機能を発揮します。



●一斉開放弁

放射区画ごとに一個ずつ設置し、その区画の感知ヘッドまたは手動起動装置の作動で開放し、水をヘッドに送ります。



●プロポーションナー

泡消火薬剤と水を比例混合する機能を有します。



〈ポンプユニット〉

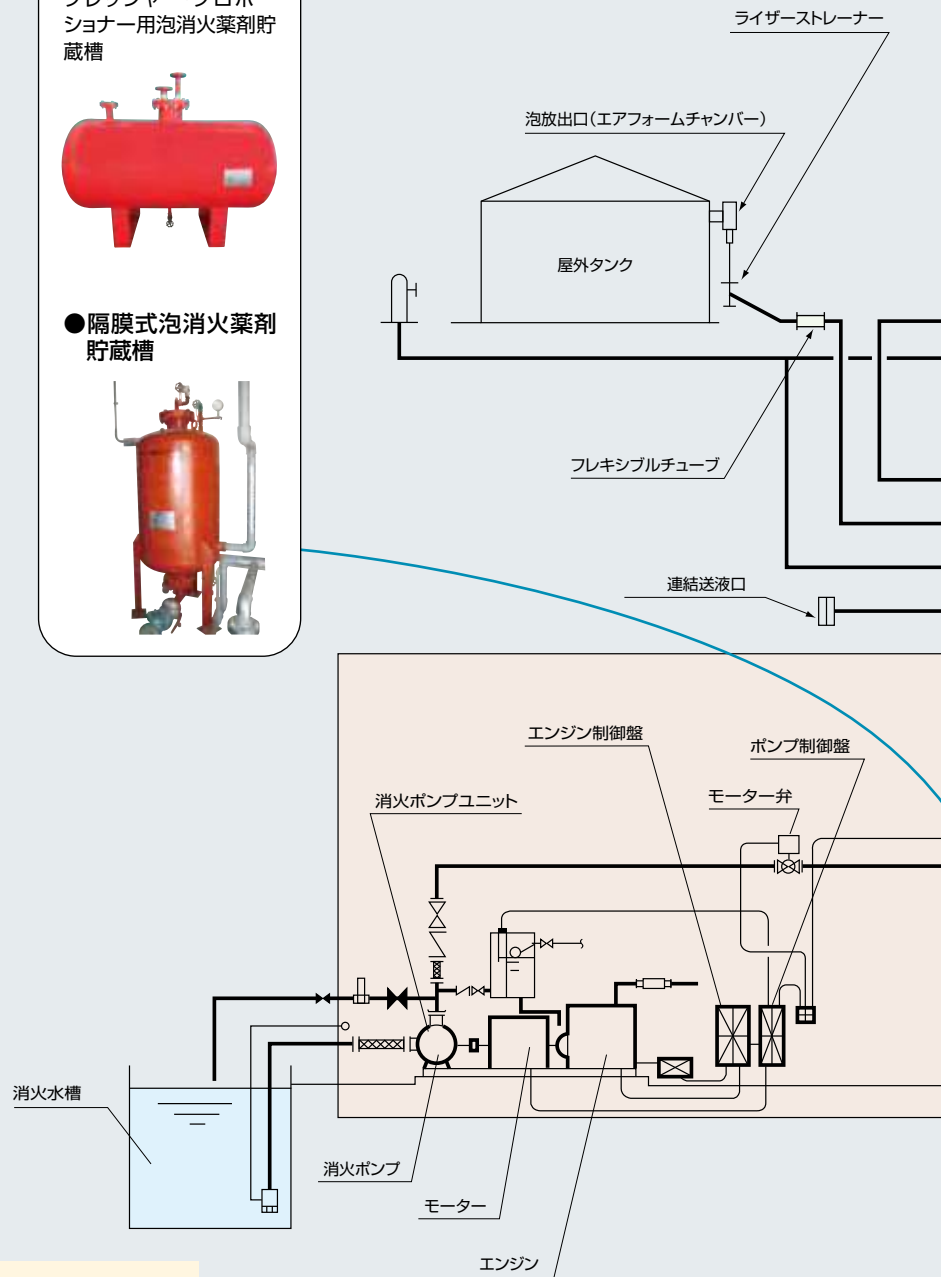
- 加圧送水装置
圧力スイッチの信号により作動し、消火水槽の水を圧送します。
- 起動用圧力チャンバー
本体、圧力スイッチ、圧力計、エア抜弁、排水弁で構成され、配管内の圧力を規定範囲内に保持します。
- ポンプ制御盤
消火用ポンプを制御する盤で、起動回路、操作回路を内蔵しています。
- 呼水槽
ポンプが常時作動できるようにポンプ内部、サクシオン管内を充水するための水槽です。



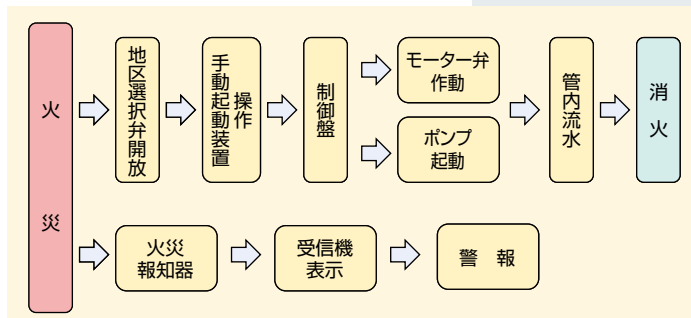
たん白泡消火設備

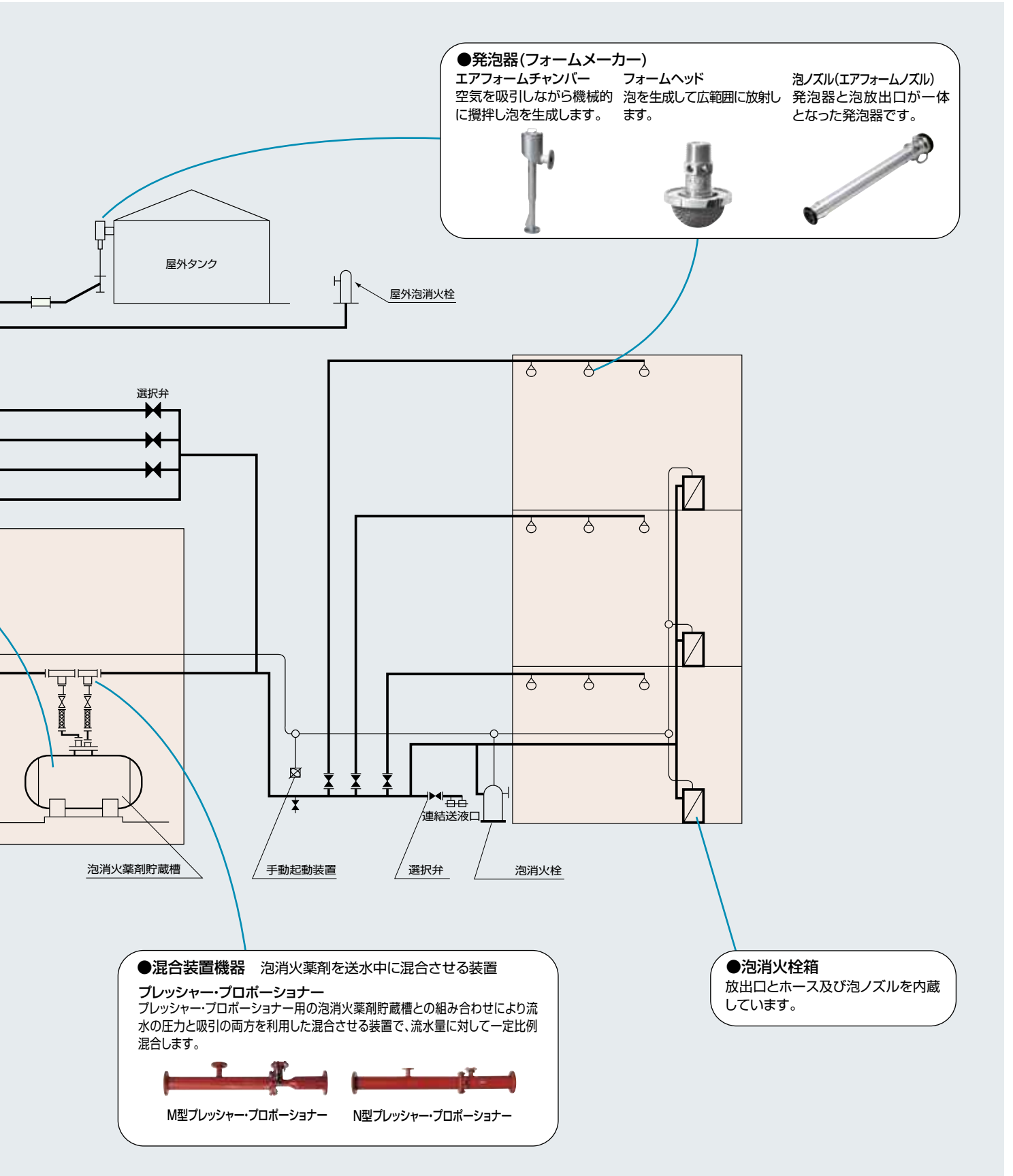
この設備は、水、不活性ガス、粉末などの消火設備では消火困難な引火性液体を貯蔵または取り扱う危険物一般取扱所、屋外タンク貯蔵所、屋内貯蔵所、棧橋、船舶などの大型火災の消火および、延焼防止用にもっとも効果があります。動物性たん白の加水分解物を主剤とした泡消火薬剤を、水と一定の比率で混合、専用機器で発泡放射して、燃焼物を厚い泡の層で覆い、空気を遮断して窒息と冷却効果による消火を行います。

■システムを構成する各種機器



■動作フロー図(プレッシャー・プロポーション方式)





●発泡器(フォームメーカー)
 エアフォームチャンバー フォームヘッド
 空気を吸引しながら機械的 泡を生成して広範囲に放射し
 に攪拌し泡を生成します。 ます。

泡ノズル(エアフォームノズル)
 発泡器と泡放出口が一体
 となった発泡器です。

●混合装置機器 泡消火薬剤を送水中に混合させる装置
プレッシャー・プロポーションナー
 プレッシャー・プロポーションナー用の泡消火薬剤貯蔵槽との組み合わせにより流
 水の圧力と吸引の両方を利用した混合させる装置で、流量量に対して一定比例
 混合します。

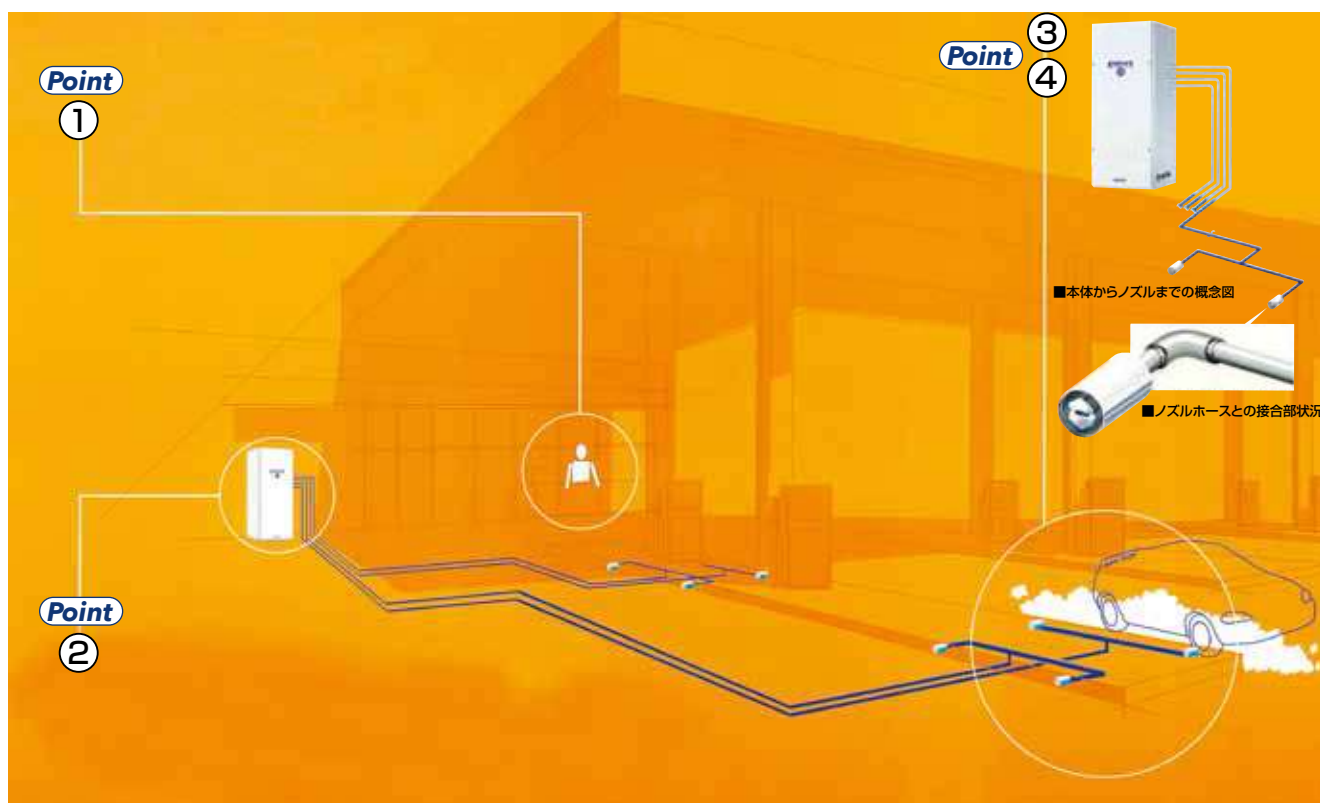
M型プレッシャー・プロポーションナー N型プレッシャー・プロポーションナー

●泡消火栓箱
 放出口とホース及び泡ノズルを内蔵
 しています。

コンパクト フォーム・3S

※この装置は自動消火装置ではありません。

コンパクト フォーム・3Sは容易な操作性・確実な消火を可能にする信頼できる消火システムです。合理性と安全性の高いレベルでの融合。コンパクト フォーム・3Sは未来を見据えたベストパッケージです。



Point

① 簡単で安心操作

消火の際は監視者が放出するアイランドを起動装置パネルで選択できますので、火災が発生した場所だけに泡消火薬剤を放出します。

② 最大12回線で大型ガソリンスタンドにも対応

最大12回線の選択弁をそなえ、大型ガソリンスタンドにも対応できます。

③ 火元から確実な消火

車が停車するアイランドの側面から消火薬剤を放出しますので、至近距離からの確実な消火が可能です。

④ 機械泡消火薬剤で確実に消火

優れたシール性を発揮する消火薬剤により窒息・冷却作用で素早く確実に消火します。

■主要諸元

消火設備本体	商品名	コンパクトフォーム・3S
	商品型式	SSFW-120-N
	型式試験	危険物保安技術協会型式試験確認
	試験確認番号	第HT-E-01-006号
	規格区分	パッケージ型固定泡消火設備
	消火薬剤種別	機械泡
	薬剤型式番号	薬第18~2号
	設置方法	露出取付(架台付)
	加圧・蓄圧の別	加圧式(レギュレータ方式)
	操作方法	ガス発生式弁開放器
	放射圧力範囲	0.45~0.65MPa
	装備質量	約250kg
	薬剤量	100L
性能	使用温度範囲	-10℃~+40℃
	放射時間	約150秒
	放射距離	約3m
格納箱	放射率	7.4L/min以上
	外形寸法(H×W×D)mm	2,070×710×356mm
	材質	SPCC
	板厚	1.6mm
	塗装仕上	マンセルN7.5
消火剤容器	開閉方式	前面被せ方式
	内容積	112.2L
	材質	SUS304
	防錆及び耐食	耐食材料使用
	耐圧試験圧力	1.73MPa
加圧用ガス容器	容器本数	1本
	容器弁型式	HFV-40N よ-083号
	内容積	10L
	材質	STH-70
	塗色	灰色
	ガスの種類	窒素
	ガス充てん質量	1,662g
	耐圧試験圧力	24.5MPa
選択弁	最高充てん圧力	14.7MPa
	容器本数	1
	系統	4、6、8、10、12系統
	材質	青銅
	作動電圧	AC100V

調整器	調整圧力(固定)	0.7MPa
	材質	C3771B
その他	泡放出ノズル	発泡倍率3~9倍(1系統に2個)
	配管	20A 65mまで
消火設備制御盤	入力電圧	AC100V±10% 50/60Hz
	消費電力	最大160VA
	操作回路電圧	DC24V
	リセット釦	白色
	警報ブザー	起動時:連続音 異常時:断続音
	電源表示灯	緑色
	放出表示灯	赤色
	定圧作動装置入力	1系統
	火災通報接点	C接点×2
	接点仕様	接点容量:60W 125VA・最大電流1A 最大電圧:AC250V・DC200V
消火設備起動装置	選択弁(電磁弁)接続出力	最大12出力
	選択弁(電磁弁)出力電圧	AC100V
	外形寸法(H×W×D)mm	170×230×60mm※バックボックス使用時は奥行90
	本体質量	最大1.5kg
	塗装仕様	クリームホワイト
	材質	SPCC
	使用温度範囲	0℃~+40℃(結露なき事)
	入力電圧	DC24V(制御部より供給)
	消費電力	制御部を含む
	起動押釦	赤色LED付押釦(カバー付)
起動ランプ	起動時:赤色LED点滅 放出時:赤色LED点灯	
	起動押釦数	最大12個まで

■コンパクトフォーム・3S 本体一式(制御盤・消火薬剤・操作パネル・部品箱・ノズル含む)

品名・型式等	商品コード	本体価格(税込価格)	選定機種
4回線 一式	60043899	1,683,000円(税込価格)	
6回線 一式	60043999	1,881,000円(税込価格)	
8回線 一式	60044099	2,046,000円(税込価格)	
10回線 一式	60044199	2,244,000円(税込価格)	
12回線 一式	60044299	2,475,000円(税込価格)	

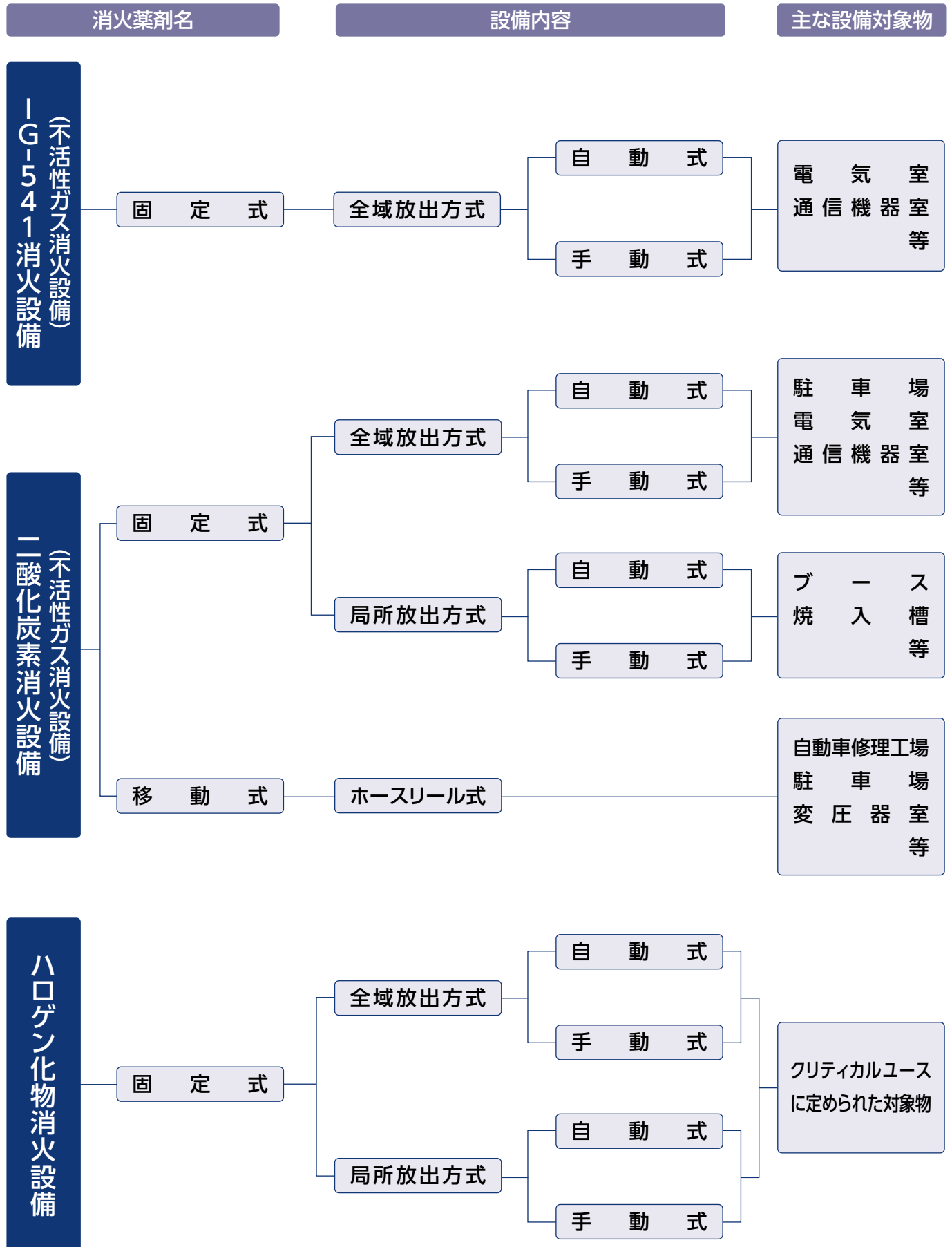
ガス系消火設備

CARBON DIOXIDE FIRE EXTINGUISHING SYSTEM

インテリジェントビルに象徴されるように、電子化、精密化の波はとどまるところを知りません。その結果消火剤にもクリーン度がより一層求められるようになってまいりました。消火の際に消火剤が飛散することによる二次的な災害が大きなものとなってしまう状況を回避するために、クリーンなガス系消火剤に対するニーズは根強いものがあります。



ガス系消火設備について



消防法令
水系消火設備
泡消火設備
ガス系消火設備
粉末消火設備

不活性ガス消火設備〈IG-541〉

IG-541消火設備

IG-541消火設備は、大気組成成分である窒素(52%)・アルゴン(40%)・二酸化炭素(8%)の混合ガス「IG-541消火剤」を使用し、「人体への安全」「地球環境の保全」「確実な消火」を確保した消火設備として開発されました。

室内の酸素濃度を約13%に下げると同時に、室内の二酸化炭素濃度を3~4%に引き上げることで脳の呼吸中枢を刺激し、消火ガス放出下でも正常な退避行動が取れます。この安全性が欧米でも高く評価されています。

システムを構成する各種機器

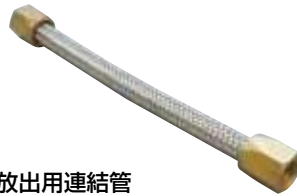
●IG-541 貯蔵容器

ガスを充填保存する貯蔵容器です。



●放出用連結管 (フレキシブルチューブ)

IG-541貯蔵容器内のガスを集合管に送り込むのに必要な連結管で、可撓継手になっていて、強度もあり、取付けが容易です。

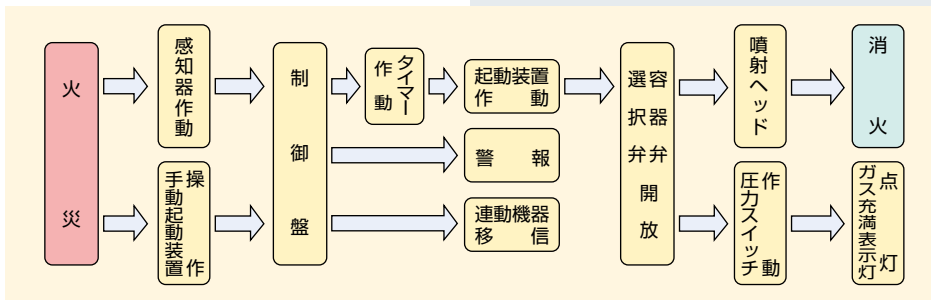


●起動用ガス容器箱

IG-541消火剤の放出を遠隔操作、自動で連動させるための起動用容器の格納箱で、起動用ガス容器、リリース弁、圧力スイッチ、電磁式弁開放器を収納します。



動作フロー図



●選択弁

貯蔵容器ユニットを複数の防護区画で兼用するとき、任意の一区画を選択し消火剤を放出するために設置します。



●制御盤

手動・自動火災表示灯、非常停止押釦、手動—自動切換スイッチなどを備えており、設備全体の制御を行います。なお手動・自動の切替は鍵によって行います。



●警報スピーカー

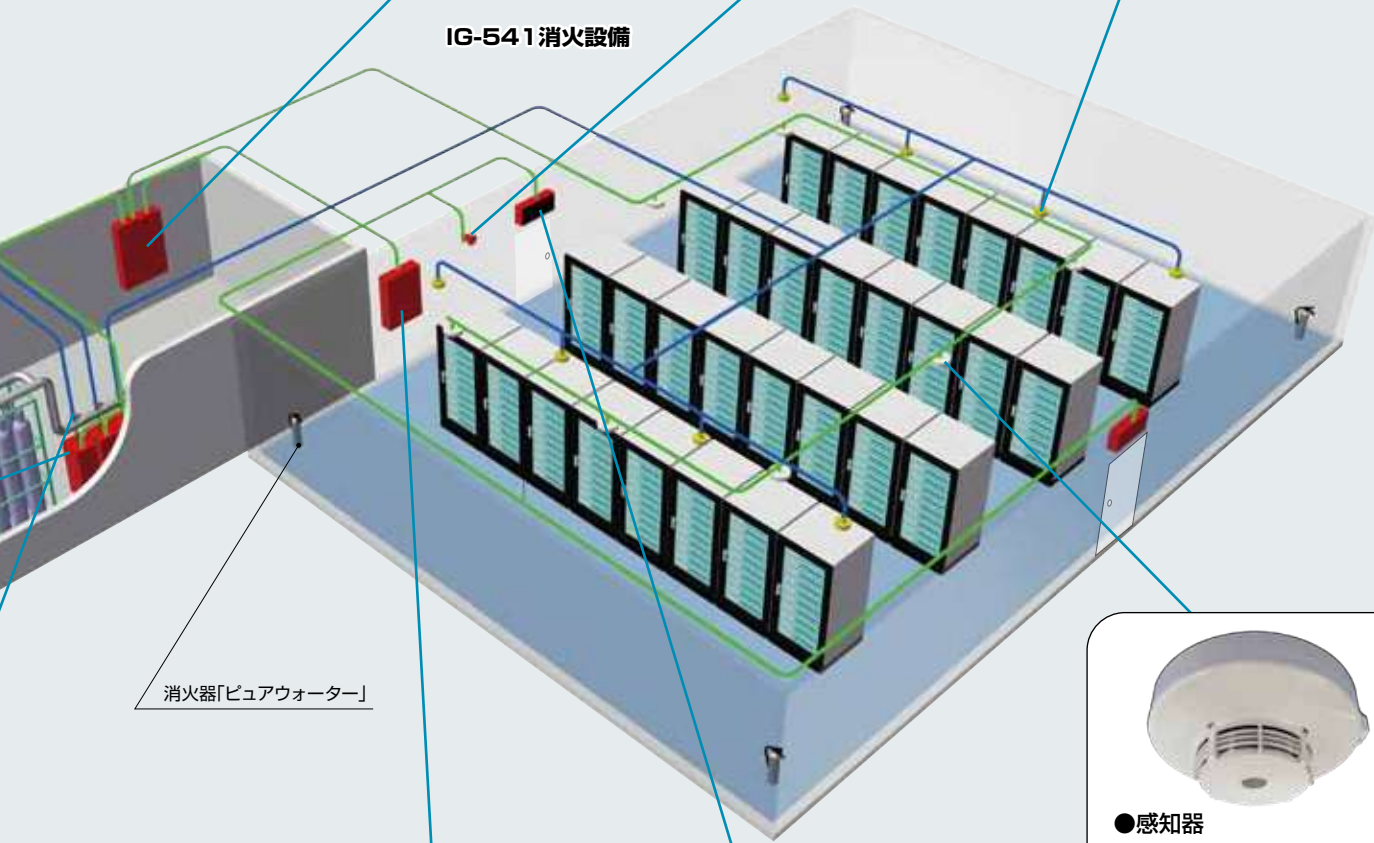
IG-541消火剤が放出される前に退避を促すものです。

●噴射ヘッド

噴射ヘッドはガス量、放出速度などを考慮して慎重に設計選択することが必要です。



IG-541消火設備



消火器「ピュアウォーター」

●手動起動装置

手動により設備を起動させるもので、電源・起動表示灯、起動押釦、非常停止押釦を備えています。



●ガス充満表示灯

防護区画の出入口付近に取付け、区画内にIG-541消火剤が放出された際に、点灯して区画内への立入注意を喚起します。



●感知器

火災の検知を行うもので、一般に自動火災報知設備の2種類の感知器を使用します。

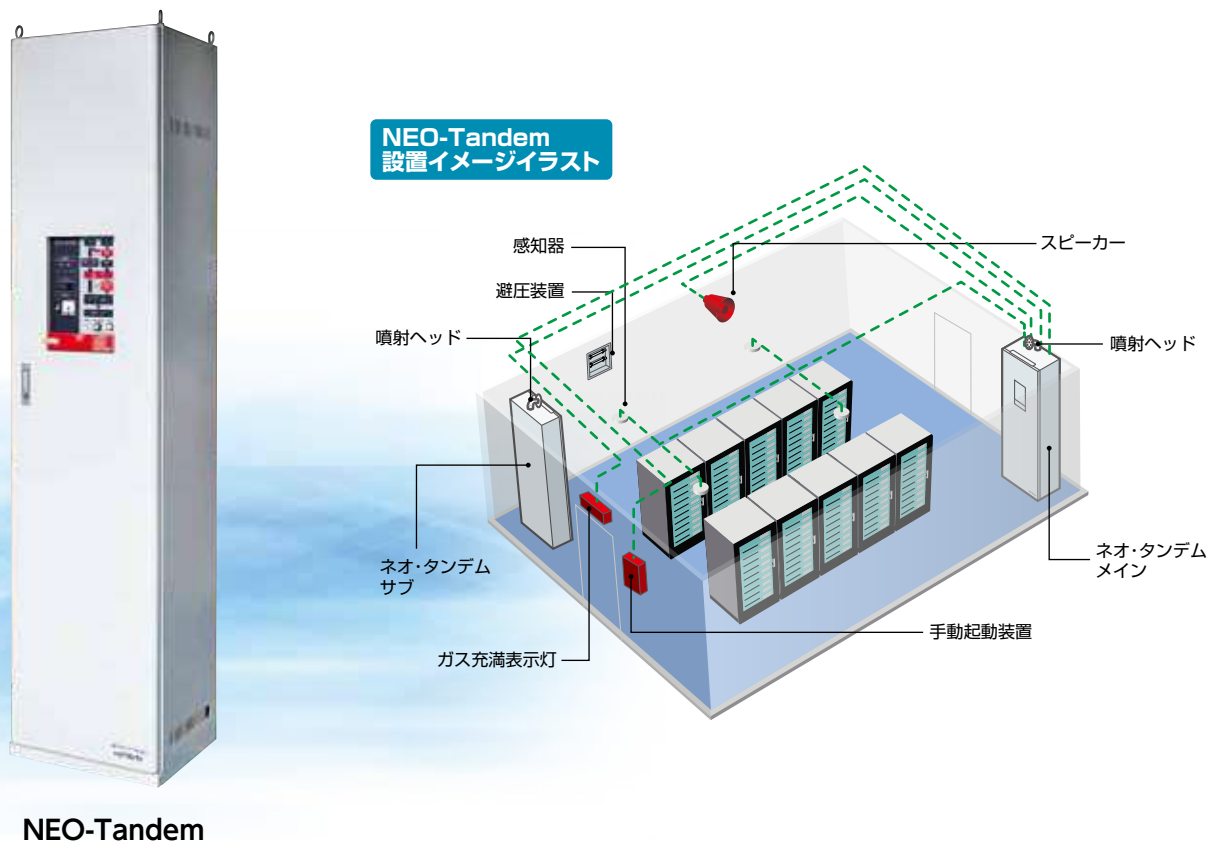


不活性ガス消火設備〈IG-541〉

〈パッケージ型不活性ガス消火設備〉NEO-Tandem

環境にやさしい消火薬剤と制御機能をパッケージング

NEO-Tandem(ネオ-タンデム)は小區画用に開発された、コンパクトなIG-541消火設備です。IG-541消火設備は、人体の呼吸を促進する効果を持つ、画期的なIG-541消火ガスを使用しています。IG-541消火ガスは大気中の成分で組成され、オゾン層破壊係数はゼロ、1.07の比重により、放出後も安定した消火性能を維持することができる、優れた消火ガスです。又、IG-541消火設備は、世界各国でも多数採用されている、グローバルな消火システムであることから、世界的にも信頼性が高い優れた消火システムであるということが言えます。NEO-TandemはこのIG-541消火設備の優れた機能をパッケージに収納し、省スペース、省コストを実現いたしました。



Point

“ひと”にやさしい

消火ガスによる窒息の恐れがなく、避難時の視界も良好で、有毒な分解ガスの発生もありません。

“地球環境”にやさしい

IG541ガスは大気に存在する自然の成分を使用しております。

“資産”にやさしい

消火ガスによる金属腐食や気化冷却による霜・結露がありません。

優れた消火性能

IG541ガスは対空気比重が1.07(放出後標準比重値)なので、火災区画へ放出後にガスが流出し難く、安定した消火性能を確保いたします。

世界各国で認められた消火システム

IG541消火システムは世界各国で導入されているグローバルな消火システムです。

誰でもわかる表示パネル

グラフィックパネルにより、作動状況を視覚的にとらえることができます。

耐ノイズ性の向上

国際規格(IEC規格*)に準拠した耐ノイズ性を有します。
*IEC61000-6-2 工業環境のイミュニティ(耐雑音障害性)規格

■主要諸元

■機器仕様(メイン・サブタイプ)

※閉止弁有りの場合、末尾に「-CV」が付く

品名		NEO-Tandem					
認定番号	制-109号(日本消防設備安全センター認定品)						
商品名	1本用メインタイプ	2本用メインタイプ	1本用サブタイプ		2本用サブタイプ		
型式記号	NTH-A-I83-1(-CV)*	NTH-A-I83-2(-CV)*	NTH-EX-I83-1	NTH-EX-I83-1-SV	NTH-EX-I83-2	NTH-EX-I83-2-SV	
起動装置			無	有	無	有	
メインタイプとの連動方式			ガス圧連動	電気連動	ガス圧連動	電気連動	
全設備質量	約305kg	約460kg	約270kg	約300kg	約425kg	約455kg	
消火剤の種類	IG-541						
消火剤容器種類(内容量)	83L						
有効放射量(20℃)	22.6㎡						
消火剤容器	材質:CrMo鋼他、耐圧試験圧力:50MPa、塗装色:灰色						
容器弁	型式番号:よ-187号 型式記号:IR-12						
格納箱寸法	W500×D400×H2060mm	W700×D400×H2060mm	W500×D400×H2060mm	W700×D400×H2060mm			
格納箱構造	前面片開き方式(t=2.3mm)						
格納箱塗装	塗装色:オイスターグレー(C25-80A,半艶)又は指定色						
使用温度範囲	0℃~40℃						
使用湿度範囲	85%RH以下(但し、結露なきこと)						
音声警報装置	AA-039号(日本消防設備安全センター認定品)						

■電気仕様

起動方式	メインタイプ: 自手動切替方式 サブタイプ: メインタイプと連動方式	
感知器回路	2系統のAND回路	
音声警報装置	3チャンネル音声合成 確認番号: AA-039号	
遅延回路	0~99秒間で任意設定可能(標準設定: 20秒)	
モニター機能	表示灯点滅・ブザー鳴動及び異常移報 <ul style="list-style-type: none"> ① 感知器回路断線検出 ② 地絡検出 ③ 手動起動装置ライン短絡検出 ④ 蓄電池設備 AC電源OFF検出 ⑤ 電圧計(蓄電池の電圧を表示) ⑥ 電池試験(通常時に蓄電池の電圧確認) 	
移報接点	① 火災移報 : c接点×1 ④ 起動移報 : c接点×1 ⑦ 機械停止移報 : c接点×3 ⑩ 電源故障移報 : a接点×1 ② 放出移報 : c接点×1 ⑤ 異常移報 : c接点×1 ⑧ 感知器1作動移報 : a接点×1 ⑪ 機械停止 : c接点×2 ③ 自動・手動移報 : c接点×1 ⑥ 閉止弁閉移報 : c接点×1 ⑨ 感知器2作動移報 : a接点×1	
接点仕様	①~⑦: DC30V, 1A ⑧~⑩: AC250V, DC30V, 1A ⑪: AC250V, DC30V, 2A	
入力信号	感知器1入力	ニッタン製光電式スポット型煙感知器: 2KH3 最大接続数 30台 日本ドライケミカル光電式スポット型煙感知器: HSS220EGD 最大接続数 20台 (熱感知器は接点式であれば制限なし)
	感知器2入力	
出力信号	シャッター閉入力	シャッター「閉」確認信号入力(無電圧a接点入力であること)
	シャッター閉出力	DC24V/1A(保護ヒューズ)
	放出信号出力	DC24V/5A(保護ヒューズ)
	スピーカ	音声警報装置の音声出力 20Wまで
電磁開放器	型式記号: R72	
起動用ガス容器	内容量 1.0L / 充填ガス質量 0.65kg	
回路電圧	DC24V	
消費電力	最大 10W(監視時: 0.1A, 作動時: 0.4A : ただし、外部機器は除く)	
非常電源	日本ドライケミカル製蓄電池設備(認定品) ① 蓄電池容量: 7.2Ah, 供給電源: AC100V, 型式: EPTII07 ② 蓄電池容量: 15Ah, 供給電源: AC100V, 型式: EPTII15	

※ 防護区画の容積に応じて最大ポンベ総数20本まで接続することが可能です。

※ 価格等については弊社営業担当者までお問い合わせ下さい。

二酸化炭素消火設備

消火の際に消火剤が飛散することによる二次的な災害が大きなものになってしまう状況を回避するために、絶縁性が高く、わずかな隙間にも浸透し、消火剤による汚損が少ないクリーンな不活性ガス消火設備です。

発電機・変圧器・その他これらに類する電気設備が設置されている施設や通信機器室、ボイラー室・乾燥室など多量の火気を使用する施設、自動車の修理・整備工場、駐車場等を防護するのに適しています。

二酸化炭素消火システムはそのようなニーズに応えたクリーンな消火システムです。

■システムを構成する各種機器

安全対策について

二酸化炭素消火設備は消火能力が大きく二酸化炭素が放出された際に窒息状態となりますので設置には十分な安全対策が施されています。

●ガス充填表示灯

防護区画の入り口付近に取付け、区画内に二酸化炭素が放出された際に、点灯して区画内への立入注意を喚起します。



●感知器

熱感知器、煙感知器などを用い火災を検知します。



●制御盤

手動・自動・火災表示灯、非常停止押釦、手動—自動切換スイッチなどを備えた制御盤です。

●蓄電池設備

停電時に作動し消火設備に電源を供給します。



●選択弁

貯蔵容器ユニットを複数の防護区画で兼用するとき、任意の一区画を選択し消火剤を放出するために設置します。

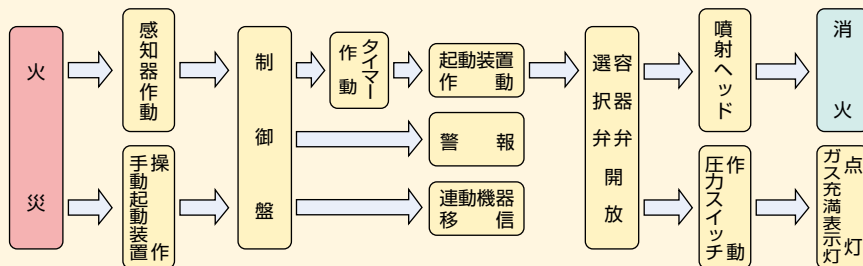


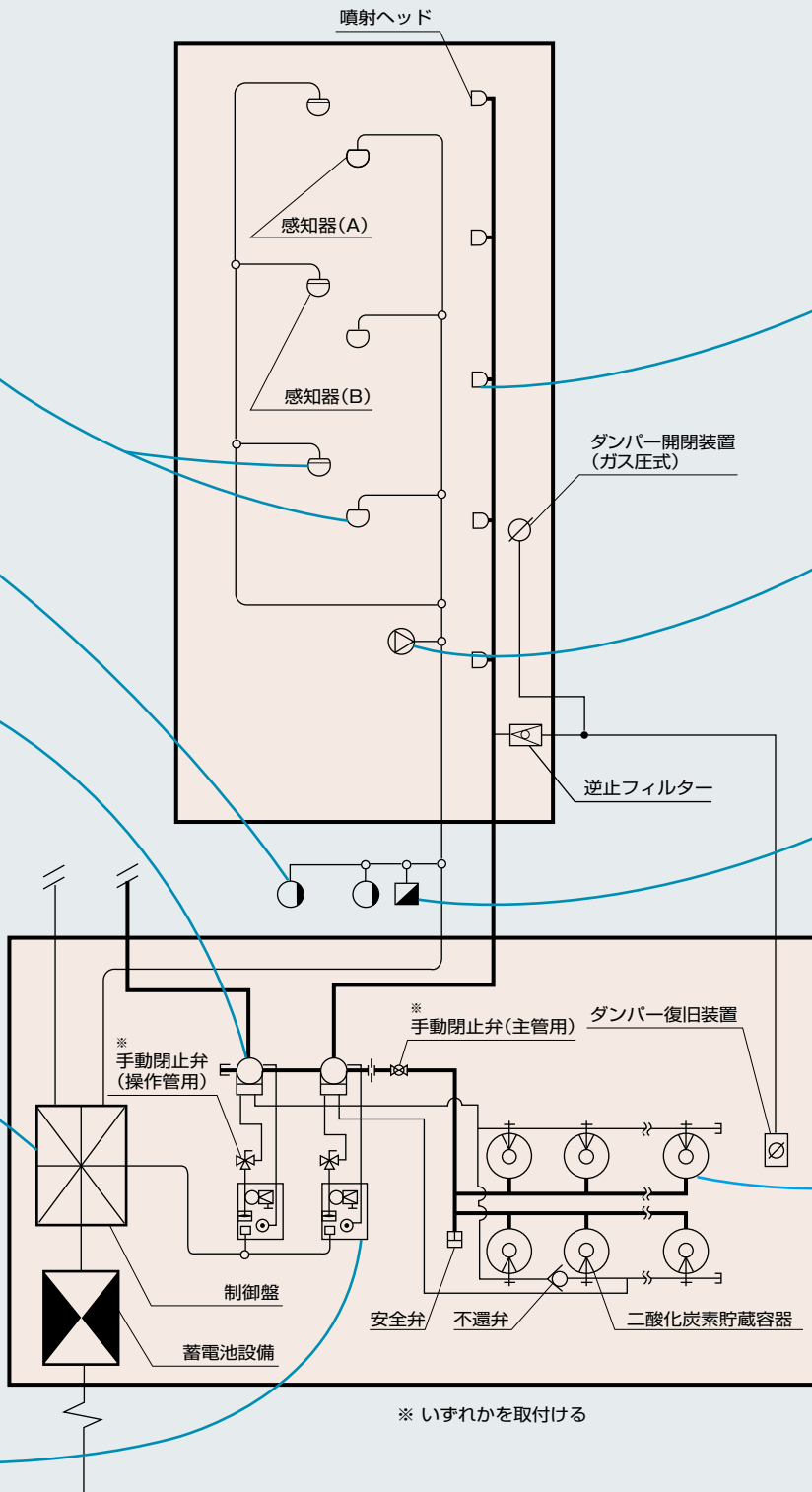
●起動用ガス容器箱

起動用ガス容器を内蔵しており、消火剤貯蔵容器の容器弁を開放するための圧力源です。



■動作フロー図





●噴射ヘッド
防護区画内に二酸化炭素消火剤を放出します。



●警報スピーカー
二酸化炭素消火剤が放出される前に退避アナウンスを流し退避を促します。



●手動起動装置
手動により設備を起動させるもので、電源・起動表示灯、起動押釦、非常停止押釦を備えています。



●二酸化炭素貯蔵容器
二酸化炭素消火剤を充てん保存する貯蔵容器です。



不活性ガス消火設備〈CO₂〉

〈移動式二酸化炭素消火設備〉 HCR-90

20mホース付のノズルが火元をダイレクトにクリーン消火!

二酸化炭素消火剤の貯蔵容器やホース、放出ノズルが接合しており、人が燃焼物までホースをのぼしノズルを操作して消火剤を放出させる方式で、大きな開口部がある場合、または周囲に全く壁のないスペースなどで常に人がいる所に適しています。火災時、著しく煙が充満する場所には設置できません。

※設置に際しては担当営業にご相談ください。



HCR-90

Point

操作が簡単ですので、一人でも容易に操作して、直ちに放射できます

設置スペースが小さく、据付け組立が簡単です

配管工事が不要です

消火剤は変質せず長期の保存に耐えます

汚損がありません

電気絶縁性が大きく、感電の心配がありません

■主要諸元

品 種		HCR-90
規 格		(一財)日本消防設備安全センター認定品
型式承認番号		C-002-1号 (HCR-20型)
外形寸法	全 高	2,200mm
	全 幅	740mm
	奥 行	450mm
全 備 質 量		約315kg
消火剤及び貯蔵質量		二酸化炭素 45kg×2本
性 能	放射距離	4~6m(20℃)
	放射時間	60kg/min以上 約68秒
起 動 方 式		手動起動
貯蔵内容	材 質	マンガン鋼鉄
	寸 法	約φ270×1,500mm
	内 容 積	68L×2本
	塗 装 色	マンセル2.5G 3/5
	耐 圧	24.5MPa
	容 器 弁	HFV-68H(認定番号よ-081号)
ホース リール	材 質	SS 400
	寸 法	全高375×全幅590×奥行350mm
	構 造	テフロンパッキンシールによる回転式(型式HCR-20型)
	塗 装 色	マンセル7.5R 4/14
ホース	材 質	合成ゴム 鋼線編上 最高使用圧力10.78MPa
	寸 法	約20m
ノズル	材 質	SPCA(ホーン)
	ノズル開閉弁	高圧ボールコック
	寸 法	全長 795mm
取 付 金 枠		SS400(L-50×4)mm 塗色:マンセル2.5G 3/5
商 品 コ ー ド		35100500
本体価格(税込価格)		473,000円(税込価格)
選 定 機 種		

※格納箱仕様(屋内・屋外)も取り扱っております。

ハロゲン化物消火設備

ハロゲン化物消火設備は、消火剤に臭素、フッ素を含むハロゲン化物を使用しており、空気より重い不燃性ガスとして放射します。ハロン1301は、CO₂に比べて低い濃度で消火ができるので、設置量が約1/3ですむため、容器の設置面積を小さくすることができ、配管、装置など比較的小規模ですみます。

モントリオール議定書に基づき、平成6年1月に生産を終了しておりますが、現在はクリティカルユースとして定められた対象物にのみ設置することができます。

■クリティカルユース(ハロンの使用を認めることのできる限定的な使用法)について

- ①人命安全の確保を第一に考え、他の消火設備によることが適当でない場合に設置できる。
- ②防火対象物全体で考えるのではなく、消火設備を設置する部分ごとに必要性を検討する。

■クリティカルユースの判断について

消防環境ネットワークのハロン管理委員会で個別に判断を行う。

オゾン層の保護にご協力下さい

オゾン層を保護するため消火以外にはハロンを放出しないで下さい。

ハロンの設置量・設置場所はデータ管理されています。不用になったハロンは、リサイクル又は破壊することが必要ですので、撤去する10日前までに所轄消防署又は下記の消防環境ネットワークまで連絡して、ハロンの回収にご協力下さい。

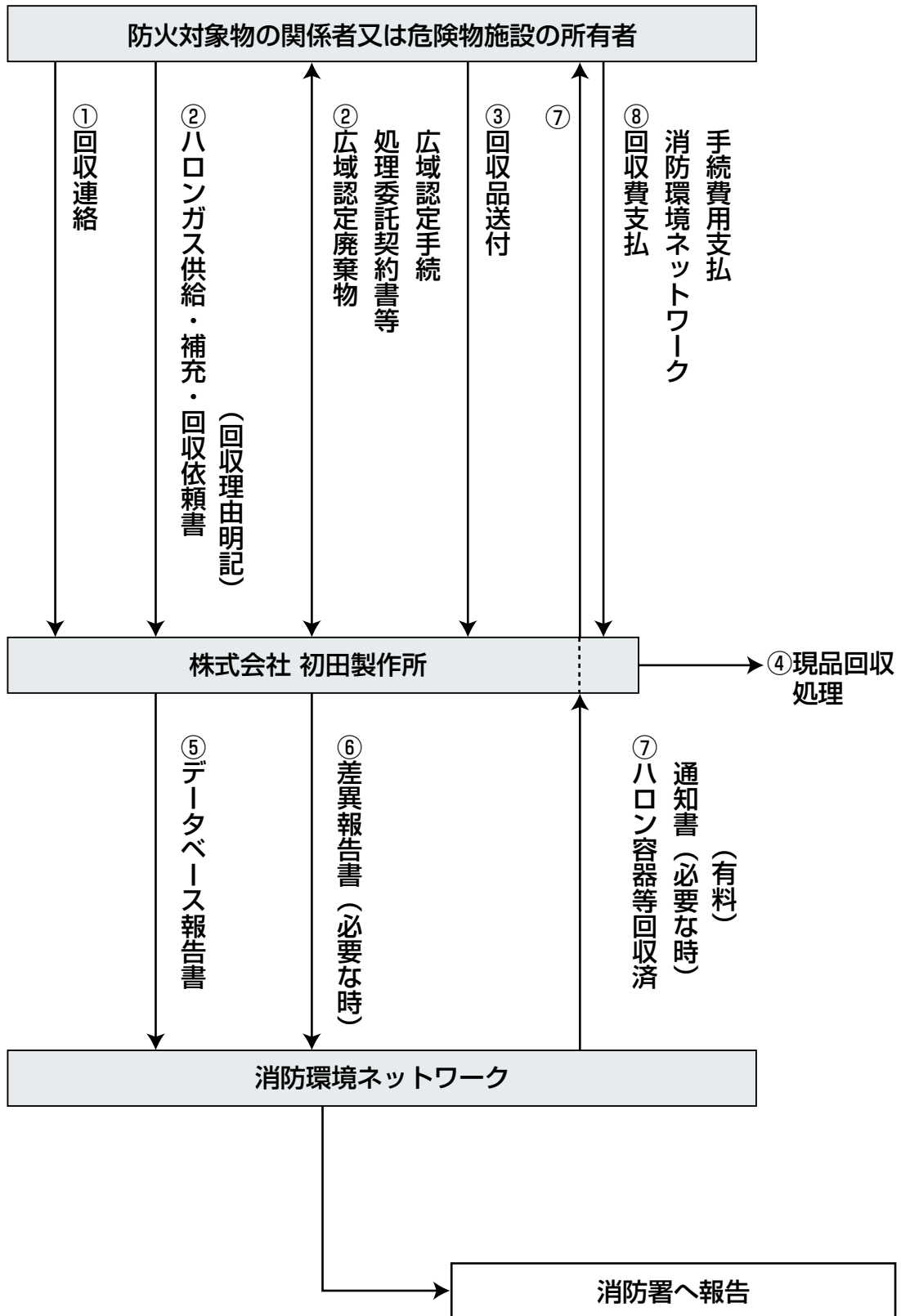
消防環境ネットワーク TEL.03-5404-2180

■特定防火対象物・非特定防火対象物

使用用途の種類	用途例
通信機関係等	通信機室等 通信機機室、無線機室、電話交換室、磁気ディスク室、電算機室、サーバ室、信号機器室、テレックス室、電話局切替室、通信機調整室、データプリント室、補機開閉室、電気室(重要インフラの通信機器室等に付属するもの)
	放送室等 TV中継室、リモートセンター、スタジオ、照明制御室、音響機器室、調整室、モニター室、放送機材室
	制御室等 電力制御室、操作室、制御室、管制室、防災センター、動力計器室
	発電機室等 発電機室、変圧器、冷凍庫、冷蔵庫、電池室、配電盤室、電源室
	ケーブル室等 共同溝、局内マンホール、地下ビット、EPS
	フィルム保管庫 フィルム保管庫、調光室、中継台、VTR室、テープ室、映写室、テープ保管庫
	危険物施設の計器室等 危険物施設の計器室
歴史的遺産等	美術品展示室等 重要文化財、美術品保管庫、展覧室、展示室
その他	加工・作業室等 輪転機が存する印刷室
危険物関係	貯蔵所等 危険物製造所(危険物製造作業室に限る。)、危険物製造所(左記を除く。)、屋内貯蔵所(防護区画内に人が入って作業するものに限る。)、屋内貯蔵所(左記を除く。)、燃料室、油庫
	塗装等取扱所等 充填室、塗料保管庫、切削油回収室、塗装室、塗装等調合室
	危険物消費等取扱所 ボイラー室、焼却室、燃料ポンプ室、燃料小出室、詰替作業室、暖房機械室、蒸気タービン室、ガスタービン室、鋳造場、乾燥室、洗浄作業室、エンジンテスト室
	油圧装置取扱所 油圧調整室
	タンク本体 タンク本体、屋内タンク貯蔵所、屋内タンク室、地下タンクビット、集中給油設備、製造所タンク、インクタンク、オイルタンク
	浮屋根式タンク 浮屋根式タンクの浮屋根シール部分
	LPガス付臭室 都市ガス、LPGの付臭室
駐車場	自動車等修理場 自動車修理場、自動車研究室、格納庫
	駐車場等 自走式駐車場、機械式駐車場(防護区画内に人が乗り入れるものに限る。)、機械式駐車場(左記を除く。)、スロープ、車路
その他	機械室等 エレベーター機械室、空調機械室、受水槽ポンプ室
	厨房室等 フライヤー室、厨房室
	加工、作業室等 光学系組立室、漆工室、金工室、発送室、梱包室、印刷室、トレーサー室、工作機械室、製造設備、溶接ライン、エッチングルーム、裁断室
	研究試験室等 試験室、技師室、研究室、開発室、分析室、実験室、計測室、細菌室、電波暗室、病理室、洗浄室、放射線室
	倉庫等 倉庫、梱包倉庫、収納室、保冷室、トランクルーム、紙庫、廃棄物庫
	書庫等 書庫、資料室、文書庫、図書室、カルテ室
	貴重品等 金庫室、宝石・毛皮・貴金属販売室
	その他 事務室、応接室、会議室、食堂、飲食店

※ 網掛け部分は、クリティカルユースに係るもの。

■ 初田製作所ハロン回収フロー



消防法令
水系消火設備
泡消火設備
ガス系消火設備
粉末消火設備

粉末消火設備

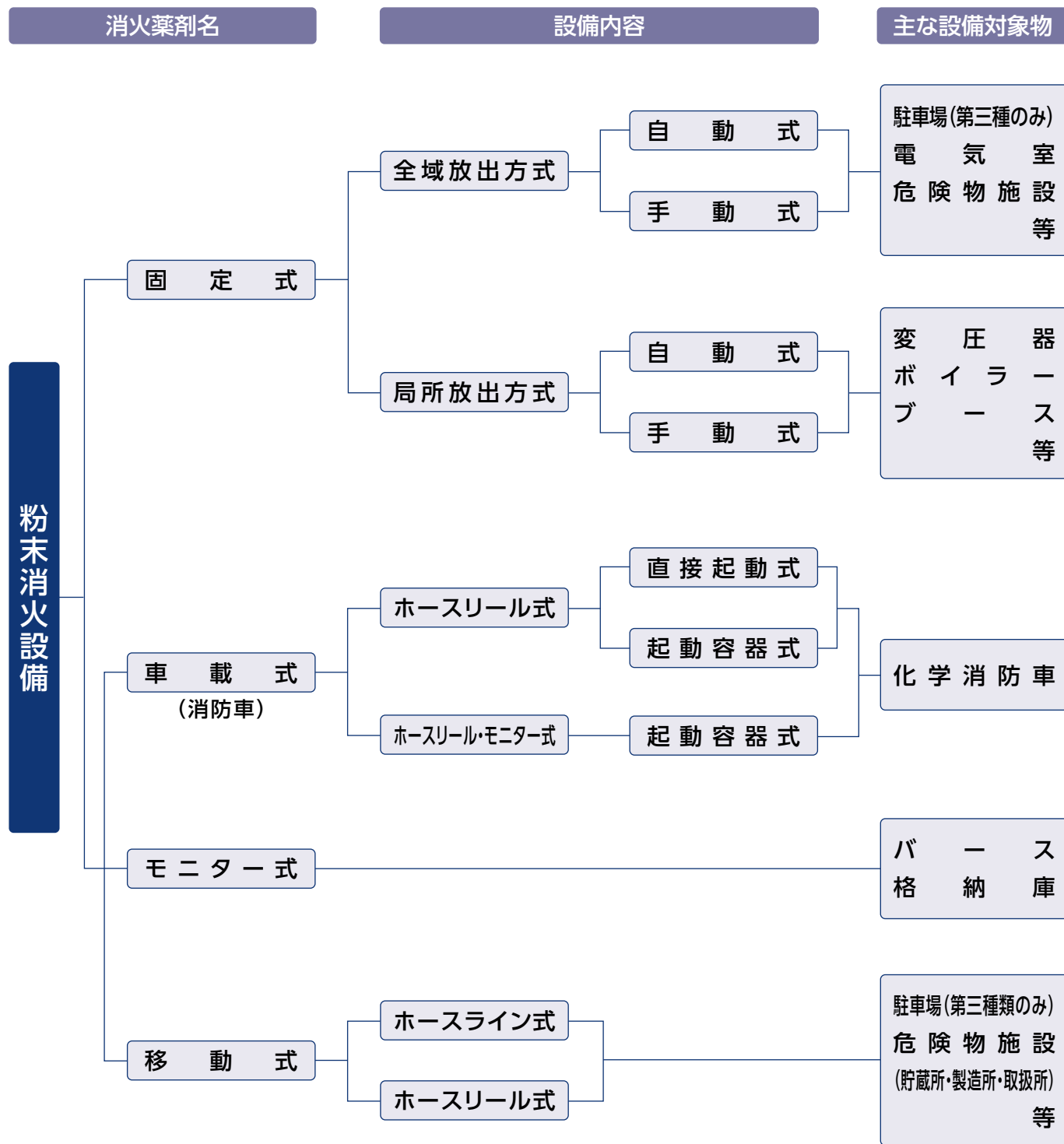
DRY CHEMICAL FIRE EXTINGUISHING SYSTEM

ハンディタイプの消火器で一番使用されているのが粉末消火薬剤を使用した消火器です。粉末消火薬剤(ABC)はよく万能消火薬剤と言われるように、一部の特殊な対象物を除き、ほとんどのものが消火できます。ハンディタイプの粉末消火器(ABC)がよく用いられるのは、ほとんどの火災の消火に有効だという理由によるところが大きいのです。この特徴を生かしながらシステムとして大型化されたのが(ABC)粉末消火システムです。(ABC)粉末消火システムは全域放出方式、局所放出方式、移動式があり、用途に応じてご利用いただけます。



選択弁

| 粉末消火設備について



消防法令

水系消火設備

泡消火設備

ガス系消火設備

粉末消火設備

粉末消火設備

ハンディタイプの消火器で一番使用されているのが粉末消火薬剤を使用した消火器です。粉末消火薬剤(ABC)はよく万能消火薬剤と言われるように、一部の特殊な対象物を除き、ほとんどのものが消火できます。ハンディタイプの粉末消火器(ABC)がよく用いられるのは、ほとんどの火災の消火に有効だという理由によるところが大きいのです。この特徴を生かしながらシステムとして大型化されたのが(ABC)粉末消火設備です。(ABC)粉末消火設備は全域放出方式、局所放出方式、移動式があり、用途に応じてご利用いただけます。

■システムを構成する各種機器

●**感知器**
熱感知器、煙感知器などを用い火災を検知します。




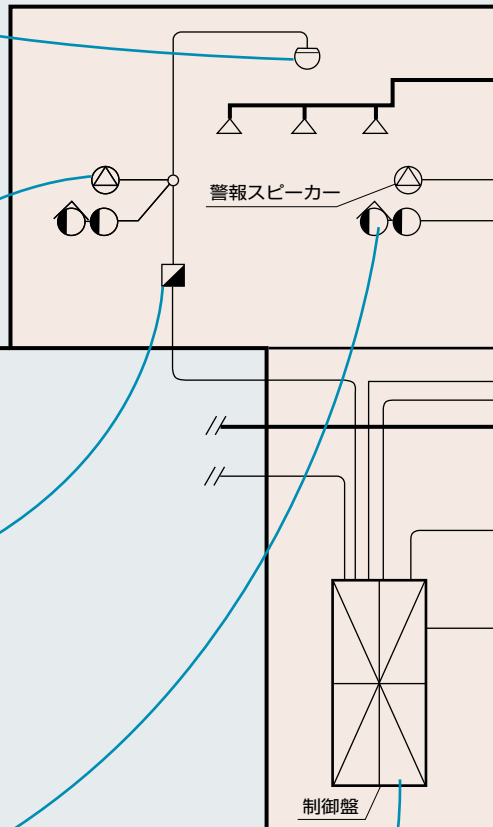
●**警報スピーカー**
粉末消火剤が放出される前に退避アナウンスを流し退避を促します。



●**手動起動装置**
手動により設備を起動する装置です。



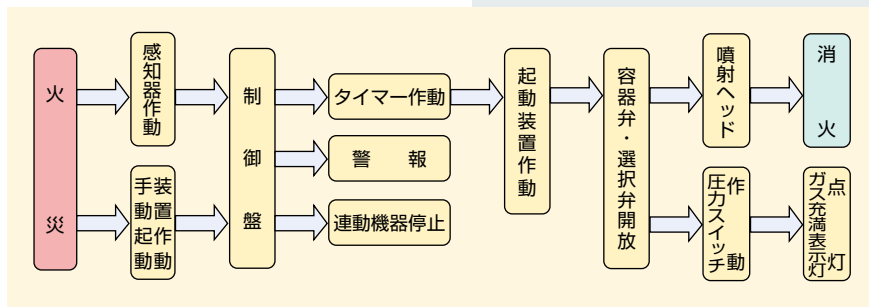
●**粉末充填表示灯**
防護区画の出入り口付近に取り付け、区画内に粉末消火薬剤が放出された際に点灯して区画内への立ち入り注意を喚起します。

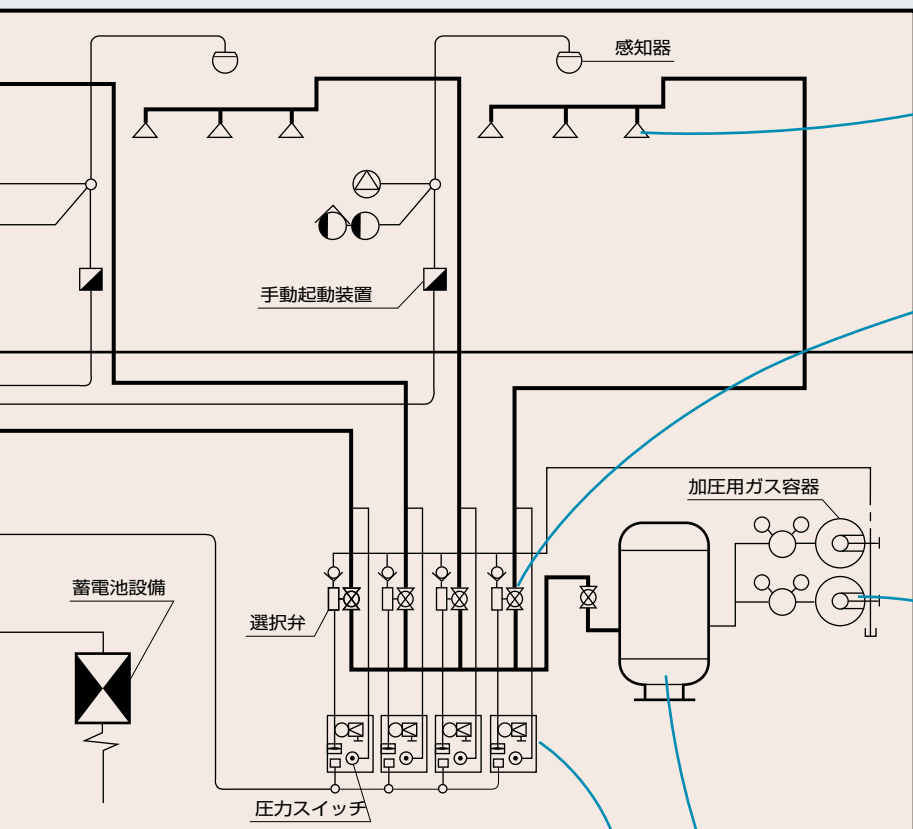



●**制御盤**
手動・自動・火災表示灯、非常停止押釦、手動—自動切換スイッチなどを備えた制御盤です。



■動作フロー図





●噴射ヘッド

防護区画内に粉末消火薬剤を放出します。



●選択弁

貯蔵容器ユニットを複数の防護区画で兼用するとき、任意の一区画を選択し消火剤を放出するために設置します。



●加圧用ガス容器ユニット

容器取付金棒、加圧用ガス容器、圧力調整器、集合管で構成されます。

●起動用ガス容器箱

起動用ガス容器を内蔵しており、選択弁の開放及び加圧用ガス容器を開放するための圧力源です。



●固定粉末貯蔵容器

粉末消火薬剤の貯蔵容器です。加圧用ガス容器のガス圧力により粉末消火薬剤を対象区画に供給します。



移動式粉末 (第3種) 消火設備

20mホース付のノズルが火元をダイレクトに強力消火!

外壁のない建物や、開口部が確保でき著しく煙の充満する恐れのない場所に限りです。格納箱にあらかじめ粉末消火薬剤の貯蔵容器やホース、噴射ノズルがセットされ、火災場所まで人がホースをのぼしノズルを操作して粉末消火薬剤を放出する方式です。火災の際、煙の充満しにくい対象物に用いられ、防護対象物内のどの位置からでも本体までの水平距離が15m以下となるように配置します。

※設置に際しては担当営業にご相談ください。



MSCP-75B



MSCP-75A



MSCP-75B-K



HDA-100A

Point

操作が簡単で、一人でも直ちに放射!

設置スペースが小さく、据付けが簡単!

配管工事が不要!

長期保存、凍結の心配がない!

電気絶縁性が高く、感電の心配がない!

移設が容易!

屋外消火設備表示灯システム

コンデンサ太陽電池式

ecoルミナII

RE-II型 商品コード 48974500

- 屋外型移動式消火設備に簡単取付。
- 電源工事が不要。
- LEDランプ使用。
- 耐候性・耐熱性、防湿性に優れ長期間使用も安心。
- 雨天が長期間続いても、点灯可能。
- 10度の傾斜角で、雨が塵埃を流す。
- 太陽エネルギーを利用するためランニングコストがかからない。



本体価格 **29,700円(税込価格)**

■主要諸元

品 種	MSCP-75B	※MSCP-75B-K	MSCP-75A	HDA-100A	
	標準型	消火器格納部付タイプ	標準型	標準型	
規 格	(一財)日本消防設備安全センター認定品				
型式承認番号	C-494号		C-492号	C-428号	
外形寸法	全 高	約1,100mm		約1,410mm	
	全 幅	約280mm		約570mm	
	奥行	約350mm(表示灯含まず)	約350mm(表示灯・格納部含まず)	約280mm(表示灯含まず)	約360mm(表示灯含まず)
全 備 質 量	約84kg	約84+2kg	約83kg	約140kg	
消火薬剤及び貯蔵質量	ABC粉末(第3種)消火薬剤 33kg		ABC粉末(第3種)消火薬剤 33kg	ABC粉末(第3種)消火薬剤 45kg	
性 能	放射距離	8~10m(20℃)		7~9m(20℃)	
	放射時間	約65秒(20℃)		約66秒(20℃)	
	流 量	28kg/min(20℃)		36kg/min(20℃)	
使用温度範囲	-20℃~+40℃		-20℃~+40℃	-30℃~+40℃	
起 動 方 式	手動起動				
貯蔵タンク	寸 法	φ236×962×2.3t		φ266.4×835×3.2t	φ256.4×1,110×3.2t
	内 容 積	35L		38L	49L
	耐 圧	3.21MPa		3.18MPa	2.25MPa
	安全装置	バネ式安全弁			
加圧用ガス容器	1.0L CO ₂ ガス 660g		1.25L CO ₂ ガス 750g	窒素ガス 容器内容積13.4L・ガスの容量2.010L 圧力調整器1.5MPaにセット	
クリーニング用ガス容器	1.0L CO ₂ ガス 660g		1.0L CO ₂ ガス 660g	-	
圧 力 調 整 器	構 造	-		ダイヤフラム式圧力調整器	
	調整圧力	-		1.47MPa	
	指示圧力計	-		一次側:25MPa、二次側:2.5MPa	
ホ ー ス	材 質	塩化ビニール製(PVC)		塩化ビニール製(PVC)	
	寸 法	外径φ21×内径φ12.7×長さ20m		外径φ21×内径φ12.7×長さ20m	外径φ29×内径φ19×長さ20m
ノ ズ ル	ボールバルブ方式 φ8.2mm		ボールバルブ方式φ8.9mm	ボールバルブ方式φ9.0mm	
格納箱	構 造	前面片開き方式			
	表示灯	LED AC100V(薄型・赤色)		LED AC110V(赤色)	
商品コード	35077000	35079000	35073000	35000800	
本体価格 (税込価格)	418,000円 (税込価格)	440,000円 (税込価格)	385,000円 (税込価格)	495,000円 (税込価格)	
リサイクルシール	C	C	C	C	

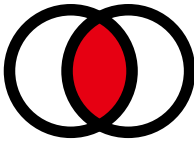
●ガードポールもご用意しております。 ※印は受注生産品

リサイクルシール料金は含まれておりません。

会社概要

社名	株式会社 初田製作所
代表名	代表取締役社長 初田和弘
創業	明治35年(1902)12月1日
会社設立	昭和22年(1947)8月19日
資本金	8千万円
従業員	約300名
営業品目	・各種消火システム ・特機システム ・警報システム ・各種消火器 ・防災関連機器

登録商標の由来



創立当時から使用されていたダブルリング(双輪)の商標は明治40年商標登録されました。当時製作していた消火器が二重瓶式であったことから、それを図案化して輪を二重にしたものです。輪は円満を意味し、それを二つ合わせることで和を表しています。創立以来社会に奉仕する弊社のシンボルマークとなっております。



二重瓶消火器

明治35年、高木文平氏により発明された二重瓶消火器。初田の歴史はここから始まり、昭和36年の消火器規格改正まで当社主要器種でした。

沿革

明治35年(1902)	12月	高木文平氏により発明された二重瓶消火器の専売特許権を譲り受け、京都に二重瓶消火器株式会社を創立。
昭和19年(1944)	7月	初田工業株式会社に社名変更。
昭和22年(1947)	8月	初田工業株式会社より事業を分離独立し、資本金195,000円で株式会社初田製作所を設立。
昭和31年(1956)	5月	大阪府知事から中小企業優良工場表彰を受ける。
昭和36年(1961)	2月	第1回 ハツタ・セールスカレッジを開催。
昭和36年	12月	消火装置の製造販売を開始。総合防災メーカーとしてのスタートをきる。
昭和38年(1963)	6月	本体容器に継ぎ目のないシームレックス消火器を開発・発売。
昭和40年(1965)	8月	シームレックス消火器の国内特許を取得。
昭和42年(1967)	6月	シームレックス消火器の米国特許を取得。
昭和42年	9月	大阪府枚方市に本社社屋完成、本社を移転する。
昭和43年(1968)	4月	大阪府枚方市に消火器製造工場完成、操業を開始する。
昭和45年(1970)	4月	販売代理店の全国組織としての全国ハツタ会が発足。
昭和45年	8月	「日本万国博覧会」に施設参加。
昭和57年(1982)	8月	小型消火システム・キャビネックスを開発・発売。
昭和60年(1985)	2月	「科学万博一つば'85」に施設参加。
昭和62年(1987)	7月	パッケージ型自動消火システム・アミュレイを開発・発売。
平成元年(1989)	1月	日本フェンオール株式会社と開発・販売に関する業務提携を締結。
平成10年(1998)	3月	ギンゲカー(デンマーク)と業務提携をし、アルゴナイトを販売。
平成11年(1999)	8月	消火器業界では初めて品質保証の国際規格ISO9001認証取得。
平成11年	11月	FM型式取得。
平成14年(2002)	11月	ISO14001環境マネジメントシステム認証取得。
平成15年(2003)	10月	中国上海に、初田(上海)国際貿易有限公司を設立。
平成15年	12月	エコマーク認定商品 ECOSSシリーズを発売。
平成17年(2005)	2月	中国寧波に、初田(寧波)消火器材有限公司を設立。
平成17年	3月	愛・地球博にECOSS消火器が採用。
平成17年	10月	消火器レンタル「ECOSS・ゼロエミサービス」開始。
平成18年(2006)	9月	IG55消火設備が中国消防局の認定取得。
平成19年(2007)	9月	環境大臣より廃消火器の「広域認定」取得。
平成19年	3月	消火器リース「NEW ECOSS・ゼロエミサービス」開始。
平成19年	3月	「CASSO」が世界的に最も権威のあるデザイン賞の一つ「iF賞」を受賞。
平成20年(2008)	1月	HATSUTA 消火設備トレーニングセンターとして「実消館」を設立。
平成22年(2010)	6月	「インターシュツツ2010(国際防火・防災・救助サービス見本市)」に次世代消火器CALMIEを出展。
平成23年(2011)	8月	タイ・バンコクに株式会社サイアムハツタを設立。
平成24年(2012)	5月	日本ドライケミカル株式会社と業務提携。
平成26年(2014)	2月	「ハローキティ住宅用消火器」を開発・発売。
平成26年	5月	世界初、透明樹脂製蓄圧式消火器「CALMIE(カルミエ)」を開発・発売。
平成26年	4月	HTC診断サービス事業をスタート。
平成27年(2015)	1月	エコマークアワード2014銀賞受賞。
平成27年	2月	「CALMIE(カルミエ)」がCASSOに続き世界的に最も権威のあるデザイン賞の一つ「iF賞」を受賞。
平成27年	7月	東京本社屋を設置、東京支社を移転し、営業を開始。
平成27年	9月	CALMIE(カルミエ)が2015年度グッドデザイン賞を受賞。
平成27年	10月	消防防災科学技術賞を受賞。
平成27年	10月	グリーン購入大賞・大賞 経済産業大臣賞を受賞。
平成29年(2017)	12月	FPS事業部設置。
平成30年(2018)	12月	事業部制への移行。
令和元年(2019)	9月	ベトナムダナン市にHATSUTA AUTOMATIC SAFETY SOLUTIONS CO.,LTDを設立。

ハツタ製品の歴史



泡沫消火器

水槽付手押しポンプ消火器

四塩化炭素消火器

CB消火器

大型車付泡沫消火器

シームレックス泡沫消火器

シームレックス粉末消火器

カセット式粉末消火器

スプレース消火器

ECOSS消火器

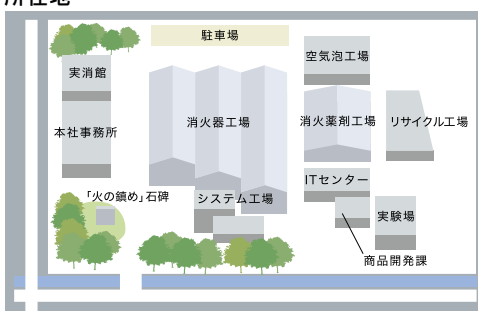
事業所一覧

	郵便番号	住 所	TEL	FAX
本 社	573-1132	大阪府枚方市招提田近3丁目5番地	(072)856-1281	(072)856-1472
東 京 本 社	105-0012	東京都港区芝大門1丁目5番10号	(03)6432-4144	03-6432-4147
防災事業部CS企画室	105-0012	東京都港区芝大門1丁目5番10号	(03)6432-4464	(03)6432-4147
北海道支店	003-0024	北海道札幌市白石区本郷通4丁目南2番15号	(011)798-8761	(011)798-8766
東北支店	983-0043	宮城県仙台市宮城野区萩野町2丁目17番11号	(022)232-4402	(022)284-6086
東京支店	105-0012	東京都港区芝大門1丁目5番10号	(03)6432-4477	(03)6432-4409
北越支店	939-8064	富山県富山市赤田622-2	(076)421-0958	(076)421-0959
中部支店	460-0007	愛知県名古屋市中区新栄2丁目28番13号	(052)262-2581	(052)241-3017
関西支店	555-0013	大阪府大阪市西淀川区千舟1丁目5番47号	(06)6473-4870	(06)6473-5090
関西支店四国営業所	790-0931	愛媛県松山市西石井1丁目7番43号	(089)969-6156	(089)958-6616
中国支店	733-0002	広島県広島市西区楠木町3丁目12番20号	(082)509-5470	(082)230-5014
九州支店	812-0031	福岡県福岡市博多区沖浜町11-10サンイースト福岡ビル南棟5階	(092)281-6287	(092)291-7864
法人営業課	105-0012	東京都港区芝大門1丁目5番10号	(03)6432-4522	(03)6432-4523
H T C 推 進 室	105-0012	東京都港区芝大門1丁目5番10号	(03)6432-4464	(03)6432-4147
N B M 推 進 室	105-0012	東京都港区芝大門1丁目5番10号	(03)6432-4464	(03)6432-4147
商品開発課	573-1132	大阪府枚方市招提田近3丁目5番地	(072)856-1288	(072)856-1310
消 設 事 業 部	573-1132	大阪府枚方市招提田近3丁目5番地	(072)856-1294	(072)818-0093
東京支店	105-0012	東京都港区芝大門1丁目5番10号	(03)6432-4397	(03)6432-4509
関西支店	555-0013	大阪府大阪市西淀川区千舟1丁目5番47号	(06)6471-1505	(06)6475-8241
関西支店名古屋事務所	460-0007	愛知県名古屋市中区新栄2丁目28番13号	(052)262-2581	(052)241-3017
関西支店九州事務所	812-0031	福岡県福岡市博多区沖浜町11-10サンイースト福岡ビル南棟5階	(092)281-6270	(092)291-7864
業務統括部	573-1132	大阪府枚方市招提田近3丁目5番地	(072)856-1294	(072)818-0093
F P S 事 業 部	555-0013	大阪府大阪市西淀川区千舟1丁目5番47号	(06)6471-1505	(06)6475-8241
東日本支店	105-0012	東京都港区芝大門1丁目5番10号	(03)6432-4404	(03)6432-4454
中日本支店	460-0007	愛知県名古屋市中区新栄2丁目28番13号	(052)262-2581	(052)241-3017
西日本支店	555-0013	大阪府大阪市西淀川区千舟1丁目5番47号	(06)6471-1505	(06)6475-8241
西日本支店九州事務所	812-0031	福岡県福岡市博多区沖浜町11-10サンイースト福岡ビル南棟5階	(092)281-6287	(092)291-7864
商品開発課	573-1132	大阪府枚方市招提田近3丁目5番地	(072)856-1293	(072)856-1310
メンテナンス事業部	105-0012	東京都港区芝大門1丁目5番10号	(03)6432-4107	(03)6432-4997
海外販売部	573-1132	大阪府枚方市招提田近3丁目5番地	(072)856-1292	(072)856-1475
関連会社	郵便番号	住 所	TEL	FAX
(株)ハツタテクノ本社	105-0012	東京都港区芝大門1丁目5番10号	(03)6452-9803	(03)6452-9833
新沖防災工業(株)	901-2131	沖縄県浦添市牧港2丁目55番2号	(0988)78-1941	(0988)78-8494
初田(上海)国際貿易有限公司	200040	中華人民共和国上海市長寧區金鐘路658弄8号A座1楼	+86-21-3214-0604	+86-21-6249-2536
初田(寧波)消防器材有限公司	315806	中華人民共和国浙江省寧波輸出加工区東環路28号	+86-574-2686-8855	+86-574-2688-2110
(株)サイアムハツタ	10110	Room 1206 12floor, 42 Tower, 65 soi Sukhumvit 42, Sukhumvit Road, Prakanong, Klongtoey, Bangkok, Thailand	+66-2-712-3272~3	+66-2-712-3274
HATSUTA AUTOMATIC SAFETY SOLUTIONS CO.,LTD	—	Da Nang Hitech Park Lot J47, Supporting Zone Da Nang Hitech Park, Hoa Lien Commune, Hoa Vang District, Da Nang City	+84-236-3789001	+84-236-3789002

お客さま相談窓口 0120-82-2041
 回収・リサイクル相談窓口 0120-82-2306
 URL www.hatsuta.co.jp

電話受付時間 (土・祝日を除く) 10:00~12:00, 13:00~17:00

所在地



◀ 本社敷地内案内図
敷地面積(本社):20,677m²



▶ 初田(寧波)消防器材有限公司
敷地面積:10,000m²



 株式会社 初田製作所

 www.hatsuta.co.jp

お客様相談窓口 **0120-82-2041**
電話受付時間 10:00~12:00,13:00~17:00(土・日・祝日を除く)

回収・リサイクル
相談窓口 **0120-82-2306**
電話受付時間 10:00~12:00,13:00~17:00(土・日・祝日を除く)
<https://fecycle.jp>

(ご用命は…)

サービスを真心でお届けします。



ISO 9001 ISO 14001
JQA-QM3671 JQA-EM2837
(本社・支店)